

君父の前に侍るときは、手は以て席に付き拜するの貌をなし、手を不可動搖也、而して軍旅の變に臨むときは、衣服を短くして劍戟を握ることを利し、手を席につかず、衣服の下に隠さず、速に手の用所たるを以て其貌とす、是手足の禮各其事物時處に因て相變の禮たり、容經曰、跪以微聲之容、擗右而下、進左而起、手有抑揚、各尊其紀、跪容也、拜以微折之容、吉事上左、凶事上右、隨前以舉、項衡以下、舉速無遲、背項之狀、如屋之玄、拜容也、其次に顔色辭氣の用は、志に従て其顔色あらはれ辭氣たがふものなれば、志を正しくするを以て教へとす、容貌は各内の思によるといへども、中にも顔色は五臟の發見する處、辭氣は血氣の動靜によることなれば、是を正しうすること志にありぬべし、容經曰、志有四、與、朝廷之志淵然、清以嚴、祭祀之志論然、思以和、軍旅之志惇然、精以厲、喪紀之志澀然、憂以湫、四志形中、四色發外、維如志色之經也、少儀曰、優

游喜樂者、鐘鼓之色、愀然清靜者、絳經之色、勃然充滿者、兵革之色、臨喪則必有哀色、介冑則有不可犯之色、故君子戒慎、不使色於人、又玉藻に玉色ありと云へるは、すべて人の顔色の和順なることを論ずる也、君召使擗、色勃如、過位色勃如、出降三等、還顔色、怡々如也と云は、孔子の君命を敬するの色也、色斯舉矣、翔而後集と云は、君子の見幾而作ことをいへり、色勵而内荏、譬諸小人、其猶穿窬之盜と孔子の宜は、内外の相違するを云也、曾子曰、正顔色、斯近信矣とあり、各顔色をつしむゆゑん也、但内その志を不改して巧言令色するの小人あり、色菴の姦人あつて色を以て君子の形をなすあり、是甚佞姦邪欲のもの、致す處にして、しばらく人を偽るにたれりといへども、ついに其あやまり發見すべし、況や君子の小人をみることは肺肝を如見なれば、かくさんとするに無由、不善を拵ふにかくる、處あるべからず、而して辭氣は言語氣息のあら

はる、處なり、玉藻曰、氣容肅、似不怒、容經曰、妄咳唾疾言嗟、氣不順、皆禁也といへり、屏氣似不息者と云は、夫子の至尊に近づき玉ふの辭氣也、下氣怡と云は、孝子の父につかふるの禮容也、樂記曰、樂者音之所由生也、其本在人心之感於物也、是故其哀心感者、其聲噍以殺、其樂心感者、其聲嘽以緩、其喜心感者、其聲發以散、其怒心感者、其聲粗以厲、其敬心感者、其聲直以廉、其愛心感者、其聲和以柔、六者非性也、感於物而后動とあり、樂に出る處の音聲も、物に感じて其辭氣の發する處也、こゝを以みれば、辭氣のあらはるゝ、尤可慎也、呂榮公曰、氣象者、辭令容止、輕重疾徐、足見之矣といへり、是各辭氣を所重なり、而して容貌の品大槩、こゝに所記也、容貌之動あり、動各有禮、所謂非禮勿動とは此心なるべし、而して動かすの法、平生居處の節あり、是坐するの法なり、容經曰、坐以經立之容、肘不差而足不跌、視平衡、曰經坐、微俯視尊者之膝、曰共坐、仰

首視不出尋常之内、曰肅坐、廣首低肘、曰卑坐、坐容也といへり、曲禮曰、坐毋箕、坐如屍と云は坐の法なり、居不坐と云は孔子の事をのべたり、こゝを以て云ときは、朝廷燕居吉凶軍賓嘉ともに、皆坐するの法ありぬべし、尤五倫の交り、其貴敬の坐、平敵の坐、心易き時の坐、各其心得あるべし、大丈夫居處常に變を不慮して、而して恭敬の心を存すべし、燕居閑暇にして無事なりと云ども、聊忽にし怠て禮を不可亂也、しかれば坐しては立ことを思、閑にしては動くの利を思ふ、是君子のつとめなり、曲禮に並坐不横肱と云へり、是人と並で坐するの法也、與人同處、不可自擇便利と云は、夏はすしからん處を擇、冬は暖かならん處を擇、すべて我に利するの坐を不可好の制也、淡の管寧、一の木榻に坐して五十餘年ついに未嘗股、其榻上當膝處皆穿たりと云へり、宋の程明道、終日端坐如泥塑人と云ふ、各獨坐して其形を不亂、其平處を養のいひ也、無事にして

如見大賓と云、出門如見敵と云、各是敬を存してみたりなる不可の戒也、子游爲武城宰、子曰、女得人焉爾乎、曰、有澹臺滅明者、行不由徑、非公事未嘗至於偃之室也、高柴自見孔子、足不履影、啓蟄不殺、方長不折、術輒之難、出而門閉、或曰、此有徑、子羔曰、吾聞之、君子不徑、曰、此有竇、子羔曰、吾聞之、君子不竇、有間使者至、門啓而出也、是皆聖門の學、其動容をしるせる也、但行不由徑、不徑不竇と云は聖人の戒にあらず、唯滅明子羔が得たる處の正しき也、聖人は徑より行こともあり、竇より出ることもあるべし、舜の井を掘てひそかにぬけあなを致し、孔子の微服して宋を過ぎ玉ふを以て可考也、故に朱子曰、不徑不竇、無事時可也、若有冠盜患難、如何守此以殘其軀、觀聖人微服過宋可見と注せり、而趨走の容あり、是行ことの速にしてはしりはしるの禮也、玉藻曰、疾趨則欲發、而手足勿移、不邪低搖、端行疾趨、隨節如矢、如風雷之垂也、

曲禮曰、帷薄之外不趨、帷薄、簾也、不見尊者也、堂上不趨、城上不趨、道狹、執玉不趨、志重也、といへり、容經曰、趨以微磬之容、飄然翼然、肩狀若流、足如射箭、趨容也、旋以微磬之容、其始動也、穆如驚條、其固復也、旋如濯絲、跔旋之容也といへり、是各趨走の禮なり、異朝には尊貴の前には速に通りにて不止を禮とす、故に趨の禮容あり、すべて急用あらんには趨り走るを以て禮とす、然れども或は人を驚かしめ、或は物に失あらんには、必ず趨ることを不用、曲禮曰、入國不馳と云へるの心なり、次に捧持の容あり、曲禮曰、授立不跪、授坐不立、凡奉者當心、提者當帶といへり、少儀曰、執虛如執盈、惣じて手に持つ所のもの、笏扇子の類と云とも更に傾曲すべからず、況や君父に奉る所の文書器物、聊も腰より下へさぐべからざる也、手の形傾側するときは所捧持不正して、或はこれがために身傾側し、或は捧持のものに足あたる、是甚無禮の至なり、大丈夫戰場にのぞんで劍

戟を持し弓矢を携、皆捧持の形に非ずや、尤可慎也、次に起臥之容あり、云心は、人平生の用、つとにおきて夜に寝るを以て節とす、内則曰、子事父母、鶏初鳴起とあり、是夙興の禮也、案するに、つとに起るの節、唯夜明にして、燈を消して人面こゝに明に、用事可辨のときを以て節とす、是公私皆興て用こゝに可足の時也、出仕してこの節によろしからしめんとならば、鶏初鳴の比より用意せしめずしては、此時に宜しかるべからず、故に古來夙に起るの節、各鶏初鳴の時を以てす、夜に寝るの制、大凡天既に暗くして用事辨じがたき時、外の事を止めて内に入るべし、而して従者下人を安居せしめ、我又四支を伸舒し氣をゆるやかにして屈伸を時なふべし、是夙興夜寢の制也、玉藻曰、寢恒東首すといへり、東方は生氣の方なれば、是を以て首とする也、曲禮曰、寢毋伏、論語、寢不屍といへり、是皆寢臥の形に怠慢のすがたを不見也、起臥は四支百骸の屈伸也、天地に時ない、今日の

事物交接、勞逸に従て其節を守るべし、不然ときは情欲にまかせて必ず放逸懶惰におち入、夙に興るの禮やみ夜に寝るの法すたれて、夜を以て晝とし晝を以て夜とす、政事こゝに廢し身軀の養こゝに失す、尤も可慎也、次に游藝の事あり、云心は、禮樂射御書數、すべて文武の藝、或は身軀の進退揖讓を習はしめ、或は手足の自由をかなへ、或は耳目の見聞を正し、或は音聲の所出を節にす、是内の思を正しくして、威儀をととのへ、大丈夫君父につかへ身を奉ずるの理をつくせり、されば弓馬の家に生れて、其身既に大丈夫の志あらんには、禮を以て進退を節し、樂を以て其用を和順ならしめ、射御を以て士のつとめとす、是各今日日用のわざにして、其用法常につしむ習て其容貌を練るべし、書は必ず物を書までを云にあらず、讀書して文字を讀覺え古今の事をしる、是書也、數は天地の數事物の多少をはかる也、數を詳にせざれば度量を不知、此皆容貌の動にして威儀のよる處也、さ

れば禮を云ときは、吉凶軍賓嘉に付て各其禮容あり、飲食の禮あり、衣服の禮あり、家宅の禮あり、すべて遺問贈答の禮、其器物の取あつかひ、身の進退言の品あり、曲禮を詳に考へ、本朝古今の制を具にして、時義を以て用捨して其宜きに可_レ叶也、犬馬金玉刀劍酒食、各曲禮に其法を出す、今日これを用いがたきが故にこゝに不_レ書也、樂は本朝又八音の樂ありといへども、其制不_レ詳、近來猿樂を祓で武家の樂とす、其事甚提徑にして、其所_レ歌虛妄異端の説多、其所_レ舞異様過奢にして非_レ所_レ實、其所_レ採唯笛鼓を以てしてわづかに竹革の音あり、尤古樂と不_レ可_レ同_レ年語といへども、世俗これを以て習はしとす、下として變易すべからず、其歌曲の間又有_レ實事_二の猿樂は、郢曲淫聲の及ぶ處に非ず、故に以_レ之爲_レ伎樂も亦たれり、射御の制は、儀禮に射義の法を詳にす、御法は絶て不_レ見、本朝射御の制尤詳也、具に習練して其禮を糾明し、君子の道に可_レ至、射義に曰、射者進退周旋必中_レ禮、内志

正、外牀直、然後持_三弓矢_二審固、持_三弓矢_二審固、然後可_レ以言_中、此可_レ以觀_三德行_二矣と出せり、弓馬は大丈夫の業とする處也、少らくも暇あらんには、平生手習足習て聊も不_レ可_レ怠也、而して弓馬についての禮さまざま、品多し、詳に可_レ究理也、字畫を習、文字讀書の事、是閑暇の間可_レ付_レ心の用也、程明道作_レ字畫敬_三嘗謂_レ人曰、非_レ欲_三字好_二、即此是學といへり、手足の用皆威儀の所_レ具にして、是をゆるがせに仕るときは放心の本也、かりそめの手すさみと云ども、傾曲して不_レ正には、其内の所_レ養可_レ知、故に字畫を習はすにも放心を以て戒とす、張思叔が座右の銘に、字畫必楷正と云へり、況や讀書の法漫なるべからず、其讀所の威儀放埒にして或は枕を高して書をひらき、或は寢臥してこれを讀ときは、心こゝに不_レ正を以て、内に記識する所あらず、ここに古今の聖賢天子高貴の人の行跡名氏その内にのれり、聊これをゆるがせにせんことは大丈夫の意ならんや、顔氏家訓に、人の書

籍を借ては愛護してつゝしむ、是を士大夫百行の一也といへり、有_レ狼_三藉几案_二、分_レ散部帙、多爲_レ童幼婢妾所_レ點汚、風雨蟲鼠所_レ毀傷、實爲_レ累_レ德と論ず、是可_レ慎のゆへ也、分數は度量の用也、天地人物此數を不_レ出、つゝしみて詳に考、今日の營を正しからしむべし、分數不_レ明ば、過不及あつて皆たがふべし、次に佩玉の事、禮記に曰、古之君子必佩_レ玉、右徵角、左宮羽、玉聲所_レ趨以_三采齊_二、行以_三肆夏_二、周還中_レ規、折旋中矩、進則揖_レ之、退則揚_レ之、然後玉鏘鳴也、故君子在_レ車則聞_三鸞和之聲_二、行則鳴_三佩玉_二、是以非_レ辟之心無_三自入_二也といへり、是は立にも居にも行歩せしむるにも、左右の玉の音の響を合せて、聊おこたらず肆ならしめざらんための制也、若し助靜禮に違ふときは、佩玉の音其響不_レ和、腰に佩玉あるは、容貌威儀をたし徳をこれに可_レ比の用也、車には鸞和の鈴を付て、其響を和せしめて御者の禮をたし、内の怠を戒しめ、其心を靜ならしむ、すべて左右の佩ものを以て、

自其威儀の正しからんことを欲す、是君子の日用也、如_レ此に容貌をととのへて、而して後に威儀の則明なるべし、大丈夫の身をととのふるごとく如_レ此につゝしみて、初めて君子の道に可_レ入也、助靜所を失、威儀ここに紛亂するときは、自然に内の志放埒にして其徳正しからず、容貌の威儀悉く内の徳にかゝる、其の重きこと可_レ知也、

○節_二飲食之用_一

師嘗曰、凡そ天地の間の生物、飲食せざるときは身を養ふこと不_レ能、是五行相生の説也、木は水の養を以て長じ、金は土の養に因て生ず、人は萬物の靈なるを以て、五行の養をともに全く得て而して其天年を全くす、一日も飲食かくる時はこの生損す、是人の飲食を以て要とするゆえんなり、子貢問_レ政、子曰、足_レ食足_レ兵民信_レ之といへり、洪範の八政に、第一に食を以てす、各其本とする所あればなり、而ば飲は水に付、食は五穀によれり、渴し餓て水を求め食をなさんに

は、飲食節を過す、常に飽満して飲食をなさんも又節をこゆることあり、故に聖人初めて飲食を節ならしめて、人の天年を終へしむるに至る也、是天地生物必ず飲食あるのゆへん也、其節如何してか計らんとならば、唯至て饑渴せざるを以て節とすべし、今推して是を論するに、人の飲食過不及き時は、食は三時を以て一回とす、飲は其半にして一回す、云心は、朝に起て辰の刻に食し飲し、而して三時を隔、未の刻に又飲食す、是朝夕の飲食其節に中る也、天地の變皆三數にあたり、人の腹中又三時にして其飲食を消す、飲は其半にして一回すべき也、古人此制を詳にして、初めて朝夕の食を定めて饑渴を養はしむ、是不_レ得_レ已の天節也、是を過るときは、脾胃損じ肉こ、に餘て氣血却て弱し、是に不_レ及ときは、脾胃うゑて肉こに損じ氣血不_レ全、各天然の節をたがふるゆへなり、此節たがへるの人は氣質必ず變あるべし、唯是を以て節とすべし、日長ときは晝食し夜長ときは夜食

す、是二時の食に不足あるときの制也、不足あらずして是を好まんは節を失に可_レ至也、凡そ天は地によつてめぐる、人は脾胃の食を以て地とす、食たゆれば氣不_レ廻、地なければ天不_レ立が如し、次に飲食の制あり、其人の俸祿官位に従て、各相定まる處の飲食を制すべし、位高く祿厚き人は上品の食を以て養とす、中下各これにしたがふべし、其間分限より儉するにあらずべし、過奢は限りなきものにして多くの費あれば也、王制曰、諸侯無_レ故不_レ殺_レ牛、大夫無_レ故不_レ殺_レ羊、士無_レ故不_レ殺_レ大夫、庶人無_レ故不_レ殺_レ豕、祭禮と云、是人の位によつて其飲食の制あつて、其間儉を用る也、周禮に、天子羞用_三百二十品_{と云へり、又公食_{作卿}大夫禮燕禮、皆以て可_レ考、世俗の學者此わきまへを不_レ知して、しきりに儉約を事とし、ついに利害に陥りて財寶を山の如くつむに至れり、而して唐堯の藜藿のあつもの、夏禹の非_二飲食_一を以て證とす、尤可笑、唐堯は少昊顓頊の末に出て、末世の草味に業を立て}

玉ふて、飲食の制も詳なるべからず、夏禹は洪水を治め、天下いまだ其功をはらざることを以て、身を奉ずることを薄くして其費を天下の大功に省けり、各輕重の因る所甚だ其理あり、周に至て文質ともに相と、のい、衣食居の則尤處を得、食膳の法、八珍の制ともにそなはれり、是歴代の損益に非ずや、其わきまへを不_レ知して、天下國家に事なく、財産府庫に充て、位祿相應の飲食を不_レ用は、是身をいたためて庫を富ます也、君子の不_レ用處也、士その位なく其祿微にして又食の味をこのまんことは、是大丈夫の質にあらず、飲食においても猶忍ぶことを不_レ得ば、何を以てか忍ぶことを可_レ得や、孔子、士志_二於道_一して惡衣惡食を耻るをば、ともに議るに不_レ足との玉い、顔淵が一箒の食一瓢の飲にして不_レ改_二其樂_一を歎美し玉ふこと、是各其分にやすんずれば也、宋の汪信民嘗言、人常咬_二得菜根_一、則百事可_レ做、胡文定公聞_レ之、驟_レ節嘆賞すと云へるは、其分なくしては其求を重から

せまじきため也、世衰へ風俗すたれて、人皆飲食を好むこと分に過ぎてしきりに奇味をなす、こゝにおいて口味に耽り體常にゆるやかにして、大丈夫の志目を遂てむなし、是飲食に節を失て、位祿豊大なる輩は却て疎食し、微官貧乏の輩は好味を飮ぶのあやまりあれば也、孟子曰、飲食之人、則人賤_レ之矣、爲_二其養_一小以失_レ大也とは此心なるべし、又年老の節あり、人の年に少壯老あつて、幼弱の間は美食を以て養はざるときは氣血全くと、のほらす、老年の後は魚肉を以て老衰の氣血をたすけしむ、七十而非_レ肉不_レ飽と云へる是也、年に三段のたがい有_レ之が如く、人々の氣質に其差別あり、尤可_レ慎_二其養_一也、又天の時あり、寒温燥濕を考へて、寒天には温物を食とし温天には冷物を主とす、燥濕皆是に准ず、此節たがふときは必ず内に病を生ず、而して飲食亦不_レ宜、又土地に付て其飲食の味たがひ、其物の厚薄善惡あり、是を考へて飲食を制すべし、况や祭祀饗應飲酒の禮節、古人既に

を深すこと二寸に及を以て下品の人とす、飲食の間、世事を談じ口を開き笑かたること、禮に非ず、是其大槩也、猶心を付て其制法を究明仕るべし、君父の前に侍て食に預る事あらば、萬づ君父の禮をうけて、己先だつて不可_レ飲食、但先嘗てこゝろむべき食物等は、皆自先んじて飲食すべし、度々に君父の方を伺て、左右に色躰し、禮容を恭敬すべし、顔色を正し口容をなをくし、口中の音あらしめず、一品々々に恭しく受て、或は拜し或は揖し、盤を不_レ汚、椀を大にけがさず、骨あるもの核あるものは皆是を懐にす、酒は己れ先なむ、すべて其禮多しと云へども、母_レ不_レ敬の三字を以て是を守るべし、玉藻曰、君未_レ覆_レ手不_レ敢_レ殮、覆手以併呼、君既徹、執_レ飯與_レ醬、乃出授_レ從者、食_レ於_レ殿、已食之也、君既徹、執_レ飯與_レ醬、乃出授_レ從者、者之前、當_レ親士相見禮曰、若君賜_レ之食、則君祭先飯、獨嘗_レ也、膳飲_レ而俟、君命_レ之食、然後食、曲禮曰、賜_レ菓於君前、其有_レ核者懷_レ其核、御_レ食於君、君賜_レ餘、器之澆者不_レ寫、其餘皆寫、寫、傳_レ已器中、乃食之也、論語曰、君賜_レ食、必正

席先嘗_レ之、君賜_レ腥必熟而薦_レ之、君賜_レ生必畜_レ之といへり、是君父に侍食するの禮也、曲禮曰、侍_レ食於長者、主人親饋、則拜而食、主人不_レ親饋、則不_レ拜而食、玉藻曰、凡食_レ菓實_レ者後_レ君子、火食者先_レ君子、曲禮曰、侍_レ飲於長者、酒進則起、拜受_レ於尊所、近_レ尊、長者也、長者辭、少者反_レ席而飲、長者舉未_レ餽、少者不_レ敢_レ飲、出たり、是長者に侍食するの禮也、曲禮曰、凡進_レ食之禮、左_レ殺右_レ馘、食居_レ人之左、羹居_レ人之右、膾炙處_レ外、醢醬處_レ內、葱涑處_レ末、酒漿處_レ右、卒_レ食、客自_レ前跪撤_レ飯齊、以授_レ相者、主人與辭_レ於客、然後客坐、玉藻曰、客祭、主人辭曰、不_レ足_レ祭也、客殮、美_レ食也、主人辭以_レ疏云々、是賓主の禮也、此外飲食を用ひ、或は給仕配膳の法、或は飲酒の儀、品々多しといへども本朝の式に異也、其進退禮讓は、よく究理するの輩に學んで時宜に隨ふべし、次に君子は庖厨を遠ざくると云へることあり、庖は宰殺の所と注して、鳥獸を殺し料理せしむるの場也、厨は烹飪之所と注して、料理のもの

をあつものし煮る所の地也、君子是を近づけては必ず利心さざして、或は吝惜の心も生じ、魚鳥を殺生するにつけて憐心も出、又忍ぶ心も生ず、ともに心よからず、或は衰矣の臭あり、其こしらへを見て不_レ忍_レ食のゆへんあり、然れば君子の近づき可_レ居所に非ず、故にこれを遠ざくべし、禮記曰、君子遠_レ庖厨、凡有_レ血氣_レ之類、弗_レ自_レ殘_レ也といへり、君子平生天然の性を養を以て道とす、故に其心入如_レ此也、

○明_レ衣服之制

師嘗曰、衣服は人の身を覆て寒暑を節にするゆゑん也、是不_レ時_レ已して其制あるゆゑん也、凡天地の生物、各羽毛鱗介あつて身をかくし、其禮容をあらはす、人は裸にして身に自身の羽毛鱗介なし、これ萬物の靈にして其知生物に秀たるを以て、知を以て物を巧み、才を以て其制を宜して、自然に寒暑を時なひ其禮容を正しくするの本そはなれり、されば上代は木の葉をあつめて是をつり、鳥獸の羽毛を集て衣服

の制として唯寒暑を時なへり、是天下創業にして民のわざ未_レ定、其制衣服までに不_レ及を以て也、而して五帝に及で、黄帝始めて衣と裳との品を定めて、衣裳の制こゝになれり、本朝の往古又これに異なることあるべからざる也、然れば衣服の用人々皆不_レ可_レ無の器にして、其制又威儀の説備はるゆゑん也、若衣服は寒を蔽ふためなりと云て衣服の威儀を不_レ正ば、是黄帝以前の民にして唯其天然のまゝなり、今日の民に非ず、黄帝已後においては天下に其制あり、今其制を棄んと云は是天下の賊民と可_レ云也、故に威儀を正すこと、是又衣服の制にあるゆゑん也、次に衣服の制のこと、聖人其衣服に因て徳を正し、其身を平直ならしめ、其威儀を正しからしめんことを欲してこゝに其制を定む、更に私の便利を以て本とする處なし、天地の大公を基として其制法を定む、林氏曰、黄帝始備_レ衣裳之制、舜觀_レ古人之象、繪_レ日月星辰山龍華蟲於衣、繡_レ宗彝藻火粉米黼黻於裳、以象_レ乾坤、以昭_レ衆

の服に品々多きを以て也、次に冠婚喪祭賓客饗應軍旅のことに因て、其服其制あるべし、士冠禮に三加の品を出せり、本朝又其禮あり、婚禮に婿婦服の法を出す、尤喪に斬齊衰齊大功緦麻等の制あり、祭に明衣淨衣等あり、賓客饗應に從て其服の品あるべし、軍旅の容貌戎衣甲冑あり、并に弓馬に宜しき衣服あり、其服の制一舉不可_レ杜、具に究明して其宜に可_レ從也、次に衣服の用法あり、衣裳は上下の用に於て、上は以て心腹手背をを、ひ、下は以て腰脚前後を蔽ふ、上を衣と云、下を裳と云、これ衣裳の法也、衣者上軀之服、古者朝服有_二玄衮、有_二毳衣、有_二黻衣、有_二緇衣、有_二錦衣、有_二深衣、其制多相似と也、下軀之服、古者綉裳五色備、前五幅、後四幅、以_レ纁爲_レ之、刺_レ綉於其上と也、而して其制作法歷代不同也、本朝衣服令に所_レ出尤詳也、而して本朝には男女皆上に衣を用て下に袴を用、袴の上に加ふるに有_二褶之制、令曰、加_二袴、上_二也云々、異朝には衣裳あつて本朝には衣袴あり、其用本朝の制其相叶

て腰脚の利多し、而して衣服の上に袍を着す、袖口濶五位已上一尺爲_レ限、六位已下八寸、女亦准_レ此といへり、其後長保の制、袖濶一尺八寸以下、袴廣不_レ及三幅、或衣袖袴廣以_二一尺六寸爲_レ限ともいへり、是定れる制也、猶舊記に從て其制を可_レ考、近代は便用を專として、衣服の制甚捷徑になれり、凡そ衣は腹背を蔽て寒暑を時なふ、是不_レ得_レ已の所以にして、其間是を制するに禮を以て節す、故に身の肉を外にあらはさず、形の見苦きを外に不_レ出、能くつゝましめ、袖を長くして手の形を不_レ見、手は必動きやすし、動く時は非禮のわざありやすきを以て、其形をかくし、手の動くを自然にやめしむ、然れども手は動くを以て要とするがゆゑに、袖の口をひろくして急に出だすに又利あらしむ、是衣の制作なり、袴は前後兩足をを、ふ、是又足の形を出ださず、前後をを、ふに、貴人の前に動靜することを利す、足又動て非禮の行ありやし、故に其袴の長くして、急に歩むべからず、非禮

の行成がたからしむ、然れども是は動き歩むを以て用とするがゆゑに、上括下括等の制あつて、歩行するに利あらしむ、されば袍の袖長くして手を蔽、袴のたけ長して足をかくす、手足に非禮の動なからしむるを以て、臣は君の前において非禮非義の行自然に不_レ能、子又父の前においても然り、すべて五倫の間、衣裳の制に因て、不_レ得_レ止して非禮非義をなすこと不可_レ能しむ、若し袍の袖をく、り舉、袴を上にく、り赤脚ならんには、必ず非常の相ありと知るに足れり、古の聖人其制する處尤ゆるあること、也、是禮服の法也、私に於て着用せんには、小袖と號してゆきを短くし、袖の下をつゝめ袖口をせばくして、風寒をのぞき便用を利す、是を褻の衣と云へり、袴はすそを短くして往來を利せしむ、是唯私に所_レ用にして、聊公事に服するに非ず、孔子私の小袖は右の袖を短くし玉へりと論語に出たり、近代に及んで専ら便用を事として、褻時ともに皆小袖を着用す、近比迄袖のゆきを

短くして、猶袖の口を闊くして廣袖と號し、下に袖口せばき下衣を着せりと也、今皆上下公私ともに小袖になれり、專其便用能く、其所_レ見捷徑にして、風寒をよく拒ぐを以て也、而して袍のかはりに肩衣を着し、下に袴を着して其たけを短くし、足の出入を利す、是古來凡下のもの皆手足の便用を利して人の奴隸たるに宜しきを以て、此制あつて着_レ之、今高貴の人も又着_レ之、是戰國戎衣の便用を受けて平生の衣服とすれば也、武は專便用を利して武の要用を必とす、今用ふる處の制、是武の衣戎のすがた也、本朝衣服令、皆唐の制に准せり、故に袴の制又是にしたがへり、文献通考一百十二に曰、唐德宗貞元十五年、膳部郎中歸崇敬、以_二百官朝望朝服袴非_二古禮、上_レ疏云、按三代典禮、兩漢史籍、並無_二袴褶之制、亦未_レ詳_二所_レ起之由、山_二隋代以來、始有_二服者、請罷_レ之、詔可、馬端臨曰、袴褶、魏晉以來、以爲_二車駕親戎中外戎服之服、晉制、雖_レ有_二其說、而不_レ言_二其制、然既曰_二戎服、之、必戎服也、

至隋煬帝時、巡遊無度、詔百官從行服褶袴、軍旅間不便、遂令改服戎衣、爲紫緋綠青之服、則所謂袴褶者、又似是褻衣、長袴非鞍馬征行所便者、與戎服之說不類、韻書訓褶爲袴、又爲裕也、然袴裳也、裕衣之交領也、則不知所謂袴褶者一物乎二物乎、唐制服志、群臣服條內有緋褶大口袴、則似是二物、然不知所謂緋褶者衣乎裳乎云々、然れば袴褶ともに隋唐の制にして三代の制に非ず、本朝唐の法にのつとりて此制あつて、褶をひらみと訓して、袴の上に加と注解せり、表袴は禮服束帶の時用之、下袴は下結の時用ゆと、左府の名目に出たり、本朝の衣服も古を變じて定制分明ならずして、頻りに身に宜を以て此用とす、すべて袴計りにかざらず、諸の衣服唯使用をこととして禮容を學ぶこと非るを以て、其形自夷狄のごとくなりて威儀更に不明、威儀如此時は、心氣これにつれて其本を失て皆捷徑を事とす、故に古人衣服の制において其禮を詳にして、若し非服

を着するものあれば、次にこれを改めて其威儀の過不及を論せる也、しかれども世ごとに時ことなるを以て、衣服に不限皆今を用ること、專利己の輩は、古の制は甚迂闊也、不足用、今の制是相應也と思ふこと多し、故に古人衣服の制においても、自身非禮を改ためしめ、亂臣賊子の心をひるがへしめんがため、仁心を能く辨認して、而して今の制の宜に可從也、古の制宜しと云へども、風俗皆如此なるに、今に居て古の形をなさんことは、是又聖人の變に處するゆゑんにあらず、禮樂の制は天子の所出也、下としてこれを改たむ不可也、人に不從、我は我にてたんと云は、是又身を利する也、況や武士の衣服は又其制かはれり、本朝の今武を以て天下の政令全ければ、下皆其禮を學んで、本に聖人の心あつて形に時の宜を守て、君父へ忠孝の形をあらはし、朋友へ禮儀の交をなさんこと、眞の大丈夫と可云也、宋の朱子、家禮において深衣の制を詳にし、甚好で私居の時服之、其

制は本大戴禮、詳に出也、其説に曰く、古者深衣、蓋有制度、以應規矩準繩權衡、短毋見膚、長毋被土、制十有二幅、以應十有二月、袂圓以應規、曲袷如矩、以應方云々、其制法甚詳にして、古來の服制これのみのこれり、故に時に不叶といへども、温公朱子は私に著之と也、是古を慕ふの志深ければ也、後人又これを必として儒服とせんことは不可也、蓋田呂氏曰、深衣之用、上下不嫌同名、吉凶不嫌同制、男女不嫌同服、諸侯朝朝服、夕深衣、大夫士朝立端、夕深衣、庶人衣吉服深衣而已、此上下之同也、有虞氏而養老、諸侯大夫夕皆深衣、將軍文字除喪而受越人吊、練冠深衣、親迎、女在塗、婿之父母死、深衣縞總以趨喪、此吉凶男女之同也、蓋深衣者簡便之服、雖不經見、推其義類、則非朝祭、皆可服之、故曰、可爲文、可爲武、可爲摯相、可爲治軍旅也、馬端臨曰、三代時衣服之制、其可攷見者、雖不レ一、然除冕服之外、惟玄端深衣二者、其用最廣、玄

端則自天子至士、皆可服之、深衣則自天子至庶人、皆可服之、蓋玄端者國家之命服也、深衣者聖賢之法服也、然玄端雖曰命服、而本無等級、非若冕弁之服、上下截然者之比、故天子服之而不卑、士服之而不爲僭、至於深衣、則裁制縫袷、動合禮法、故賤者可服、貴者亦可服、朝廷可服、燕私亦可服、天子服之以養老、謂諸侯服之以祭膳、卿大夫士服之以視私朝、庶人服之以賓祭、蓋亦未嘗有等級也、古人衣服之制不復存、獨深衣則戴記言之甚備、然其制雖具存、而後世苟有服之者、非以詭異貽譏、則以儒綬取嘲、雖康節大賢、亦有今人不取服古衣之説、司馬温公必居獨樂園、而後服之、呂榮陽朱文公必休致而後服之、然則三君子當居官治職見用於世之時、亦不取、此以取駭於俗觀也といへり、深衣の制のみ今に其説詳にして、殊に聖賢の法服各天地の用に相叶へりと雖も、時に於て不相應を服せんは、唯私の服の心に叶へるま、

拘帶、謂之拘躡云々、今世に用ゆる所專使用を利す、尤心得あるべし、帶は前に結ぶを以て古法とすといへども、近代袴を着するの制に宜を以て、後にむすぶを用ゆ、武容猶用前紳也、次に履の制あり、周禮屨人所掌、有烏有履、鄭氏謂、履下曰烏、單下曰屨、唯服冕烏、其餘皆履といへり、又屨と云あり、草履也と注す、今のわらじの如し、ともに足を入れて其形をあらはさしめざるの器也、歩行すること輕忽ならしめざらんために、貴人のくつは皆下にうらをつけ、指の入處の先にかざりを致し、更に足をあらはさず、若し輕くはしらんに利あらしめんとならば、今の草履の如く、下を一重にして足をあらはし、鼻緒を用て歩に利あらしむべき也、その内履は草を以て致し履は麻履也と注す、後世に至て金銀の飾を用、尤あやまりと云べし、次に佩のこと、古之君子必佩玉と云へり、陳氏禮書曰、古之君子必佩玉、其制上有折衝、下有双環、中有珉瑀、下有衝牙、貫之以組

綬、納之以蠟珠、而其色有白蒼赤之弁、其聲有角徵宮羽之應、其象有仁智禮樂忠信道德之備、此所以非僻之心無自入也といへり、君子佩玉は、其佩玉を見て己れが徳を致し、溫潤を玉に可比と云へるの心なるべし、ことに往來ともに、佩玉の聲合ときは其威儀あたり、玉たがふときは威儀こゝにそむくを考へて、身軀の威儀不得已して正しからんことを欲するが故に、必佩玉也、而して天子より士に至るまで其制あり、士は佩璠璣而緼組綬と玉藻に出たり、内則に子事父母ことを以左右佩用といへり、謂身之兩旁佩帨巾小刀之類、以備用と注せり、玉のみにあらず、自ら使用を利するものを佩る也、孔子去喪無所不佩となれば、使用は云に不足、すべて佩を以て身の威儀を正すによつて也、唐宋に及んで官人皆金銀の魚袋を佩す、各其官位に隨へり、魚袋古之算袋、魏文帝易以龜袋、取其先知歸順之義、又唐改以魚袋、取其合魚符之義、自一品至六

品以下皆佩と云へり、本朝衣服令に玉佩の説あり、袋のことあり、專唐の制にひとし、武士横刀をおび並に火打袋を佩て使用を利すといへども、威儀則あることを不知、尤可歎也、次に笏の制あり、天子より士に至るまで、各其用詳に禮記に出たり、天子の持玉ふをば珽といへり、天子指珽、方正於天下也と云、是也、諸侯茶と云、前訓後直、讓於天子也、茶、讀爲餅、大夫前屈後直、無所不讓也、將適公所、史進象笏、書思對命といへり、荀卿曰、天子御珽、諸侯御茶、大夫服笏と云、皆同じ儀也、されば天子より士まで各笏を用て其威儀とす、天子はこれを用て自身をしるして身を省み事を指示す、諸臣は君命をしるし我所可述をしるし、世事をのせて君命に應じ、不可忘ことを以てつとめとし、且君に指示し奉るの便用とす、管子曰、天子執玉笏以朝、釋名曰、笏忽也、君有命則書其上、備忽忘也といへり、有事則書之、故常簪筆、令之白筆、是其遺象也、手版即

古笏矣、頭復有白筆、以紫皮囊之、名曰笏とあり、珽の長尺二寸、方而不折、以球玉爲之、笏度二尺有六寸、中博二寸、其殺六分而去一、晉宋以來謂之手版、此乃不經也、五品已上通用象牙、六品以下兼用竹木、唐張九齡、常使人持之、因設笏、自九齡始、歷代とも此制あり、本朝衣服令に其事を出して唐の例に准せり、牙の笏慶賀の笏等あり、笏をしやくと云習はせり、朱子語錄曰、今官員執笏、最無義理、笏者唯在君前記事、恐事多、須以紙粘笏上、記其頭緒、或在君前不可以手指人物、使用笏指之、此笏常只插在腰間、不執在手中、天子攝齊升堂、何曾手中有笏、攝者是畏謹、恐上階時踏著裳、有顛仆之患、執者自是贊見之物、唯是捧至君前、不是如執笏、所以天子執圭時、便足縮々如履有循線、手中有圭、不得攝齊亦防顛仆、馬端臨曰、圭鎮玉也、笏服飾也、圭則執之以爲信、笏則執之以爲飾、晦庵言、笏只是君前記事指畫之具、不當執之於手、然古者天子

亦有笏、豈又藉此以記事指畫乎、蓋朝章之服飾也、但天子之笏以玉爲之、其制似圭、而天子與公侯伯之圭、上銳下方、其形類笏、故後人或誤以圭爲笏、然笏者非執則指、不可須臾去身者也、若圭則天子以禮神、諸侯以朝見、天子不過當其事之時暫捧之而即尊之、不常執也、嘗見繪禮圖者、繪上公袞冕執桓圭、左手如取笏之狀、是矣、至卿大夫、無圭、則端冕盛服而執、所謂蓋者、蓋爲可笑、蓋誤以圭爲笏、誤以鎮信之具爲服飾之具、故也、今案するに、馬端臨笏を以て服飾之具とするは又誤れり、聖人何ぞ不入の物を制して服飾とせんや、天子又記事指畫のことあるべからずと云もあやまれり、笏常に身を不離は、天子も又其可忘失之事、今敬慮におもむく處は、則じるし付け給ふべし、又指畫して侍臣に示し玉ふべし、手指を出さんは君臣ともに禮に非ざれば也、故に天子より士に至るまで笏あるべき也、本朝又笏槍扇の類これ也、俗下れ

るに及んで、上公より士大夫まで皆扇を用ふ、是禮の失するゆゑ也、そのゆゑは、扇は暑を除するの器也、臣子君父の前においては、あつしと云もみだりに扇をつかふべからざる也、若し是を腰間にさしはさまば、不慮に扇をぬいて風をまふけ、失禮に至ることもあるべし、故に公庭には笏槍扇を用て書思對命、指示して禮を以てして、更に身を利するの用とせず、唯君父に對して忠孝の思入計り也、身を利し使用を事として此扇挿になれり、是又時のならはしなれば尤不可變、扇を用ゆること古の笏に相比して、身の使用を先にするることなかれ、次に男女の服制のことあり、女の服、王后より士庶人の妻に至るまで尤其制あり、周禮に追師の官あつて王公の首服を司り、内司服あつて王后の六服を司、其制詳に周禮に出で、歷代の制法皆文獻通考に出せり、其形三才圖會にのす、是を以可考、本朝の制衣服令に出で、唐の制に准ず、是又徳を表し威儀をしめして色容の飾とすべか

らず、二儀實錄曰、爰自黃帝爲冠冕、而婦人之首飾無文、至周亦不過副笄而已、漢宮掖承恩者、始賜碧或緋美容冠子、則其物自漢始也、又曰、燈人氏婦人始束髮爲髻、至周王后首飾爲副編、鄭云、三輔謂之假髮、又曰、燈人始爲髻、女以荆杖及竹爲笄、以貫髮、至堯以銅爲之、且橫貫之、舜雜以象牙玳瑁、郭憲洞冥記曰、漢武帝元鼎元年、有神女、留玉釵與帝、故宮人作玉釵也、女の髮の飾さまく多く、容色に白粉紅臙をぬること、皆古來三代の制にあらず、燕脂起自紂、以紅藍花汁凝作之、調脂飾女面、産於燕地、故曰燕脂といへり、白土粉水銀粉を用て面に抹すること、猶古の制にあらず、唯色に耽るがゆゑに其かざりを専とするになれり、尤可歎息也、次に衣服色采制法のことあり、古來は皆布を用て其制とす、其後綿帛のあたかなるあつてこゝにたれり、而して貴賤或は表文をるがき或はぬいものして、是を以て品をわかつて差別せしむ、

其後色を染分け、そのものを詳にす、唐に至て初めて士人皆織もの、巧なるを以つて上衣とす、是貴女功之始也といへり、然れば衣服皆布帛を以て本とし、衣之背或はるがき或はぬいものして、其家々をわから其貴賤を定めて事たれり、凡そ表文を出すには、前後の付所付様各以て可詳、不然時は是を着して威儀不正、自身の傾側をたすこと不可叶もの也、故に前に付ては自見て威儀をたし、後に付ては人にみせて其威儀を改ためしめ、向ときは君父にその姓名をしらしめ、後よりはあとに来る人に其姓名をしらしめためなれば、自の威儀を正し人の非禮をうけず、相互に表文して合符とす、是更にかざりに非る也、天子諸侯より士庶人まで各如此ときは、其衣服を見て其官位を知、表文を見て其德行姓氏をし、其出しやうを見て嫡庶を辨じ非僻之行をはかる、聖人の制尤ゆゑありと可知也、唐の武徳年中に衣服令を定め、天子之服は十四の品を分け、群臣の服は二

十有一品に定め、其制をまち／＼に究む、然れども上世を去ること甚遠して、其采色綿帛皆以て甚奢れり、豈君子の制ならんや、况や後世に至て蕃國の珍産多くして、これを以て衣服とす、この國の制法こと／＼く失するに至れり、彼夷狄は唯己れが身を利するを以て専とし、國又邊鄙にして四時不_レ宜を以て、麻と_レり桑とること不_レ叶がゆるに、鳥獸の毛をあつめ其皮を制してこれが衣服とす、豈中國の寒暑を時なうが如くならんや、然に中國に居て麻布綿帛の寒暑に宜きを棄て、或はにこげの衣を着し或は木綿のあらきを用ば、中國の人に可_レ稱のことなし、たとへ見にみごとなり着て宜しと云とも、聖人の法服にあらず、是を用ゆるに不足也、而して染色のこと、五色の正色を以て高下の品を定むべし、相雜はるの染物、間色さまことなる色を用ひんは、君子の大に戒むる處也、童子女子は用_レ之といへども、其養を詳にせんには、童子と云とも如_レ此の色ある服をなさしむべからざる

也、婦人猶然り、朱子曰、自_レ隋煬帝令_レ百官以_レ戎服從、一品賜_レ紫、次朱、次綠、後世遂爲_レ朝服、馬端臨曰、用_レ紫綠青爲_レ命服、始_レ於隋煬帝、而其制遂定_レ於唐、然漢夏侯勝謂、士明_レ經、取_レ青紫如_レ拾_レ芥、揚子雲亦言、紆_レ青施_レ紫、西漢服章無_レ所_レ考見、史言、祭服用_レ紆_レ緋、玄、東漢則百官之服、皆紆_レ玄而青紫、乃其時貴官燕居之服、非_レ微賤者所_レ可_レ服歟、丘文莊曰、孔子曰、紅紫不_レ以_レ爲_レ褻服、朱子謂、紅紫間色、不_レ正、嗚呼五胡亂_レ華以來、極_レ於元魏之世、凡中國之衣冠禮服、皆爲_レ所_レ變、一切趨_レ於苟簡、是雖_レ華夏之域、其所_レ以爲_レ身之章者、無_レ復上衣下裳之制、豈但其服色之不_レ正而已哉、自_レ隋以來、以_レ紫爲_レ大臣之服、我朝始復_レ古制、朝服一以_レ赤云々、凡そ間色は四方の色相交てなるの色にして、純粹なる色にあらず、衣服は威儀のよる處なれば、君子大丈夫の所_レ貴也、然るに好むにまかせて色をなし、風流によつて婉色を用、利害によつて穢汚のあらはれざるを専とす、是古制の心に非

ず、小人のわざ也、本朝准_レ唐制して、紫色を禁じて卑賤のものに不_レ令_レ着、是因循する故也、而して表文を染め出すこと、古來其制尤も嚴也、其徳あらずして其表文を盛にせんことは上下の品にあらず、丘文莊曰、我朝凡官品常服、用_レ雜色紵絲綾羅絲織、庶民止用_レ紵絹紗布、並不_レ許_レ玄黃紫三色、並織_レ繡龍鳳文、違者罪及_レ染造之人といへり、是等のことを詳にして、具に究明いたすべし、而して衣裳の幅縫積裁縫の制を正しくして疎にすべからず、是古來の法也、不_レ可_レ忽、黃帝作_レ冕、垂_レ旒、目不_レ邪視也、充纁、示_レ不_レ聽_レ讒言也、虞書、帝曰、予欲_レ觀_レ古人之象、日月星辰山龍華虫作_レ會、宗彝藻火紛_レ米黼黻繡、以_レ五采彰_レ施_レ于五色之作_レ服、汝明と出たり、衣冠の間、一つとして盛徳を表し身を修むるの便りとせずと云ことなし、故に衣裳の幅皆天地の數をかたどり、其衣服を着すれば、自非禮の動なきが如くならしむ、深衣制、應_レ規矩準繩權衡、制_レ十有二幅、以_レ應_レ十有二月、袂圓以

應_レ規、曲袷如_レ矩以_レ應_レ方、下齊如_レ繩、衡以_レ應_レ平と云へるが如し、たとへば幅のはゞ廣くして一幅を以て二幅にかはらしむるにたれりと云ども、禮服は必ず天地陰陽の制に従て其制を正しくすべし、變積を折ることも又然り、褻の衣、私の處にては便用を利して、或は幅をちいめ或はひだを略して其宜に従ふこと、是又古の法也、惟裳は禮服にして、其四角に正しきを用て、幅に十二の數を用、裳是_レ褶、積是_レ疊といへども、孔子非_レ惟裳_レ必殺_レ之と出たり、凡裳前三幅後四幅、象_レ陰陽也、非_レ帷裳、則斜裁倒_レ合腰半、下齊倍_レ要、無_レ變積、而有_レ殺縫也といへり、禮服にはひだをとりて置て、私の變はひだの所をそぎとりて、縫め計りを用ゆるること也、本朝の今衣服の制あらざれども、士の所_レ着唯使用とのみ心付は、是身を利するの一事なるを以て、ひだをたゝみ置くべきをも其たゝみめを略して殺取、不_レ入所に縉布の不_レ費をよしとして、幅を略しひだを去て捷徑をことゝす、古は

下の袴の幅尤廣して襪積を多くし、其禮服とす、今は上下ともに幅をつめて襪積を少くす、ある所のひだも不_レ得_レ已して是ををく、唯古人の是を以て禮服とし、威儀をたゞし德行をかへりみ、非禮の動あらしめざらんの爲也と云心聊も無_レ之、如_レ此なりもて行ば、彼の南蠻北狄の紅毛を以て身をまとひ人の膚をつみ、袖のあまりなく齊のと、のほるあらず、はだかなる身を紅毛にくるみまどふて餘分なきが如く、つひには禽獸の皮毛裁角して專己を利するにのみ至りぬべし、其機微不_レ戒んや、裁縫の用不_レ正ときは、着用して身に不_レ宜もの也、身に不_レ宜時は威儀自傾側すべし、故に衣服のたぢめを正しくし、其ぬひめをろくに致すべき也、君子大丈夫の身に着する衣服なれば、其形は疎草にして、たとへ破れたらんに近くとも、其制法は聖賢の法服を用ば、着して心自快く威儀こゝに調りぬべし、況や武士の服、其用又常にひとしからずといへども、本を王道に推して末を今日の宜

に可_レ從也、聊私の便用を事とすべからず、致堂胡氏曰、君子之復_レ古、非_レ泥_レ於古也、以_レ生人之具、古之聖人因_レ時制_レ宜、各有_レ法象意義、不_レ可_レ以_レ私智更_レ改之也、用_レ三歩卒_レ而車戰法亡、開_レ阡陌_レ而井地法亡、建_レ郡縣_レ而封建法亡、以_レ月易_レ日而通喪之禮廢、從_レ事鞍馬_レ而轡軾之義絶、參_レ以_レ胡服_レ而冕黻不_レ復用、尙以_レ三益按_レ而簾席不_レ復施、大低視_レ便利_レ爲_レ安、日趨_レ於苟簡、而聖人所_レ作法象意義、不_レ得_レ可_レ見、有_レ天下_レ者以_レ智力_レ得_レ之、凡所_レ施設、是_レ今而非_レ古、如_レ宣帝所謂漢家自有_レ制度_レ者、豈不_レ可_レ歎之甚_レ哉、以_レ周家紗幘一事論_レ之、此後世巾幘朝冠之所_レ自始也、古者賓祭喪燕戎事、冠各有_レ宜、紗幘既行、諸冠由_レ此漸廢、紗而用_レ漆爲_レ兩帶、上結而後垂、唐以來然矣、稽_レ之法象、果何所_レ則、求_レ之意義、果何所_レ據、然而行_レ之數百年、而莫_レ有_レ以_レ爲_レ非也、治_レ天下_レ者、莫_レ大_レ於禮、禮莫_レ明_レ於服、服莫_レ重_レ於冠、必欲_レ盡_レ善、其必考_レ古而立_レ制、夫亦何獨冠爲_レ然哉、次に着服之用あり、す

べて衣冠より履に至り佩玉笏に及ぶまで、常に着用することは不_レ得_レ已を本として聖人其禮節を定め、服用する時は則威儀を正而非禮之動自止、是着用の制也、この間において君子大丈夫心を付る所あらば、服に因て自省に宜しく、服に因て自ら分を安んじ、服によつて視聽容顏の非僻自やむ、聖人の仁心尤可_レ歎也、されば衣冠を着服せんこと聊も輕疎すべからず、袖のゆきを正し表紋を合せ齊をそろへ、帶の緩急を節にして紳をたれ佩をさげ、横刀をわきさみ、首を正しく視容貌を正して、而して坐作動靜を節にあたらしむべし、着用不_レ正しては衣服の宜と云にあらす、たとへ衣服甚正しと云ども、着用すること禮にあたらざれば君子の本意に非ず、古の服は着用すること不_レ正ば其服ならざるを以て、非僻之情自やましむ、今は其制あたらざれば着用の法を以て詳にす、故に輕疎の生質には衣服のゆきたけを長くして手足安動をやめしめ、重勤の質には衣服を薄短にして其動

靜を節せしむ、是平生所_レ養の法也といへり、而して惡衣惡食をはづる、士の道に志すに非ず、子路衣_レ敝緼袍、與_レ衣_レ狐貉_レ者_レ立_レ不_レ耻を、孔子稱美し玉へり、學者此心を不_レ會して、天下の人皆如_レ此ならんことを欲す、尤あやまれり、士は微官微祿にして、衣服を逞しくすべきの身に非ず、子路が身又然り、故に惡衣において志なし、道に志すのみ也、今大官大祿を得財賈充滿して、衣服其節を不_レ知、しきりに惡衣を着して是を不_レ耻を道と思ふは、是唯身を利して聖人の心を不_レ知也、所謂身を利すると云は、衣服を着かへぬぎかへて褻睛あるをむづかしく存じて、睛のまゝに私に侍べり、褻のまゝに公庭賓客祭祀に至る、是身の安佚を好むがゆゑ也、衣服に財を費すことを嫌て分より遙にきたなびるゝは、是其利害にして禮にかなはざる也、聖人の教を意見を以て考へて、師を不_レ尋理を不_レ究、是己れを利する也、故に學者常に如_レ此所を味へて、其分限を節して儉徳を可_レ用、不_レ然ばしきり

に奢て心氣の養を失ひ、ひたすら奢て威儀の用をみだりならしむるは、聖人の學に不_レ有也、

○嚴_三居宅之制_一

師曰、凡そ宮室家宅は人不_レ得_レ止の制也、飲食衣服備るといへども、雨露霜雪におかされ風寒暑濕にあてられては、飲食の養不_レ全、衣服これがために害せらる、こゝにおいて居宅を構へてその尖を去る、されば上古には、常には外に居て用をたし、居宅には土の下に穴を設て、此内に身を隠して風寒をされり、聖人は是を考へ、竹木をおつめ草茅をかつて、初めて家宅の設をなせり、易曰、上古は穴居而野處、聖人易_レ之以_三宮室_一、上_レ棟下_レ宇、以待_三風雨_一、蓋取_三諸大壯_一とは此心なるべし、是人生居宅のおこれるゆゑん也、既に居宅のかまへ有て人々其制作をしり、工みこゝにさかんにして器こゝにたれるときは、居宅又其制法不_レ具ばあるべからざる也、居移_レ氣は孟子の戒しめ也、其人の居處不_レ正ば、氣これがために變易して威儀正しきこ

とを不_レ得、芝蘭の室に入れば不_レ求してかほり、鮑魚の室に入れば自其臭を含む、酒家に入れば酒をのみんことを思ひ、市家によれば賣買の利をしる、是其居處によつて其氣の養たがへば也、鳳凰は梧桐にやどり黃鳥は丘隅に止まり、魚は淵に躍麒麟は郊藪に出、各其處によろしきゆゑあるは居宅を營するの理也、君子大丈夫の居宅、其所を撰んで、營作の制尤も聖人の掟を守り、法を則どり使用を利し、而して牀用相調、こゝにおいて居て心に快く安んじて樂しむ處たりぬべき也、いづかたに居何様にかまへても、家宅に心はあらざると云人は、是上古穴居野處の民にして、今の文質彬々たるを用ゆるのゆゑにあらざる也、案するに居宅之制辨_三貴賤_一といへり、其人の官位俸祿を考へ、扶助せしむるの人をつもり、往來の賓客公用會禮のことを詳にして、其階級を守るにありぬべし、而して其人の年齢其老壯弱によつてかはりあり、尤も時代の考へ風雪の有無をはかり其制を具にす、其

家宅の有る所、都城の遠近都鄙、山のうけやう、川のありさまに因て、各其制作ありぬべし、このゆゑに士農工商の品其身の貧富を詳にして、富めりといへども分をこへて不_レ制、貧といへどもあるべき所はあらしめて、初めて家居の法明なるべき也、此法を本として宮室の大小内外の辨を具にすべし、家宅輕きを貴ぶと雖も、其分限に従て大に致すあり小に致すあり、一家の内にも其制大小なくんばあるべからず、室を内外に分て男女の別を正し、内より外を不_レ云、外より内を不_レ令_レ窺、門を別にし井を異にし、空地を内外に設て男女一所にあつまらしめざる、是古來の制也、如_レ此詳に其理を究めて、高下大小皆其位を守て聊不_レ放_レ墜_一時は、人々自然に其分を守り職を知て外を願ふことあらず、是居宅の制也、次に宮室の品を論ずる時は、先づ人を置く所を構ふ、人の内には父母を安置するの室をささとすべし、父母いませる時は廟を先んじて、而して家人の居をまうく、是今の屋を長

して人を置くの宅是なり、次に我居るの所あり、我平居するの宅を廣からしめ、その内をかまへて小殿を設けて、親しく心やすきものに對面のごとくす、其の間に寢所を構ふ、是れ私居において差別して、居間、寢所、對面所あり、次に客殿を設く、大中小は各その人によるべし、こゝに又三段をかまへ、親疎尊卑の來客を響應す、是について寄り付の宅をまふけ、或は武器をそなへ、或は番兵を置て内外の非常を禁じ、申し次ぎ給仕するの便用を利す、次に炊飯の宅あり、これに三段をまうけて、魚鳥を調庖丁を致すの所あり、火を盛にしてこれを煮炙り、あつものし飯かしぐの所あり、水を設け薪を蓄魚鳥雜菜果物酒醬を置の所あり、各其用法を詳にせざれば其制不_レ正也、次に諸色を貯ひ置くの宅あり、珍器重器文武の器をば、府庫をかまへ土瓦を厚くして盜賊を防ぎ火難をさく、平生出納すべき用器衣服財寶は、所々に納戸をかまへあかりをまうけ、鼠穴をさけ盜賊を防がしめ、不淨

捨をまうけて不淨を一所にいだす、是家宅の式也、内女を置の所も准之して可レ知也、次に廊をまうけ庇をかまへ、大宅小宅のつなぎを致し、所々の様をまうけ、風雨をのぞき、一所々々に詰間をこしらへて其所の詰番をたゞしめ、庭上庭下に空地を置、如レ此時は居宅の制に全し、されば身を以て是を考ふるに、身を置あり、是平生の居間也、來客に對するの用あり、飲食をなすの所あり、身につける器用をおく所あり、又僕を置の所あるべし、たとへ一室の間方丈のせばさと云ども、此ことわりは更に不レ得レ止のゆるん也、これを推して大厦高屋のかまへ宮殿樓閣に至ると云ども、方丈の居宅を以てわり出して、客殿雲にそびへ露臺天を覆ふにも至るべし、是内のかまへにして、此外を築地をかまへ屏をまふけ、或は壘を高くし或は淵を深くする時は、城廓の制ともなりぬべし、此本を基として居宅の品を制す、是聖人の立法建式て其理をさめしむるのゆる也、次に宮室の用法

あり、宮室を制するに、能く時をはかつて民の勞をしり農の時を不レ妨、竹木を截り取るに宜しき時、土石を運送するに利あるの時、すべて諸色時を以てせざれば勞而無レ益、緩急節をはかつて專天の時を考ふべし、詩序曰、定之方中、美レ衛文公也、文公徒居楚丘、始建レ城市、而營レ宮室、得レ其時、制、百姓悅之、國家殷富焉と出せり、定は北方之宿、營室星也、此星昏而正中するは今の十月也、是宮室營作の時なれば、民の暇あつて天の時に順也、若其事不レ得レ已時は唯重に可レ從、されば門戸之制、道橋の修造、城郭牆塹は不レ可レ一日無レ焉者也、時を待てつくるべからずといへり、次に所を計りて其營作をなさざれば、必ず營作不レ宜也、水土によつて風寒の甚あり、炎暑のさかななるあり、雪の多くして屋にひとしきあり、北をうけて寒く南をうけて暖なるは平生なりといへども、國によつて其たがひあり、東西南北を考山川海陸をつもり、土の品をはかり水の用を考へて其水土によるべ

し、次に營作の功、人力をつもり、奉行を置、其頭を定め、土石の普請、竹木の作營、大工手傳の用を具にし、其分配組ことを詳にし、營作の制聊もおこたらず、威儀爰に存すべし、而して監人を立て、日々に往來して其勞逸を正し其賞罰を明にす、如レ此時は營作自正しくして其功速になりぬべし、丘文莊曰、古人作事、必順天時、察地勢、審土宜、不徒盡夫人事也、而又質之鬼神焉、蓋宮室之建、不レ免於勞民傷財、可レ已未レ會不レ已也、萬一不レ得レ已而爲之、必升レ高以望、而審其面勢之可否、降レ下以觀、而察其土地之宜否、考其日景、而驗其方向之正否、稽之卜筮、而考其龜兆之吉凶、無一而不善、然後興工動土、衆といへり、凡そ營作の要は貴レ輕にあり、異朝には床榻のことあつて室中皆板布なり、人の可レ座の處には床を置榻をまうけて、その間往來の處は、皆或は土上を歩行し或は石瓦をたゝんで歩行せしむ、本朝は皆板布をまうけて便用を利す、是則人已を利して國

土の費をかへりみざれば也、しかれば念を入れ重く厚く可レ仕の處は、柱に念を入れ、地形を堅くし、棟梁をよくして、上葺を密ならしむべし、不レ入所に人力をついやし財をすでんことは、皆游宴のことになりて、専ら人の目を悦ばしめ奢をさむるに可レ至也、故に貴レ輕といへり、而して高下を以て貴賤の分を制すと云へり、云心は家に上段中下段をかまへ、内椽外椽をめぐらして、高貴の人は高座に居し、卑賤のものは位を守て座をへだて、或は中下段、或は内外の椽に座して禮を行がゆるに、卑賤のもの自から非常の變あらしめず、非禮を働くことなりがたし、是居宅に高下へだてあるを以て、自然に分を守り威儀をたすにたれり、況や高に坐しては、非禮の働ある時は自ら下にあらはれやすし、故に貴賤自威儀を正すべし、次に無レ隱處、内外相隔而自令正、非僻といへり、云心は、居所かくる、所あれば、必これによつて非禮の働おこりぬべし、居所人のみる處よりかくれず、内外

を堅く隔て男女不_二出入_一、仕官各己れが居る所を守り、老壯若しことごとく相阻て、其間其坐にかくる、處なくんば、人誰か非僻の事をなすべきや、是居宅の制によつて自威儀たゞしかるべし、不_レ然時は、閑居の席を設けて仕官のものにも隔をなし、彼我のへだて好悪のことあつて臣更に内をうかはず、常に戸障子を立て我が居る所をみせしめざる、皆非僻の行ある輩の居宅と可_レ知也、君子大丈夫更に耻る所なし、内に省みてやましからず、悉く内外通用の隠すべき所あらず、休息すべきには寢所に入るべし、寢所に入には必ず時あり、時をたがへば非禮と云べきなり、されば君子は居安からんことを不_レ求といへり、居の安きを求むると云は、隠居所をかまへ休息がちにして、身を利し勤を失ふことを戒め玉へる也、次に戒_二非常之變_一といへり、云心は、唯使用を思て堅固の用を不_レ知時は、文にして武を忘れ陽にして陰をすつる也、故に門戸には關鎖のさしを設け、番の兵を置

非常の變を戒しむるの器用をたくはへ、たいまつ挑灯をかまへて夜の守りを堅くし、人の可_レ來寄付往來の廊には、番兵詰番して短兵長兵をまうけ、内外より變あらんを防ぐことを利す、凡そ人の可_レ出の口、人の往來の道、人の相會する處、皆以て番人を置て變を守らしむべし、是人變を防ぐの戒しめ也、故に居宅の制、此變を心得て内外の防を專とす、さるによつて門外に辻番所を立て外の防をなし、門戸の左右に番所を立、往來の地皆番屋を輕ふし、所々に小口をいたし出入をさへぎり、家宅の中には戸障子を立、其開闔の音を高からしめ、番人の居所は四方をとり拂て外をうかふに利あらしむ、爰において其制全きが故に、人其番所にあれば、自から外に非常のものなく、盜賊自然に來らざるべし、次に火難の事、家宅の制右に隨て用其理を究めば、内外の火災殆んどのがれつべし、其ゆゑは、人の火を專とすることは、四時にて云は冬春の二時に風盛なるの時、朝夕にて云は二時の食を

炊ぐ時、夜明て起くる時也、火をさかんにする處は、食をかき湯をわかしかつものするの處、炭薪の集まる處、燭臺油突を置處、圍爐埋火の處也、火を盛にするは賓客の節、病人あるの節、吉凶について人多く聚るの節也、此品を究理して、火を炊ぐべき處をば、土を厚くして水に近からしめ、下に土石をかため、上に火の付よからん物を不_レ置、火を多くたくべき家をば遠くまうけ、空地を置井水をたくはへ、火さかんならん時には監人を以て火の色烟の臭をたゞし、火を多く焼たらん時には監者を廻して其場を閱せしめ、衆賓客來會の時は供奉のもの、火を散すを改ため、内外をめぐりて是をけみす、如_レ此を戒約の制とす、若火外に起らば、家上にのほりてふせぐの輩、財器を運ぶの輩、妻室に従の輩、我に従ふ郎従、各究明して其宜を制し、火をふせぐの器を多くして、約を定めて其用をなす、如_レ此時は火災を守禦して理にかなふべし、不_レ得_レ止して焼失すと云とも、其威儀更に不_レ可

レ亂と云べし、爰を以て非常のことに逢とも、居宅の制正しからんには、己れが威儀更にたがふべからず、家宅其制をみだり用法理を不_レ究して、其情のまゝにことをかまへ用をなすがゆゑに、變起て心みだれ威儀を失ふに至りぬべし、たま〜兀然として世事を輕んじ、變にあひ火難にあふても是命也といはん輩あつて、威儀を不_レ失といへども、是唯不_レ格致して口に天命を云、異端の空見也、威儀を不_レ失と云へども強いて其説をなす也、不_レ足_レ用、君子大丈夫は始より終りに至るまで、皆天地の準繩によるを以て、宮室を營作すれば水土をかんがへ空地をはかり、天の時人事の用相ならべて爰に其制を全くするなれば、命を不_レ云して其家宅を詳にし其守禦を詳にす、守禦詳にして不_レ得_レ已の時以て命に歸す、故に居宅の制を嚴にして平生の威儀正しく、處_レ變して其理こまやか也、是居宅において威儀の説ある故也、學者此わかまへを不_レ知して、古の聖世皆儉約を用ゆ、史記曰、堯之

有天下也、堂高三尺、采椽不斲、茅茨不剪、論語曰、子曰、禹吾無間然矣、卑宮室而盡力乎溝洫と出たり、是居宅を不用、唯徳をつとむるにあり、居宅はあるにまかすべしと云へり、甚不究其理して文に泥むゆゑ也、身いかんしてか修まり、徳いかんしてか發すべきとならば、衣食居の用において其効し明白也、居宅に心を入て身をさめ徳をすつべきと云にあらす、徳行は五倫に交はり身の動靜にあり、五倫に交るに衣食居かくる處なし、身の動靜又これを不離、故によく分をはかりて其制を聖人の心にまかせ、過不及の失なからしめて、爰に威儀立ぬべし、堯の時に中て、世の草昧未遠、其制作未及家宅、家宅をすつるにあらす、未だ其重き方に制作すべきこと多ければ也、禹又しかり、水をさめ民にいとまなきを以て宮室の美に不及也、今天下既に泰山の安にあり、百工不及處なく、國に溝洫の力をつくすべきあらすして、天子諸侯皆堯の行跡を學ばんとらば、時

こゝにたがへり、何ぞ用るに足らん、堯禹を今に出さしめば、各宮室の制をいよやかにして、天子諸侯の威儀を明かにすべし、しかりと云て、居宅の分に過ぎて財をついやし民を苦しめなんことは、彼の秦の阿房隋の離宮にして、不亡ばあらず、故に聖人其奢を戒しむ、其言を不心得、口にまかせて辯をなさんことは、腐儒末學のきたにして、君子の貴ぶ所にあらす、居宅の制尤可慎也、本朝營繕令を選んで唐の例に准じ、天下の營作を糾明す、而して後世々に制法を立て其式を定むといへども、やゝもすれば、過奢にいたり吝情に過て其制道に中らず、君子大丈夫唯聖人所以定の本を心とし、時の制に准して自氣をうつし、其非僻の心をさるべき也、すべて家宅につれて所用の諸器ともに其制たがふもの也、聊ゆるがせに不可任也、或は人の目を悦ばしめ、或は遊宴をことせんことは、皆聖人の心にあらざる也、

○詳器物之用

師曰、衣服飲食居宅は身を奉ずるの物にして、一日もなくんば不可有也、而して衣服あるときは是を制するの具あり、是をかくるの器あり、おさめかくすの櫃あり、飲食手を以てすること不能、爰において簋簋籩豆樽爵之飾も出來れり、されば古は汗尊而抔飲、養桴而土鼓といへり、云心は、地をほりて桴とし、手を以て桴之、土をうつて桴とし、土をさづいて鼓とせり、是上古の制也、居宅あれば、家宅に相應の品々の器物これあるべし、其上身の使用を利するの器、几杖筆硯より初め其品多し、吉凶軍禮嘉禮樂射御書數について器物あり、軍用には甲冑より刀鎗弓鐵砲の用、馬具の品、擧て云べからず、而して其本使用を利し堅固を要する文武の器物に不超過也、爰に器物の制皆其法ありて、古今に其制作疎密甚多し、然れども貴賤をはかつて高下大小をさめ疎密をなし、表文に相じるしを出し徳をかへりみ事をしらしむるの物を表出すべし、唯目を驚かし奢をなし、無用の費をいた

して、其器物をかざることを不用也、されば飲食の器は高して下のけがれを除き、奴僕の手を以て口にあつる處に不令中が如き是也、況や貴人の前にすすむるの器は、高衝にのせて其盛物を高くす、卑賤の輩屈伏して手を出して取るに利ならざらしむ、是不得已して人に非禮の形あらしめざるの制也、諸色如此と可心得、たとへて玩器たりと云ども、銘を記し語をちりばめて、人は汚さしめず、見るときは則語をさざり、久しく持するときは則戒るに至らしむ、故に一切の器物みだりに紛失して狼藉たらしめず、殊に聖人の名ある文書反古等は、一紙と云ども塵に交へて汚さしめず、況や書籍文筆聊是をみだりならしむべからざるなり、大丈夫武器に於て平生心を盡し、其得たらん方に尋て其利不利を考へはかるべし、人の身軀肥瘦時にかはり、輕重年々に違ふもの也、然ば武器の度量は常に考へはからざれば不可知、古來の士大夫は皆坐席に設け置て其用を先覺に究理せ

り、是大丈夫安に居て不_レ忘_レ危の故也、武具馬具すべ
て我用器足にあたらんことを憚るが故に、往來せん
には傍によせて可_レ置也、馬は大丈夫の足也、馬あら
ざらんには長途を経險阻を越ることを不_レ可_レ得、豈
ゆるがせに可_レ爲乎、尤可_レ撫育、而して其制法あり
て詳に可_レ究理也、次に器物之利各有_レ用、所_レ謂制
之必以_レ時べき也、以_レ時せざれば其用疎にして不_レ
詳、器物各有_レ其時也、又所を考て其宜き土地をは
かり、而して其地に於て是を制せしめ、是を置に其宜
き所を以すべし、置に所あらざれば、其物狼藉として
早く破れ損ず、是を預けしむるの人あり、預からざれ
ば詳に不_レ利明を以て、事物あやまり有り、預りの奉
行有りと云ども、猶是をたすの監者をおいて、是を
巡察してたすべし、久しく蓋るときは濕にあたり
燥によつて器必ず損ず、中にも武器は切々たさいさ
れば、或は外よりして内むしかみ、或は腐朽して用た
らざるもの也、文器は唯使用を利す、武具は非常の變

を守る器なれば、急に當て損失すれば大に敗亡する
の基たり、監人おこたることなく能くたさいして、奉行
の非を改め賞罰をなすべし、是各器物の制法也、すべ
て世上の用器、貴_レ輕疎_レ而有_レ禮べし、是に心を費さ
んことは君子の心に非る也、胡文定公曰、人須_レ是
一切世味淡薄_レ方好、不_レ要_レ有_レ富貴相、孟子謂、堂高數
仞、食前方丈、侍妾數百人、我得_レ志不_レ爲_レといへり、一
切世味とは飲食衣服居室のたぐひ也、器物の用猶以
てしかり、然れども其制法に禮を不_レ以_レときは、威儀
こ_レにかくべきなれば、疎に軽くすと云ども、專禮の
式を守て上下の義をみだるべからざる也、次に寶器
之用あり、凡そ世に寶と號する器は、徳を天地に比し
て氣節度量温潤風流ともにそなはり、人々是を以て
自省み自たすしつべきの器あるときは、初めて寶器
と可_レ號也、人は是を全くする時は聖人と號し、鳥獸に
此粧あれば鳳凰麒麟と號す、器にこれある時は瑞玉
寶器と號す、上古より萬世までともに是を崇敬す、人

人は是を以て準則としつべければ也、然れども寶器并
に麟鳳の類は世の名物也と云へるも、唯其徳の温潤
風度を云ふ也、聖人に於ては天地の徳にかくる所な
く、徳こ_レに正しく知こ_レにあまねく勇こ_レに卓爾
たり、故に數千歳の間世に出ること希有にして、寶玉
は世々に乏しからざるゆゑん也、而して是に次では、
世をあまねく利して人の用をたらしむるものを以て
寶とすなれば、木火土金水の生々して米穀衣服草木
魚鳥鹽菜を生じ器物名劍を出さしむ、皆是天下の寶
にして、一日もなくんばあるべからず、而して是を交
易せしむるに金銀銅鐵の利あつて、有無互にかへて
是を利す、こ_レにおいて初めて財を以て寶とするの
説あり、爰に案するに、使用の利を本として云時は、
一器一物の微も時に至て寶たらずと云ことなし、殺
刑の利劍、ころすもの、ためには寶にして、被_レ殺も
の、爲には甚凶器なるが如し、然れども一用一事に
足つて萬端に不_レ及ものをば寶と不_レ號、此財能交易

利潤す、故に是を以て財寶と號す、世をわたり使用を
なすに、是に過たる財あらず、是世々相貴ぶのゆゑ
也、玉は君子の寶とする處にして、使用の利更にたら
ず、交易利潤の福なし、故に小人は是を寶とせず、世
以て玉を重寶することあらざるは、人皆利を貴んで
徳を不_レ貴がゆゑなるべし、たま_レ玉を貴ぶの輩
は、是を以て金銀にかへんことを思へば也、古は天子
諸侯大夫士庶人に至るまで、各玉を身に不_レ離、天子
は佩玉とするに至れり、書_レ輯_レ五瑞、既月乃日觀_レ四岳
群牧、班_レ瑞于_レ群后と出たり、是は天子より群々の
諸侯にそれ_レの玉をわかち玉はりて、人々此玉の
質の如く徳の温潤をまなび、玉の光の如く知の正直
を可_レ究のこ_レを示し玉へり、諸侯來朝せんには、拜
領の玉をさ_レげ、常に不_レ忘_レ不_レ忽、此徳行知覺をつく
すことを示し奉ること也、然れども世澆季に及に從
て、是を列侯に對し玉ふの證玉として、彼徳知を糾明
するのゆゑんを失すること、是寶と云ものを不_レ知ゆ

るなり、周禮に以玉作六瑞、以等邦國、王執鎮圭、公執桓圭、侯執信圭、伯執躬圭、子執穀璧、男執蒲璧、以玉作六器、以禮天地四方云々、又天府掌祖廟之守藏、與其禁令、凡國之玉鎮大寶器藏焉、出たり、中庸に陳其宗器と云、顧命に其宗器を云へる、皆國の玉鎮大寶器にして、先代所傳の玉をもつし、しみおさめて傳世之寶とし、國家を安鎮するの徳を比せり、丘文莊曰、先儒謂、玉者純陽之精氣、而聖人之至寶也、將禮於天地四方、而無以歸其誠、乃以玉作六器云々、玉之爲物、自古中國所在有之、觀諸山海經可見矣、在堯舜之世、已用爲圭璧、禹貢之時、楊梁雍三州所貢、已有玉石、在戰國時、卞和所獻之玉、出於荆山、漢之時、關中之藍田、幽州之玉田、皆有玉焉、此時西域未通於中國也、今中國未聞有出玉之處、而所用之玉、皆自于闐國來、于闐之玉、有白玄綠三種、皆出於河、亦與古人所謂玉璣石而山輝者異、是則中國之玉出於石、

而必用劉、外夷之玉生於水、而必用撈也、豈古今土地生物有不歟、抑玉乃玉石之精粹者、其生也有限、而取之也有盡耶、况古人以玉比徳、無故不取、其身、用以爲器用、雜佩之類、不一而足、是以制字者、如瓊瑤瑋環之類、則玉在古多、而爲用類可知矣、今世閭閻小民、有不識玉者、何古如彼之多、而今如此之少耶、といへり、而して世人皆玉の寶たることを不知は、便用を專として情欲をほし、いまにするの故に、頻りに貨財を以て寶とす、是より目を喜ばせ耳を樂ましめ口の味をよくするの器物を貴、或は古畫墨跡、或は玩器の奇物、世にまれに俗の乏きを以て皆重寶として、目是を視耳これをきき手これを翫び身これをまよふて是を以て寶とす、其價を尋ぬるときは、皆貨財を出して賣買するに高直のものを大寶とす、甚小人のわざにして君子の云所にあらず、大丈夫武器において、劔戟は其用尤大なれば、是れを貴で寶とするに足れりと云へども、わづか

一人を殺し一身を守護して身を奉ずるにたれるものは寶と云ふにあらず、漢の高祖の三尺の劔は四海を平均するの用廣し、本朝の十握の劔は外夷拱手の冷光あり、皆以て寶とするに足れり、されども父祖の手澤の所存、其家について其用あらんには、是一家の寶たり、古人曰、人君於先代所藏之重器、手澤之所存、心神之所寓、有事於宗廟、則陳之以示其能守、臨終而顧命、即列之以見其全歸、非細故小事、中庸以此表繼述之能、周書以此見傳守之不失、爲人子孫、踐祖宗之位、守祖宗之業、而不能守祖宗之遺物、豈得爲孝乎といへり、こゝを以て云は、先祖相傳る處は家の寶としてつし、しみ守らんこと尤もなりといへども、不レ入器物を多くたくはへて、是を先祖の重寶と云はんは、却て先祖の辱を與へ子孫に利欲を教戒するにも至るべし、世に名ある大丈夫と云へども、道に志あらず聖人の本意を不レ知がゆゑに、平生聊か利害の心なき輩も、如此ことに理

不レ究して、器物を以て寶とするの輩多し、尤可レ戒也、凡そ寶は天下の萬民に推及して、其理不レ足と云ことなきを以て寶とす、彼の財貨は乏しきもの、爲めに甚利あり、大福分の者は用なし、彼の玩器はもたざる者の爲めに寶とす、多蓄餘分あらんものは是を不レ屑、然れば准じて天下の寶と云べからず、學者可レ心付也、

○惣論禮用之威儀

師の曰、凡そ禮の用は威儀のかゝる所也、禮は一事一物の動靜にかゝらずと云ことあらず、故に身軀より器物に至る迄、各法則を明にするは君子大丈夫の所レ貴也、其間大禮を云ときは、其制に冠婚喪祭の禮あり、賓客軍旅相見嘉禮あり、冠禮と云は、人既に成人して加冠の節に及ぶの時其禮を行ふことなり、儀禮に士冠禮あり、本朝亦重之、其制江次第等の記に詳也、武將歷代是を行なはる、近くは衣冠の制名すたれを以て、士庶人は不レ糾明して、冠禮の儀こゝに

すたり成人の禮不明也、禮曰、男子十五至二十一、皆
 可冠、必父母無期以上喪、始可レ行レ之といへり、其
 制甚詳なりといへども、當時不レ用ことなれば畧レ之、
 司馬溫公曰、古者二十而冠、皆所以貴成人禮、蓋將
 レ責爲人子、爲人弟、爲人臣、爲人少者之行於其
 人、故其禮不可レ以不レ重也、近世以來人情輕薄、過
 十歲而總角者鮮矣、彼責以四者之行、豈知レ之哉、往
 往自幼至長、愚騃若一、由不レ知成人之道、故也、
 今雖不レ能速改、且自十五、俟其能通孝經論語、
 粗知禮義、然後冠レ之、其亦可也といへり、今の俗冠
 せずといへども、十五歳以上二十迄の間に前髪を
 として、是より成人の禮とし、而して幼名を去て字つ
 く、則是冠禮也、豈ゆるがせにすべけんや、然れば元
 服冠禮の前に、其童子成人の教を詳にして、而して其
 日に至り、父母に謁して其禮を行て字を可レ付也、廣
 字冠者、と云是也、實は擇朋友賢而有禮者一人用
 レ之といへり、字は成人の名也、而して冠者謁父母祠

堂、見尊長、嘉禮を行て其威儀を正す、禮賓以三獻
 之禮、其禮賓、則束帛乘馬、其詳見于儀禮經傳通解、
 程子曰、冠禮廢天下無成人、或欲如魯襄公十二而
 冠、此不可也、冠所以責成人之事、十二年非可責
 之時といへり、女子亦十五にして笄す、是成人の禮
 也、人既に成人の禮あつては、衣服飲食居宅よりはじ
 め身軀動靜人の人たる道あり、豈可レ忽乎、是冠禮を
 重んずる故也、婚禮は二家の好みを合せ子孫の設け
 をなし、父母に代りて事を行の道爰に究まる、男女の
 大禮なれば聊便用を利すべからず、喪祭は子として
 親々追遠の禮なり、詳に究其用法、時宜を可レ考、
 親禮者出夫婦之別、而賓客の禮、饗應の次第、飲酒の禮、
 喪祭者出子禮之屬、而軍旅は士の用にして、死生存亡
 尤可レ慎其威儀、出朋軍旅は士の用にして、死生存亡
 のかゝる處甚重し、一舉して不可レ論、詳に尋審に思
 て其事物の用をたし、戰略軍法を可レ心得、唯以三王
 者之兵、可レ爲期也、相見は臣として初めて君にまみ
 え、或は師友或は長者に謁する、是を相見と云、儀禮

に士相見の禮を出す、山鹿 其さに其品をたし其用
 を委くすべき也、嘉禮はすべて吉禮を行佳辰禮日の
 制也、以上是等の儀、皆禮の大なるわざなり、大丈夫と
 して禮容を不レ知唯剛強を専とせんは、甚鄙劣にして
 まことに北方の勇士と可レ云也、大丈夫は勇武剛操を
 本とすといへども、禮容を放埒にいたし情欲に従は
 ば、文武の器識あるべからず、文武の器識あらずんば、
 唯伎倆を本とするがゆゑに、彼の真勇如何して可
 レ得や、すべて禮は人の本にして、人倫の交際器物の
 制皆禮を不レ出、禮に違ふときは節に失す、
 節あらざれば動靜云爲皆過不及に陥り、天理の宜に
 不レ可レ合、古の聖人禮を重んじて品々の制法をたて、
 人の惡に陥らざるを戒とす、故に大丈夫の事物にお
 ける、母不レ敬を以て心にあて、一生の品節を禮用
 に合せ其究理を具さにせば、初めて威儀の則りにあ
 たるべき也、

慎日用

○惣論日用之事

師嘗曰、易云、百姓日用而不知、中庸曰、道也者須臾
 不可レ離也、可離非道と云へり、人の世に在る、一動
 一靜皆是を不レ出、我これを名けて道とす、知らずと
 云へども、天地我に形ちを與て是に理をそなへ其用
 をたらしめ、聖人上代に在て其彝倫の制を定め、不
 レ得レ止の則りを立てぬ、聖人爰に不レ出といへども、
 世々是により人々自是を守る、ゆゑに日々用る處、
 悉く道の存する處也、世遠道次第におごろへて人物
 事變あることは、是道の離る、ゆゑ也、しかれども事
 變道によらざれば不レ成、こゝを以て云時は、治亂盛
 衰の大より一事一物の變動に至るまで、天地の法則
 をはなる、ことさらになし、君子大丈夫能此心を體
 認して初めて道をかたるべし、されば身を顧るに、形
 に耳目鼻口四支百體あり、其内に性心情意血氣の差

別あり、此一身を用に行住坐臥視聽言動の用あり、此身を奉ずるに衣服居宅用器用物あり、飲食情欲のわからあり、此身の相接る處に君臣父子夫婦長幼朋友の交際あり、其間に吉凶軍實嘉の禮出来る、是我一身を顧りみるに悉く此事物はなるべからず、身に貴賤貧福の差別ありといへども、右の品々は一つとして缺ること不可有也、此身を持ち此心を得て此事を去りなんと云は、死して而して後に止みぬべし、此間其理を詳に究めて、一事をなし一物を制し一人と交接し獨坐すと云へども、皆天地の準則を守て不可離の道に相叶ひ、天地を仁の體として萬物を制せんこと、是君子日用の工夫と云べし、我所説の理更に不可違不可離、因三人々皆日用の間、而其心に快きを號して道と云、其内にやましきを人欲と云、唯此兩般のみ也、日用の事豈に可忽乎、

○正一日之用

師嘗曰、人壽百歳に至るを以て上壽とす、大丈夫唯

以今日一日用可爲極也、一日を積て一月に至り、一月を積て一年に至り、一年を積て十年とす、十年相累て百年たり、一日猶遠し、一時にあり、一時猶長し、一刻にあり、一刻猶あまれり、一分にあり、一分を以て云ふ時は、千萬歳のつもりも一分より出て一日に究まれり、一分の間をゆるがせにすればついに一日に到、終りには一生の懈怠ともなれり、天地の生々一分の間も止まらず、人間の血氣一分もつかふることなし、如此して其天長地久を得、如此して壽命の永昌をなす、徳知の流行如く此して聖人たり、大禹の寸陰を惜、孔子の水觀をなし玉ひ、徳之流行、速に於置郵而傳命とは此心なるべし、こゝに案一日之用、先夙起而盥漱櫛、正衣服、佩用具、正其容貌威儀、而靜坐拱手、能養平旦之氣、可看天地生々無己之理、而體認君父之恩義、思量今日之家業、謹在親、身體髮膚受之父母、不敢毀傷、孝之始也、立身行道、揚名於後世、以顯父母、孝之終也、事君委其身、爲人

謀而忠也矣、此間意味深長、而尤可察幾微之動也、既向明則開門戶、清道洒掃、而天氣于入、地脉于長、有家事、則示諭而詳其教、其間賓客之來、使价之待、速謁速答、而無令之遲滯、事君、則夙出仕之、事父母、則察其安否、矣、出而事、則其所居其所言全慎、而謀不出其位、侍長者、則正禮敬、奉如父兄、能謙退而不爭、凡仕官之途、朝出則先人、夕退則後人、歸宅則謁父母、下氣怡聲安席、而問留守之事、計其急緩、而爲其事、閑則改朝服、靜坐審思省今日之行跡、暇則披書傳、而考古人之言行、知聖賢之趣向、日既沒、則示夜戒、堅約束、而入寢所、寬體休氣、時侍者之勞佚、是夙興夜寐、而仕官省晨之用也、

賜休暇而燕居、不幸而未仕君、或父母早沒、及遠離、而不得朝夕之恪勤、燕居閑暇之日多、則其志怠、而到放辟邪侈、自稱天地一閑人、不慎家業、殆遂陷禽獸、曾子曰、小人閑居而爲不善、無所不至、是也、故閑居之間、不可無教戒、凡大丈夫不爲昭昭信節、不爲冥々惰行、故先夙興而潔身、養省認親、出席謁諸士、待來賓、或見射御馬、速飲食、不響應招請、而食時有來客、則不改躑食、共箠腹、微則盥漱、正容貌、莊威儀、無用事、則握劍控弓、或鐵炮、或長槍、各游其藝、矯骨節、正進退、招先覺、到彼許、而更不可怠、久懈、則手足不自由、骨節不相應、身不馴、躑不輕、而業闕、古人以運饗致力、其勵志勤力、可併察也、猶暇、則閱書論、講兵法武義、窮其事物之理、詳其器用之制、唯宗聖人之所言矣、日既西、則暮食復禮、復朝暮之食、貴疏而速、日云昏、早立燭、而辨物色、去嫌疑、有事則進恪之、無事則靜安氣、凡大丈夫燕

居之間、其慎獨如此、則內不疚、不以明暗廢禮、心于廣、躄于辟、氣于專、志有所定向、而放僻邪侈之意無所發、是燕居之戒也、

○辨財用受與之節

師曰、有財而不得用、則財皆非財、有用而不量財、則用皆非用、財者以用為財、用者以財為用、財用之間更不兩、而財有量、用有得也、夫貨財者、給之者、救貧者、省不給、招貧者、聚士之禮用也、交易有無利潤買賣之通物也、用有得則為寶、用不得則鄙吝之情日萌、過奢之禍時起、其非君子之道、大丈夫所存唯義而已、若吝財寶、玩器物、則武義自闕如、以節大節、而殆不可忘家、思家之切、棄義而遁死、受誘於指頭、及汚於交祖、人而獸心之事、何樂有焉乎、金銀財器有餘之輩、或失國滅家、或易身積財、古今不可枚舉也、夫豪傑之士者、不屑天下國家、或洗耳於潁川、或探巖於首陽、其氣節高尚、可併案也、然有財貨、則棄之山、漚之海、而非

欲同土石、此間詳糾其量用耳、又曰、天下之財寶者、天下之財寶、而非一人之財寶、能交易利潤、而通用萬物、故是曰財寶、有財之人、皆言厭費、不知費、金玉盈堂、財器在府、而不知施用、則天下之財、各滯其府庫、而不通天下之用、費蔽何事如之乎、人好財、則大槩吝吝之、故聖人以財貨不為寶、不貴難得之財、况藏土器書墨銅鐵之器、而寶之、以千金易之、其惑甚乎、

師嘗曰、凡施受之道、君臣上下之義、朋友相接之禮、士之所可慎守也、物無輕重大小、其間皆有義、而或與或受、故與施不以道義、則人不喜、士不來、傳曰、使義士、不可以財、爾來之食、乞食之賤不受之、豈可不慎乎、受之道有其義、則不依物之輕重、受之可也、闕一義去一道、則雖千鍾之祿天下之重、不可受矣、故與則考其物之輕重、詳其制法、而用之、以使書言辭、假令雖一個之微、一掬之少、皆志之所寓、義之所存也、彼所受、不感乎、受之

之道、送迎辭讓之用、豈可忽乎、不得其道、則與而不感、受而不喜、施與受之間、專可慎也、或曰、士與者惜而積財、軍施之有餘、

○慎游會之節

師嘗曰、士明暗其不怠、而勵志勤行、是其職也、實實親親、而設游宴之席、飲酒之禮既行、音樂之和數整、是賓主燕樂之節也、春服而浴風、避暑而簞舟、嘯月而棹山、山間明月、江上清風、酒々落落、天々申申、傍花隨柳、是大丈夫之游會也、何唯事讀書字畫、徑々然小人乎、度量于廣、風流于潔、然飲酒必有戒、游宴必有節、一遊一豫、為諸侯度者、無流連之樂荒亡之行也、文王之靈囿、鹿鹿濯濯、白鳥鶴々、於物魚鹽、是古之人與民偕樂之戒也、大丈夫于放鷹于狩漁、豈忘節荒暴乎、尤可慎、

附錄

○先生自警

夙興夜寐、事父母、誨子弟、睦親族、養僕從、接賓客、貴志士、矜無能、行有餘力、則學文、各我所志、而其實不厚、只在名聞、故所其為、不致盡其極、是我尤所可著力自省也、吾事父母、未嘗竭其力、非口唯言之、心不思之、然其實不厚、昏定晨省之勤亦易缺、父母高年、其所事之日短、不自省乎、吾於子弟、薄誨而待功、身不厚而責彼重、身不正而欲彼之正、子弟之不化者、身之責薄也、吾御僕從、欲彼能勞役而不休、求備於一人、待彼以君子、是皆逸我四支、專利其身、而不致知也、內無德知之化、外無刑賞之具、彼小人何盡其忠乎、強求盡忠、乃怨竟及、且我多利心、故僕從之言利、我富家、我私喜之、甚可恥也、

吾於朋友、多以不如己、伐知慢彼、故半日之交、際過而和、而以禮不節、不莊以蒞之、不敬以嚴之、竟到慢易浮躁、

吾所毀譽、皆辟其所好、而不有所誠、尤可自省也、然語太輕應、是我伐知而求人之譽也、故詳不盡、其事多乖戾、

吾元不玩好器物、故武之器物之外、其制其用太疏也、凡玩好者喪志也、太疏者不及也、器物亦人間之應用也、

吾生質元太簡而乏禮容、衣服居宅飲食皆過儉、是居簡而行簡、豈不思究盡禮容其中節而企望乎、吾甚喻利害、故所言涉利口、所行貴捷徑、切欲立己、而不思立人、吾薄德如此、而欲得志、是傷人貽辱、天地之罪人也、天命不與、亦不宜乎、何不思、

吾日老衰、事多懶惰、武教軍容之勤數息、且治教日篤、居安必忘危者、古之戒也、何不錯志於茲乎、

欲潔己而亂大倫者、異端也、欲立己而不顧衆人者、不仁也、欲達己名聞、而背舊官者、不忠也、欲先己之孝、而不與親族者、不孝也、行一善而伐之者、不知也、見義而不爲者、無勇也、言之出、行之發、一字之畫、一器之制、皆有其全體相表、豈不自警乎、

吾常忘身、尤可自警、寒族鄙夫而思同貴族高客、欲長此生而忘死、惟招欲利身而忘害其身、年高而忘血氣之衰、欲得志而忘知寡德薄、

吾唯恥外人之所見聞、而不自警、閨門僕從之所知、恥閨門僕從之所知、而不思皇天后土所鑒、凡外事者以慎其事之聲、可致之、內事者以閨門僕從、可爲鑒、其才德也、以聖教、可致之、意情之機、燕居獨座之慎、以天地、可爲鑒、

凡時有勢、不可強爲之、夫子曰、愚而好自用、賤而好自尊、生乎今之世、反古之道、如此者、裁及其身者也、子思曰、有其禮、有其財、無其時、君子

弗行、孟子曰、雖有知惠、不如乘勢、雖有能、不如待時、

○先生子弟警戒

爾子弟、人之輔養、在衣食居日用之間、衣服者、備寒暑、節禮容、隨其職業、設其制、疎密染飾各有用、而着用之法不正、則心亦因之不正、服褻衣、乃心從而佚、着禮服、乃心檢而正、故疎密制、表紋着服之法以禮、則自輔養其心氣也、飲食者、時飽饑、養身體、其厚薄各有禮、志士不恥惡食、飽滿暖衣、勤必息、飲食之間、輕忽放僻、乃失禮容、飲食不以時、從好惡、則飽饑失節矣、居室避濕風雨露、會衆安人置物、守儉應禮、居移氣、古之戒也、水元、而其所因、或泥沙、或流止、或遠近、各異其性、身之所居、豈可忽乎、日用之事物、心氣惟寓、如器物之輕、能究理盡禮、制形具用、則足輔養心氣、爾子弟檢身、專在慎視聽、視聽者、心之所先動也、故正容貌顏色、而不可輕視傾聽、眼睛數轉、而

所視不正、聽形傾側、而所聽非禮、則心爲之動、言語者、以寡爲箴、以顯爲慎、可言而言、可答而答、其間存辭讓、色容左右、而後發之、色容亦不以實、則人之所受虛也、凡辭之易發、先利口、事辯才、是立己輕卒之失也、平生慎卑劣懦弱、悠飽利害、買色欲淫樂、政之非、人之惡、不須談笑也、凡書札往來、不可必古案、不可用奇文異字、詳時宜、厚禮樣、依己之文才、不可容易改俗禮、是禮樂不私議之謂也、

常自省、而認我生質之輕重、所長所短、退其所過、進其所不及、凡佚事則先人、勞事則自先、且武之所義、尤在此一事、急警戰事不可讓、他平生之動容周旋、各道之所存也、不可忽、士唯思軍戰之進退、而不詳於平日之禮容、是非君子之勇也、

久危坐、則足痿痺、而急難奔走、憚寒凍而懷手、閉寒凍而龜手、共難急用、手足之舉動于不仁、則武

之用卒缺、然手足之舉動放逸、則背禮容、此間專在練手足、辨身體也、

凡身者、心之所寓居也、行住座臥、顏色辭氣、而之所向、足之所蹈、思其禮容、而漫不舉動、則心絃正也、非禮勿視、非禮勿聽、非禮勿言、非禮勿動、

爾子弟、君臣父子夫婦者、人倫之大綱也、大綱紊、則其才雖括四海、其實不須容天地之間、三綱惟舉、則其本正、其俗厚、而仁道惟存、

親親者、以孝悌為本、父子于親、兄弟于友、夫婦于別、崇其宗子、矜其寒族、揚善名、祐不能、會族以時、交談以禮、數諫其非、共患難喜樂、人問其父母昆弟之言、則不怨、而速改過、討論選善、是親親也、賢賢者、君臣師友之謂也、君臣之義、出父子之親也、事君盡忠、究義詳事、彼身守其位、不辱君命、臣之職分也、於其僕從、能養能教、節己體欲、顧彼勞役、其老衰、其病患、思義而不可放利、是為上之養也、貴師以實事之、傳而習、習而說、人

不學者、不知道也、朋友之交、久而敬、以信以和、而后輔以仁、人皆不賢、切惡愚不肖、朋友數疏、

爾子弟、在慎思天地、是明也、萬物是安也、唯常畏天地、可循物則之自然、

平生慎思我所業我所職、家既列武門、生茲長士手、所思在守此義、

冠婚喪祭之大禮、不可以私、能通古今聖賢之法、隨時代之風俗、在不失其大要、

凡事物之用、各究其理、詳其實、以天地之常經、可糾明焉、致知之極、在學問、唯學問而不致知、則反是害而已矣、

凡可明君子小人之機、君子因天地之大道、而少不喻己之利害、小人以成敗利鈍、而銜其才、賣其知、才知之所及雖同、其所根如天壤、毫釐之差、千里之謬、唯在義利之辨也、慎思茲誠、則智其判然矣、

爾子弟、戒哉、勿求四支安佚、勿慢耳目視聽、勿

談無用之事、勿必乘人毀譽、勿慢知利己、勿過儉究奢、勿專好樂荒業、戒哉子弟、

○先生御僕警戒

同是人、而其為上下主從也、天之命也、天下皆主也、彼來為家僕、其命尤可畏、非我所能、皆天也、僕隸豈可慢毀乎、

彼亦有性情、唯其所習、皆從氣專利、今待彼以君子之道、亦急不可通、在以愚使愚、利其利、家僕之戒、示公禁、次家禮、天下之大禁者、定契狀、質證人、因他止彼之暴惡、契狀證人詳可致之、不然則有好曲之起、

僕隸之所樂、在飲食、能計其勞、時飲食、詳冷暖、藥食太飽則彼苦、太厚則彼慢、自省時可試之、不然、必有司有私、悍強之徒侵奪之、又專以飽滿、則彼慣而慢易、有無用之費、在下考其時、節其勞、飲之有酒、

家僕居宅不詳、則生疾病、考寒暑之節、時其冷暖、其居唯以足容膝、寬乃會衆招他、催逸樂、其地

遠司長、乃奸曲生、故或以人々便親之地、或以監士時々改之、速在知其機也、男僕之居、不可近女家、有夫妻之宅、夫不居、則雖親緣、不可令壯夫漫往來、有用事、則兩人相共、凡人飲食既足、則有淫佚之機、尤可戒之、奴隸閑居獨座、則行奸曲、不然、則久寢慢易而生疾、故令設伍雜居其間、屬篤實之者、令為監士、察其機也、

衣服之制、示家禮、正其制裁、不可用異樣、令別製服禮服、可禁過奢、

為僕隸、設井泉、利其勞役、潔其邊、勿令飲惡水、汲水之家交巡察、可糾其制、改其破損、

則及不淨檢、考遠近、時其掃灑、其使役也、以時具計彼勞佚、好行小惠、則彼慣而求逸、守休必有時、唯實其腹、而勞其躰、則無他之求、

僕從之病、不可疎、速招醫、備湯藥、巡察詳之、令其五代看病、及嚴凍、則設綿被紙帳、病愈則復

其初、巡省而不可令私之、因其病、或遣親戚之宅、然猶發監士憐之、且察其實、凡僕從之疾病、多在勞役、故盛夏極寒風濕之節、在時其使役、僕隸暇日群居而放言、樂其樂、切不可禁之、唯在戒犯大禁、博奕逸樂之禁、皆通制也、世或因佳辰令節、其日相許而令行之、是令彼不義機以助長也、彼機一動、則相權而不能止、尤在慎其初、其飲食若狂、亦因其時放之亦可也、一張一弛之道也、家僕禁與他僕相往行、彼必憤、而放僻之心生、竟陷不義、僕隸者以愚爲貴也、世知數生、則害相成、凡禁夜行、夜久不寢、皆有奸曲、故正于其伍、察其顏色辭氣、速戒其機、家僕或得年給、或得賞賜之時、必放飲食、專逸樂、會衆、考此節、令監士不費其財、凡小人者、財豐、則有放僻邪侈、失身害人、故其與奪、尤在慎之、僕隸太乏、則必無常心、其乏必有時、監士早察、或

令伍糾之、具其由、而在爲其設、家僕之司事、其職有利、則奸曲生、而家禮以違、風俗竟陷、其蔽到犯上爲盜、故詳盡其事、糾其所司、令財勿費、彼所行正、則厚其祿、而不可吝、犯凡依一人之所掃、而不可改令行惠、廣可及衆、而后改令行惠、則其所及正也、僕隸之使役疾病、詳識日簿、考其功績、厚其禮、家僕久而篤實、則改其職、厚其祿、其才過則抑之、令彼預應接辨用之事、數以義正之、出納詳、則令彼司出納、以利己幹家事、不可重其人、家僕其志勤、職利衆爲上、以利利主爲下、唯以所其長命其職也、勞家僕而專榮園、與民爭利、以之爲利者、非君子之志、彼小人也、我詳其情、節其欲、而令他不陷不義之地、是主之教導也、可使由之、不可使知之、

山鹿語類卷第二十一

士談 一

○知己職分

不可求彼之譽己、彼小人也、小人之譽人也、皆以從己之逸樂、專己之怠慢、不省察教戒、爲安爲利、不然則不譽之、故小人之所譽者、虛譽也、凡毀譽以賢者爲準、新仕之僕隸者、以監士詳其居所飲食之事、示公禁家戒、教朝夕勤仕之樣、正衣服禮容之節、令篤實而久事者效彼、其初不正、則終不全、且新來之僕、以飲食糞衆、求人之喜、尤可禁之、凡僕隸互相響應送答、皆堅禁之、凡伍中暴惡利口、令人陷不義之輩、速逐之、凡家僕專好味嗜魚鳥、必竊私火而不知火災之難、是大失也、速放之、女僕之飼、亦不異男僕、女僕齡超三十歲、而不願留、因其功勞、資而嫁之、凡所令所戒、不數省、則空言也、吾不行其實、則人不從、時々省察、而在成其化也、

山鹿語類卷第二十一 終

師嘗談じて曰、劉康公曰、民受天地之中以生、所謂命也、是以有動作禮義威儀之則、以定命也、能者養之以福、不能者敗以取禍、是故君子勤禮、小人盡力、勤禮莫如致敬、盡力莫如敦篤、敬在養神、篤在守業、云へる事、左傳に出たり、民は天地の中を得て萬物の靈たり、然ときは其中を正しくして其靈を養はんこと、是則民の本とする所也、而して其身について職業あり、所謂君子父子の五倫、各其職について其事物の業あり、我身又士農工商の四について、其職とし其業とすることのあるべきなれば、敬で此戒を守て其職業を外につとめ、性心の修練を内に厚くせば、是劉子が所謂天地の中になふべし、

朱子曰、知職分之所當爲と云も是なるべし、こゝに今日己が職分を省るに、武門に出生して既に四民の其一につらなれり、三民は各其職をつとむ、不勤の輩は奉行監官相戒て盜賊の列になれり、士は人のあらためも少く、日々に天地の米穀を費し、衣服居室に風情をこらし、何の勤何の業と云ことなく一生を過し、暗然として死に至る、其往昔を思ふに、唯鳥獸の坐ながら食い盜賊の白晝に民の物を奪ふに不異、君臣父子の間多くは虚妄偽詐を以てして、一日一日と年を送らんこと、尤己が本意にあらず、故に先自の職を詳にして其業をたゞさんこと、是さいわいの至る基也、この志不立ときは、天地の本理にそむくを以て、禍に不遠と知べき也、劉子が言甚其ことわりありと可云、

師曰、世承平に屬すること年已に久しきを以て、士の職業事めづらしからぬことになりもて行て、志あるの輩も唯慈愛の志を専とし、大丈夫の仕立すくなき

がゆへに、文を博く學び廣才を云て道理を高くすと云へども、武のつとめを不レ知を以て、其職業ついに怠るになれり、文武は兩輪にして、かたつかたを弃べからざれども、今日の職分是武たれば、其業を不レ必其職を失ふになりぬべし、されば仁者の形はまなぶ人多して、武士のつとめをば不レ専也、唐の崔祐甫が猫鼠議曰、臣聞、天生萬物、剛柔有性、聖人因之垂レ範作レ則、禮記郊特牲篇曰、迎レ猫爲其食田鼠也、然則猫之食レ鼠、載在禮經、以レ其除害利人、雖微必錄、今此猫對レ鼠不食、仁則仁矣、無乃失子性乎、鼠之爲物、晝伏夜動、詩人賦之曰、相鼠有體、人而無禮、又曰、碩鼠碩鼠、無食我黍、其序曰、食而畏人、若大鼠也、臣旋觀之、雖云動物、異于麋鹿麋兔、彼皆以時殺獲、爲國之用、猫受三人養育、職既不修、亦何異于法吏不勤、蠹邪、疆吏不勤、捍レ敵、又案、禮部式具列三瑞、無猫不食鼠之日、以レ茲稱慶、臣所未詳、伏以國家化洽治平、天符荐至、

紛綸雜沓、史不絶レ書、今茲猫鼠則、若以劉向五行傳論之、恐須申命憲司、察聽貪吏、誠諸邊候、無失徼巡、猫能致功、鼠不爲害、

師曰、平清盛、其身武將にそなはり其功を立しを以て、官位の昇進心にまかせ、富既に四海を掌に入る、然れども子孫わづか廿餘年にして、風俗皆變じて其職分を忘れ、ついに平氏の族滅亡するに至れり、是を以て按ずるに、人富貴にいたりては、身に安佚を好で必ず其職を忘れぬべし、農工商の三民や、もすれば富饒に至て身を失ひ家を滅すの輩世以て多し、中にも士の職甚重く甚つとめがたし、任重して道遠し、故にや、もすれば富貴に至て先祖の功を失ふこと多し、沃土の民不材、淫也、瘠土之民莫不勤義、勞也と云へり、

師嘗曰、熊谷法師蓮生が子孫への遺書を見侍べりしに、其詞云、到子々孫々能々可レ令存知旨、
一、先祖相傳所領安堵御判七、並保元元年以來到

建久年中、軍忠御感狀廿一有之、
一、對主君不可成逆心、並武道可守事、
一、上人御自筆御理書、並迎接曼陀羅、可成信心事、

右三個條の外、依其身器量可覺悟者也、仍置狀如件としるせり、先祖の忠功を忘れ父祖のつとめを不レ計ゆへに、自ら非分の企も出來て身の職分を忘ること、世のならい也、蓮生既に發心に入て萬事をなげうつと云へども、子孫に對して其職分を守らしむ、尤士の志を不レ忘と云べき也、

師曰、上杉の定政、子息朝良職分を忘れて武の業を不レ勤について、曾我豊後守が許へ戒の書を記して是を與ゆ、其内に曰、年來雖令物語、餘りに五郎無レ嗜故、雖一事之行、定正啐啄之儀無レ之、去年正月已來、朝良隨逐之者共申付、朝夕之雜談ども令記之處、四人以隱密注越候、何も同前に候、朝良方へ山口小宮仙波古尾谷之面々被レ越之時、被レ尋事は驚之事、武

藏野にて追鳥狩之雜談、武州六所之物語、深谷之馬場早馬合、酒宴敷盃之物語、又或時は京方半人面々出頭候へば、被_レ尋事は招月之歌、同手跡之物語、心敬宗祇之連歌、洛中貴賤清水男山之眺望、諸五山之爲体、觀世金春之能仕舞之雜談、此の由注越候、見_レ之定正涕淚悲泣不_レ及_レ申候、明日にも愚老討死仕者、當方屋形の者ども皆以令_レ亡命、殘生之者可_レ致_レ乞食之基歟とかけり、尤後世職を忘る、輩の戒と云べし、

師曰、甲州長坂長閑或時今川氏真北條氏政兩人自筆の短冊を持參して主人信玄に見せ奉る、氏真は信玄の聲なれば、信玄見て喜び玉はんとの心にや、爰に信玄見て、兩人ながら自作自筆にやと問、其通に候と申す、良有て、岡崎の家康當年いくつと問にやと問、當年廿五寅の年と申上、家康も歌を讀る、と聞たるかと問、長閑承て、一文不通文盲なると承及候と申す、義元討死より當年七年也、家康十九歳より三河一國を伐取、日本にて弓矢の最上と沙汰す、是家職をよく

勤て武將の器量あればなり、國持の武功もなく職分をつとめずして花奢ならんは、國を失の本也と云へりとなり、

師曰、或時甲陽の土屋、高坂に尋けるは、武のつとめは士の職也といへども、人に武道をたしなめと云へば喧嘩敷奇になる、作法をよくせよと云ば武士の職分無心懸になりて職業をつとめず、此仕様あらんやと云、高坂云、唯面々が腰に指刀脇指の如に仕れと教て可_レ然、子細は、刀脇指とぎて刃を付て指は人を可_レ切ためなれども、常に鞘をせねばさ_レれず、人を切物とて、常に抜身にてさ_レば、さす人もあやまちを致し、刀脇指もさびくさりて用に不_レ立、あやまちすまじきとて刃を不_レ付ばなまされなるべし、所詮とぎて刃を付て鞘をして、餘りはやうなき如くにしてさすこそ本の事なれ、武道家職なりとて、嗜過て喧嘩すきは、刀をぬきみにて指と同じ、無心懸になるは、刃を不_レ付してなまされなる也と、高坂と云りとにや、

師曰、北越淺倉宗滴が言に、主人へは内の者の爵の當り、又内の者は主人の爵當るなり、君臣ともに油断あるべからず、大將たる仁は不_レ及_レ申、似合の人數持の覺悟肝要なり、仁不肖によらず、又上下にかぎらず、武者にすぎたる侍は天道の冥加ありて、衆人愛敬福分の相なり、又不敷奇にてこれを嫌ふ侍は、佛神の繩もきれ、第一人に悪まれ、貧乏の果也、それゆへ武者

嫌は對_レ諸人_レ惻成ことなく、内の者に目をかけず、自衰微仕るべしと云へり、此言至て淺しと云へども、其ことはりこまやか也、人として職分をよく勤るときは、主臣ともに相調がゆへに、其冥加もありぬべし、大藤微官によらず、君の恩をうけて士の職を不_レ糾明には、天爵のがるゝに處なかるべし、
師曰、平生其家の風俗を専として、武家は武を以て家風とすることくに可_レ心付_レ也、茶の湯に敷奇の人は、その風その家にのこりて、茶の湯に可_レ入の器物悉く其人のかゝり風と云傳ふ、武の職分について、猶以て

其風を詳にして、我家の諸の器物皆武の風を以てこれを究め、家中是に隨順して其格を守り、自然に職を守るが如くあるべき事なり、

師曰、加藤清政、家中の大身小身によらず、侍ども可_レ覺悟の條目を出す、其詞に云、奉公の道油断すべからず、朝辰の刻に起て兵法をつかい、食を喰、弓を射、鐵炮を打、馬を可_レ乘、武士の嗜能ものには別而可_レ與_レ加増、亂舞一圓停止たり、太刀をとれば人を切んと思ふ、然る上は、萬事は一心のをき所より生ずるもの也、武藝の外、亂舞稽古之輩、可_レ切腹也、武士の家に生れては、太刀を取て死する道本意也、常々武士の道吟味せざれば、いさぎよき死は仕にくきもの也、よく心_レ武に究むること肝要也としるせり、最武の職分をたえずと可_レ云なり、

師曰、賴朝若君壽永元年八月誕生、追_レ代々佳例、仰_レ御家人等_レ被_レ召_レ御護刀_レ云々、御家人等献_レ御馬、七夜儀、千葉介常胤沙汰之有_レ進物、嫡男胤正次男師

常昇御甲、三男胤盛四男胤信引御馬、五男胤道持御弓矢、六男胤頼御劍、各列庭上と東鑑に出たり、武將既に武門に出生するときは、其職分を忘れしめまじきが爲に、弓馬甲冑劍刀を献ず、是則職分を忘れしめまじきがため也、されば頼家七歳にして始令着御甲之給、於南面有共儀、時刻、二品出御、江間殿參進、上御廉給、次若公出御、武藏守義信、比企能員、奉扶持之、小時小山朝政持參御甲直垂、此地改以前御裝束、朝政奉結御腰、次常胤持參御甲納櫃、子息胤正師常昇之、常胤御甲、向南令立給、此間景季進御劍、三浦義連進御劍、行平持參御弓、佐々木盛綱献御征矢、八田知家献御馬、子息朝重引之、義澄重忠義盛奉扶乘、小山朝光葛西清重付轡、小笠原彌太郎千葉五郎比企彌四郎候御馬左右、三度打廻南庭下給、今度足立遠元奉抱之云々、又實朝十二歳にして元服、其翌日著甲冑、又乘馬給、小山朝政足立遠元等著甲冑母廬等と出たり、武將の若公い

まだ十五歳にも不満足して、元服して甲冑を著乘馬を始むることは、是其職を忘れしめまじきの戒とみへたり、況や壽永の間天下未屬平均、故に頼家すでに七歳にして甲冑の禮あり、實朝は既に九歳にして小笠原を射玉ふ、行平献弓引目等、三浦介進、千葉介奉馬、小山田献御、八田知家進、行際香、宇津宮朝繩進、水干袴、而南庭有共儀、行平賜御劍、依爲弓師也といへり、是幼若の間より其職を守らしむるの教戒也、尤可鑑、

師曰、頼朝武の職を守るを以て、平生更に懈怠する處あらず、鶴岡は殆んど營中なりといへども、社參に必ず隨兵あり、甲著の役あり、調度懸の武者あり、勝長壽院院南の供養にも、佐々木高綱著御甲と東鑑に出せり、又西國東國共に靜謐に屬して頼朝上洛、于時文治六年十月、入洛の日、先陣鳥山重忠著黒糸威甲、隨兵各胃腹巻、二位家は裝束にして甲著の役人あり、又建久六年三月上洛の時、東大寺の供養結縁のた

め頼朝參詣、此時も佐々木經高著御甲と出たり、實朝に至て專風流を事とし、歌に長じ遊宴を耽、故に廣元義時等、武藝爲事令警衛朝廷給者、可爲關東長久之基の由を諷諫せしむといへども、實朝不利用して、ついに公曉が難を招けり、此時も覺阿申しけるは、東大寺供養之日任右大將家例、御束帶之下可令著腹巻給といへりけれども、仲章、昇大臣大將之人未レ有此式ととめけるとなり、是皆富貴に因て家職を失ふのゆへなり、後建長に、後嵯峨院の第一の王子宗尊親王關東の將軍たりし時、始めて鶴岡に社參ありしに、期に臨で先陣後陣の隨兵をやめられ、奥州實時遠州光盛等、改著鎧於布衣、自右大將家至三位中將家、被紀將軍威儀、御出毎度、雖爲一兩人、勇士莫不令供奉、而於親王行啓者、其儀強不可然とのことにて、ついに此制やみぬ、たとへ親王たりと云ども、すでに將軍家たらんには、何ぞ武の職業を可忘や、然るに世久しく太平にして其

業を忘れ、關東の平氏滅亡に及びぬること、尤可歎也、

師曰、富士の狩に、頼家十二歳にして始めて鹿を射玉ふ、頼朝慈愛の餘、梶原景高を以て御臺所の方に其由を告玉へば、敢て喜御感に不及、武將の嫡嗣狩場に於て鹿鳥を得んことは、強ち不足爲希と答へ申さる、使面目を失て退出すと云事、東鑑に出たり、政子女性たりといへども、さしも頼朝の御臺、時政の女なるを以て、武將の家職を不忘れのゆへと可云にや、師曰、昔八幡殿奥州を退治の時に、剛臆の座を定めて、其日の軍に剛臆をあらためて、剛あるものをば剛の座に著しめ、臆せる輩は臆の座に付しめて、その剛臆に因て饜應をも致され、剛の座に著事三度に及べば、よく家職を守り武義のつとめ正しければこそ尤如此なりとして、遂に賞を行はる、臆の座に著ること三度までは是を許す、三度を越て臆の座に著なん輩は、家職を忘れ俸祿を盗で主恩の報謝を不不思、其罪

甚ふかしと云て、是を得するに及べり、故に人々皆大に耻て、家職をつとむることを武の本意と致せりと也、後世或は朱椀黒椀の饗應をまふけ剛臆の座を定めし類は、此八幡殿の事より起れるなるべし、

師曰、織田信長家の諸侍寄合々々、一月の内に兩度宛、八幡講愛宕講と號して相會して、武義の隆義をこげ、家職を不_レ忘、武運のことを神慮に祈りける、又同志の輩は一同に誓詞をしるし互の非を云へり、或時いづれも寄合て、願書をかいて武運を祈るに、いづれをわてに致して、何様につとめ度との心底なるぞ、各其趣向を書て入札に可_レ致とて、あつまり書出せるに、皆松野平介某にをこらぬやうにと、何時も平介より先を可_レ致との心懸をしるせると云入札なりけりと也、松野平介は美乃の三人衆のものにて、後に信長へ被_三召出たり、其身陪臣たりといへども、武の職業を勤たるもの也とて稱美不_三大方、岐阜の大手先の侍町に屋敷を賜て、諸人の規範にもなりぬべきとの事

にももしければ、諸侍のつとめ甚勵みあつて、各武義の職をつとめ守りけるとなり、

師曰、蒲生氏郷は四十にして逝去すといへども、世以て其姓名を知て勇武の將とす、其身の戦功も、其比の勇將にさして越たると云にはあらざれども、平生武の職を守て聊たゆむことなく、家中の兵士をあつめて晝夜武義を論じ、明日の戦には其言に不_レ違の働をなすことを専とす、故に家に残れる財寶もなく、悉勇士名士をあつめ、是に財祿を與へて死をともにせんことを欲す、天下の勇名ある輩は多くは氏郷に屬す、こゝを以て秀吉命じて奥州の鎮守として、伊達佐竹等に當らしむ、後には食祿百萬石に滿ぬれども、猶臺所に失食の事多くして、家臣かはるゝ是を養へりといへり、凡そ武將年若くして其名の世に高は、自戦功の勇あるか、或は幸にして大節の事にあたり、或は一事の功による、氏郷四十に不_レ滿して名將の名あることは、將の將たる器あつて、能職分を守りつとめ、

武義の怠あらざるを以ての事也、秀吉奥州を興ふるの時、此事を命せりとなり、

師曰、大坂の時、伊達正宗奈良にて惣の足輕大將をあつめて、鐵炮をつるべさせけるに、加藤太と云ける足輕大將の足輕ども三百計鐵炮をうたざるに付て、其事を糾明しければ、加藤太、道中にて火をもてば火繩入て益なし、薬を足輕に預ければ道にてこぼして多くすたる也と云て、火繩薬どもに荷につゝみ、小荷駄に付て跡より來るに付て、此時の手に不_レ合に究れり、正宗大に怒て、職分を忘れて有司の出納をやぶさかる、是士のみせしめ也と云て、則自切て棄たり、又足輕どもに命じて、一同に刀をぬかせ木をさらせぬ、其間一人さびたる刀をさし木を切ることを不能、是を糺明しければ、足輕病で、人足をやといて役をつとめさせたる、其刀なりと云へり、則是を成敗して諸卒に示し、職を可_レ守ことを戒めけりと也、

師曰、紀州に淺野長晟在國の時、紀國の地侍に某とか

や云し士、功名の沙汰ありしものなれば、是を扶助せしめ祿を豊にして、山中にをのれなりに住せしめ置ぬ、此者武義をつとめず職を忘れて、唯財寶をあつめ

やぶさかり、財寶あれば何時も諸道具人馬ともに有_レ之と廣言してける、此比大坂に事ありければ、件の男財寶を散じて人馬諸器を求めて、ゆゝしく仕りて出けるが、本より下々の事なれば、紀伊より大坂までの道にて、一人もなく皆逐電して、のれる馬と我身と計になれり、此分にては先々はかくしき事もあるまじ、紀州に歸らんも面目なかりければ、直に行方不_レ知になりぬとなり、人一旦の功名は時に取てある事なれば、そのつとめを成事ありと云ども、己が職分を不_レ知しては、時の仕合を待に同じきことなれば、彼の紀州のをのこがふるまいども可_レ爲也、不_レ慎乎、師曰、伊世の木造左衛門佐長正、岐阜の後に福島が手に屬して廣島に有_レ之、晝夜武義の職を不_レ忘して、廣間より奥の座敷に至まで、矢をはぎ、玉を鏘、弦をこ

しらへ、或は竹刀しない打、或は武義の議論、是を以て日を暮せり、又津田藤三郎、池田の家に居て常に職分を守り、少しも事あるには一番に乗出せりとなり、つとめは家職をよく守る處より起れり、

師曰、日下部兵右衛門は元尾州信長のものなりしが、秀吉未だ藤吉郎と號せしとき、信長の命によつて兩人堤の奉行をいたしけるが、秀吉は褒美に預り日下部は不烈然に付て、信長の家を立退て源君に奉仕、庚子の役の後、城州伏見に在番いたせり、伏見在番の間、常に下々に三度の食をくわせ、己が馬に鞍を置、わらんづを傍に置て、下々どもに身ごしらへを致させ、若不慮の事あらんには、一番に城の大手へ乗出して討死を遂げ、武の職分をきわめて、潔く死を善道に守るの外は不有と、平生言にも云身にも行けると也、

門人藤忠之侍坐して曰、間道田安口眺望江城、而竊歎三城制之盡善盡美、暫く宙宇の處に、あじかを

荷ふ町人の兩人つれだちて通りけるが、堀の際に望で、此内に鯉鮒の大なる多ければ、是を漁して商はんには、利潤の何計ありてんと云ことを論じつゝ、過行、又大工と覺しき輩が、腰に曲尺を帶けるが二三人連立て通りしに、樓門の雲に聳へ瓦葺の水に映せるを見て、恰合の宜しく成風の功の善盡せることを語て過ぬ、とりぐの思入、各己が職分の得たるを以て是を校量すと、彼等が事に思ひ居て、顧みれば某が眺望して歎する處も、又其一に列すとかたれり、師曰、人の職分生れながら其家について定れるあり、又好んで其職を勤むるあり、又なれ效ふによつて遂に其事を職とすることあり、されば人は詳に人たらん品を了見し、其職分を考へて、其道に近かるべき事を勤むるにあり、孟子の矢人函人のたとへ、莊子が井蛙不可_レ以_レ語_レ於_レ海_レ者、拘_レ於_レ城_レ也、夏虫不可_レ以_レ語_レ於_レ氷_レ者、篤_レ於_レ時_レ也、山士不可_レ以_レ語_レ於_レ道_レ者、束_レ於_レ教_レ也と秋水の篇に云へるもさる譬なるべし、こゝを

以て云ば、居所により馴親によつてついに其事をなして、其品に身を處し其職をつとむるになりなん事なれば、聊も私にまかせば、職分の鄙しく道に遠きことを知らざるべし、彼町人大工、皆同じく天性の人に於て、各其所_レ爲_レを以て其事を見、人の職分豈可_レ忽乎、若一片に泥着して其道に遠からんときは、五十歩百歩の遠のみ也、

○志_レ於_レ道_レ

師曰、後漢王充論衡云、燕飛輕_レ于_レ鳳凰、兔走疾_レ于_レ麒麟、鼯鼠蹊_レ于_レ靈龜、蛇騰使_レ于_レ神龍、呂望之徒白首乃顯、百里奚之知明_レ于_レ黃髮、深爲_レ國謀、因爲_レ王輔、皆夫沈重難_レ進之人也、輕躁早成、禍害暴疾、又東漢徐幹中論曰、徐偃王知_レ修_レ仁義_レ而不知_レ用_レ武、終以_レ亡_レ國、魯隱公懷_レ讓_レ心_レ而不知_レ佞_レ僞、終以_レ致_レ殺、宋襄公守_レ節_レ而不知_レ權、終以_レ見_レ執、晉伯宗好_レ直_レ而不_レ知_レ時變、終以_レ隕_レ身、叔孫豹好_レ善_レ而不_レ知_レ擇_レ人、終以_レ凶餓、此皆蹈_レ善_レ而少_レ智_レ之謂也、故大雅貴_レ既明且

者、以保_レ其身_レと出たり、凡そ士の職分を知て其職業をつとめん輩も、道に志あらざれば、唯勞役擾冗して其本源を不_レ知が故に、たま_レ我_レが致_レし得る處ありと云ども、皆燕のよく飛兔のよく走り龍のよくはい蛇のよくまどふが如く、其鳳凰麒麟靈龜神龍に合せて云んには、日を同して語るべからず、又一方の宜き處を好んで彼勞役擾冗することあらず、唯その篤實なることを専とせんにも、道の道たるゆえんを不_レ知ば、必ず其致す處に弊あり、故に仁義讓心節直善、各その名は宜に似て悉く害を不_レ遁は、道を不_レ知ばなり、こゝを以て武義のつとめ職業是なりと號して、晝夜の暇もなく寒暑をも不_レ厭、つとに起よわに寢て寸陰を惜む輩あり、是職業をいとむ其ことはり宜といへども、士の大道に志あらざれば、其なすわざ皆勞役するのみにして、彼申々天々ののびやかにして常に萬物の上に伸たる處あらず、唯小成を安んじて、是を以て一生を送らんこと、豈大丈夫の心ならんや、故

に仲尼の教、道に志すを以て大なりとす、道に志す所
 あらざれば、多くは小利をたのしみて大道を不_レ知、
 其小利亦道を以て不_レ致とときは甚相違て、ついに皆
 害となりぬべし、顔之推家訓云、山中人不_レ信_レ有_レ魚
 大如_レ木、海上人不_レ信_レ木大如_レ魚、漢武不_レ信_レ弦膠、
 魏文不_レ信_レ火布、胡人見_レ錦不_レ信_レ有_レ虫食_レ樹吐_レ絲
 所_レ成、昔在_レ江南、不_レ信_レ有_レ千人龍帳、及_レ來_レ河北、
 不_レ信_レ有_レ二萬斛船、皆實驗也、夫有_レ子孫、自是天地
 間一蒼生耳、何預_レ身事、而乃愛護、遺_レ其基址、況于
 己之神爽、願欲_レ棄_レ之哉とせるせり、職分ばかりに心
 をつけて大本を不_レ了覺とときは、山中海上の人の外
 を不_レ知に異ならず、莊子が河伯望_レ洋向_レ若_レ神、而兼せ
 したとるにも類すべし、こゝを以て考ふるに、大丈夫
 の職業を知て其本を聖人天地に期し、その間修め行
 ふ處を道にあて、其道に叶ふわざを心さば、其つ
 とめ悉く理に中りて、其本則王者に通ずべし、不_レ然
 ば一向一藝一伎にわたつて、一生勞擾して上達の思

あるべからざれば、形して下なるものゝ器と云べ
 き也、
 師曰、古の聖人教を立て億兆の民をひきふるに、小學
 大學のわかちを致し、少年の間は其家職に可_レ入處の
 業をつとめて、骨節をねらし記識を旨とす、所謂禮
 樂射御書數の類これなり、既に成人しては大學に入
 れて修身正心の道を詳に示し教ゆ、是職分を知し
 めて而して道を以て其本たらしむるの所以なり、
 師曰、八幡殿の教に、武家に五の道あり、一には究途
 をする、二には卑賤をわきまへよ、三には道理を先立
 よ、四には國土を知れ、五には捉を不_レ違と、以上五を
 武家の守るべき道とす、是も道に至るの一端なるべ
 きにや、
 師曰、藤原の忠文の云、士は三十歳の内のものは、將
 は將の謀軍法を知るを以て表とし、兵の勇道を習ふ
 を以て裏とすべし、二六時中不_レ可_レ忘、又鎌倉の時頼
 禪門の云、虚譽は國のあた身の災、無量の禍出る處な

り、唯道に志あらんには、世のはまれをうけては彌む
 づかしかりぬべしと云り、

師曰、楠正成曰、大人は死を耻とせず生を耻とす、二
 心ありなんこと、是士の大なる耻也といへりとぞ、二
 心あらざるは義を不_レ知しては勤めがたし、士道に志
 あらずんば、身を利する事を専として其本必ずたが
 ふべし、故に道に志のありなん事を要とする也、
 師曰、淺倉宗満が言に、仁不背によらず、武を心がく
 るものは、第一うそをつかず、聊もうるんなる事な
 く、不_レ斷實儀を立、總て耻を知ること本也、其故は、一
 度大事の用に立時、不_レ斷うそを付うるんなる者は、如
 何様の實儀を申すといへども、例のうそつきにて有
 り之間と指をさし、敵味方ともに信用なきもの也、人
 のたしなみ平生肝要のこと也といへり、宗満士の大
 丈夫たる道を不_レ知がゆへに、偽を云はざるを一度大
 事の用に立てんため也と云へり、人の偽を云は、皆道
 に遠く唯當座の便利を專とするがゆへ也、已來の利

不利はさし置、大丈夫の本意に叶はん心得あらば、然
 も已來其利も全かるべきなり、

或人問曰、士の達人誰を以て期せんや、師曰、君にし
 て堯舜禹湯文武、臣にして皐陶益稷伊尹呂望周公孔
 子、各士道の相究れるなり、然れば士道は聖人を以て
 本とし、其書は六經を以て用とす、本朝の學者是を不_レ
 知して、別に儒道の説を云、甚以て誤也、こゝを以て
 士道を別にして又儒の一法を論じ、儒者の風をなし
 て其行跡悉くたがへり、或人曰、然らば古今の學者皆
 士の道を得べしや、師曰、和朝の學は云に不_レ及、異朝
 にも儒の道久しく絶て、唯空言を翫で實學こゝに沉
 淪す、故に士道の世に不_レ立事殆んど久し、されば能
 士の道を究理するときは、上にして治_レ天下國家、中
 にして修身正心、下にして身體習練技術こゝに勤
 む、然れば三とも相と、のふる人を號して、士の上
 達の人、大丈夫と云つべきなり、
 師嘗曰、戦功はかいこしく時に遇へば身に積るこ

と多きものなれども、武士の本意と云へる所は、習練不詳しては其道をつくしがたきもの也、何方にて何計の功あり、その所にて大方ならぬ働ありし、目利也耳き、也口き、なりと云ものにも、本意をいさせて論すれば、甚初心なること多きもの也、錦は一寸のきれを見てもしれやすく、鳳凰鸞鳥は一筋の羽にも其徳あらはる、況や一言を出し一句を云て、筆にしるし書に載なんには、其胸襟かくすべきに所なし、たとえ手足をねり耳目の廣才を嗜たりと云ども、本意に不入ときは皆うわつら計にして、何も皆根なく基なし、去比高麗關ヶ原等之役に功あつて其名譽ゆしく、其名を聞ては直人にあらじとときこえし輩の、武士の噂をかける一牧の文あり、是にしるせる言思入をみれば、僅の事にはこり、ゆゝしきわざの如く云もしかきもしるして、其志す所唯匹夫の溝瀆にくびれ死なんことをのみ思へり、文章は其人の才によるべし、思入は其人の志す所なれば、なからん跡までも尤耻

かしきこと也、されば戦功は仕合よく時にあい、手足のねりによつて其事なりぬとみれども、士道に在いては夢中に弄夢に不異、大丈夫よくこゝに味ふべき事也、
師曰、大丈夫常に將の將たる器を志にあり、弓馬劍術力量早業は皆匹夫の所致也といへども、士の職業のその一なれば、游藝で是をこゝろみ、文書古事をして其事を廣く仕るの用とす、凡そ上兵は伐謀、不戦而屈、人之兵、善之善也と云へば、士の道にふかく志して厚く謀り遠く思はんには、天地の間のことはりも不通過と云事あるべからず、異朝の鴻門の會に、樊噲門の扉をやぶり項羽をにらみ見、豕の肩をくらふて斗酒を傾け、怒れる髪は胃をさぐぐ、まことに勇士猛兵と云べし、然れども高祖ついに是と謀をなし道を行ふの事なし、張良自敵に不當してついに帝王の師となり、謀を帷幄の内につめせり、されば細川の清氏が自敵にあつて、二の宮兵庫頭が桃井と名

乗て出たるを組留て、頸を取て將軍の前に持參して、高名がほにものせるも、士の道を不詳して將の將たる所なし、道に志あらざれば、わづかの事を興張に思ひ、不入事をなして勞擾すること多し、將は自帷幄をまふけ楯を突しめ、非常の兵士を轅門に不入して、猛卒虎賁を出して彼をとりことする、是將の道なり、其制不詳陳法不詳して其道を失するゆへに、勇士猛卒ありといへどもなきが如くに散亂して、將不詳得已して自の功をなす、是豈士道ならんや、但將をそれて矢玉をさけ、陣を厚くして敵をさくと思は、是又士道にあらず、このゆへに、戰國遠ければ國郡の領主優長佚樂を事として自干戈を荷ふことを忘れ、可出戰場へ不出してやみぬること、世の骸に管領の馬の出かね、有馬殿の類常と云へるが如き、是將として大丈夫の道を不詳より事をこれり、暴虎馮河死而不悔者我不與とは、士の道を示し玉ふ言にあらずや、士の道豈大方に可心得ことにあらず、

師曰、士の道に志すと云輩ありても、其道をつとめて心に入る、處あらざれば、唯道のすきと云計にて、是又實にあらず、世人書を學び其わざをしるといへども、多くは口云目に見耳に聞計の好みにて、篇くつごめんと思ふ處あらず、さるによつて、古語を覺へては利口とし、人をい、つめ世にはこりて悉く高慢となれる事、是士道に志の立ざるゆへなり、尤可慎事ども也、
師曰、何事も残る所なくそろゑんとするは、其事になりゆきて遂には實を取失ふになりぬべし、古の大丈夫も、其要とする處に深く心を入れて、末々のをちをち成にまかせ、又全からぬもありぬ、本末殘所なく混然としてよく萬物に應ずるは聖人のみなるべし、其外は末へ心を付ては本を取失べきなれば、此處を了見して、其要とせんする處を第一と取入て、其餘はならんするまゝに任せぬべし、残りなく調べんとする間に暇なくて、本を忘却して不入事をとらへ、

士の大本を失はんこと、甚あさましき憾也、

師曰、道の道たる處を不レ知ときは、さしも伎倆ゆ、しき生れ付のものも、少の事に及で人にいわれて惑ふこと多し、源賴朝は甚武將の法をそなへし人と云へども、宋朝の陳和卿が、國敵對治之時、多斷人命、罪業深重也、不レ及論之由、固辭再三なりければ、賴朝感涙を抑へて和卿が言を信じぬと東鑑に出たり、此陳和卿は宋朝の佛師にして、甚人をあざむき偽るの惡人也、陳和卿後に實朝に對面して、三反奉レ拜、頗涕泣申云、貴客者昔爲宋朝育玉山長老、于レ時吾列三門弟去建曆元六月三日實朝夢中奉告此語忽以符命と云たり、實朝前世の事をきいて尤和卿を信じ、育玉山を拜し玉はんの心出來て、渡唐の志しきりなりければ、陳和卿に命じて唐船を造らしむ、事なりて是を由比の浦に浮ぶ、信濃守行光此事を奉行して、數百輩の匹夫に筋力を盡して曳しめけれども不レ動して、ついに砂頭に朽損せりとなり、是等の妄詐を導として人をたぶらかす、陳和卿にそゝのかされて頼

朝彼を信用に及ぶこと、是道に志あらざるゆへ也、賴朝の行跡その外あやまり多けれども、少々のことは棄て不レ足レ論、如レ此の大意にをろかなるときは、たとへ外事しばらく宜と云ども、大丈夫の本意と云ふべからざるなり、

師曰、賴朝に忠を盡せし三浦大助義明が末葉に三浦介義同と云しは、後に陸奥守入道道寸と號して、弓矢を取て其比並なき勇將にて、相州岡崎に居城す、是義明が弟岡崎惡四郎義實が住せし所なり、其子を荒次郎義意と號し、三浦新井の城に置て管領に屬し武威を振へり、此道寸、養父三浦介時高と中たがひ、己が勇力を以て時高がこもりし新井の城に押よせ、明應九年九月廿三日の夜夜討をして、養父を傷害して三浦の跡を相續しぬ、かくて永正十五年七月十一日に、道寸父子北條早雲のために責詰られて、荒井の城に一所に相あつまり悉く自滅せり、こゝに案するに、弓馬の功をたのみ自の勇力を事とする輩も、士の道を

不レ知がゆへに、父を敬ひ恩を重んずる處あらずして、我身を利せんが爲に君父に敵對し、不義無道の行跡をなすに至る事、是亂臣賊子のわざにして、道の道たるを不レ知よりをこれり、さるに因て、士道に志あさくしては、身に勇猛の伎倆をなわり職業修練のつむほど、皆道のために害となりて、不義の行跡を助くるのわざと成もてゆくこと、甚不便の事也、身の榮華を究むるに付て論ずると云ども、惡を行ひ不義を事として、幾程後榮を期せし輩ありや、たとへ天地と後榮をなすのことありと云ども、豈不義を行ひ無道のわざをなすべきや、大丈夫の道こゝにありぬべし、彼

し、天正の初め、越前淺倉義景の家臣ども、尾野と云所にて各逆意して自殺せしめ、その賞にはこりて越國に居せし櫻田播磨守、朝倉式部太輔、富田彦右衛門尉は、地下人の一揆にとりまかれて、わづか九十日の内に滅亡せりと云傳へたり、義を不レ知道に志なき輩の、人のさそふにまかせ身の利を求て、そしりを末代にのこし後榮又期せず、尤可レ戒也、

道寸が行跡以て可レ考也、古今共に世に亂臣賊子あることは、士道の不レ立がゆへと可レ知也、されば三浦時高主人特氏にそむいて、その賞にはこり大名となりて終に養子に寄せられ、道寸又養父を害して北條が爲に滅さる、不義不道の行跡あらんものは、子孫自ら不義不道に至て、不レ奪は不レ厭のためしとなりぬべ

師嘗曰、魏の曹操は勇猛豪傑の將にして、其知識人にこへ、天下を縱横すること三十有餘年、其奇策のこる處なかりしが、建安廿四年に、蜀の大將關雲長が頸を、吳の孫權が方より魏に送れり、曹操頸を得て、其匣を開てこれを視るに、頸の顔色平生にかはらず、曹操笑て云く、久しく汝を不レ見、今其頸に對することの喜しきにやとありければ、言未レ終に頸の毛髮鬚のひげ皆うごく、曹操しばらく黙して是をとらしめ、厚く葬て蜀に送れり、此後曹操、毎夜眼を合すれば必ず關雲長を見る、その心悶亂して行跡ついにたがひ、或

は神木を切り或は神醫を殺す、建安廿五年正月、六十歳にして卒す、晝夜妄語を吐、急に劔を取て空中を切る、如此事不_レ已して死せり、さしも勇猛豪傑の身たれども、關雲長が靈に因て死せりと云へり、近くは長尾謙信、威を北越に振て其鋒甚盛なりけるが、老臣枋崎を生害の時、枋崎甲冑を帶し弓矢をつがい、謙信をにらんで死せり、此時より謙信物狂しくなりて、九日めに死去せり、曹操の武にをける、つとめすと云ことなし、謙信の勇にをける、向て不_レ破と云ことあらざれども、道にをいて其本くらきを以て、遂に如此の邪鬼に侵さるゝ處あり、道を知ること不_レ正は、其所_レ爲に絶妙ありと云とも、真正の義にをいて暗くして、不_レ通こと多し、然らば又是を眞の大丈夫とは號しがたかるべき也、

○在_二力行_一

師曰、職分を知り士道に志ありと云とも、是をつとめざるときは、其職其道を詳に知ること難し、而して勤

るに職分のつとめあり、士道のつとめあり、こゝを以て、往古は人生れて八歳にして既に物知ることあるときは、學校に入れて小學を學ばしむ、小學と云は禮樂射御書數洒掃應對進退の節、總て我職分と仕るべきわざに於ては、詳に其用法を盡して、容をねり手足をならし記識することを覺へて、其ことわざ不_レ暗が如く、手習足熟し口耳の學を習練せしむ、既に年十五に滿て、萬物の品々其ゆえんを糾明すべきに便あるころはいより、又大學の學校に入らしめて、こゝに於て心意を正誠して、身を修め人に交るの間、其天性を以て正しからしめ、大にして天下、中にして國郡、小にして一家、ともによくをさめと、のふるに至るの道をつとめしむ、是古來聖人の教を立て兆億の民をみちびき、其職をつとめ其道をつとめしむるの法なり、後世に及で此教た_レず、人唯なりのまゝに成長して、有べきことにまかするを以て、幼弱より壯老に至るまで、ついに一事の職をつとめ道をしることな

し、たま_レく志出來て、初めて職を學ばんと思ふものも、或は壯年に過ぎ或は老衰して手足進退骨節相とどのはず、記識薄くしてをばへしること不_レ叶、こゝに至て學ぶものつとむるものも怠慢してやみぬ、道に志ありと云へども、其職業をつとむること不_レ能して、只空談のみ也、彼八歳にしてつとむることを壯年にしてつとむるになれるゆへに、其勤時を失てやみぬ、是聖教の世に不_レ行がなす處なり、向後大丈夫のつとめに志あらん輩は、此處を守て子孫の教戒を不_レ可_レ怠也、

師曰、中庸に力行と出せり、力はちから也、事物の理を詳に究めんことは、力を不_レ出しては不_レ可_レ叶也、故に力の字をつとめとよめり、今日任重して道遠き間を、よく力を用ひてつとめずしては全くなりがたし、後漢王充が論衡に曰、人有_レ知_レ學則有_レ力矣、文吏以_レ理_レ事爲_レ力、而儒生以_レ學問爲_レ力、夫壯士力多者扛_レ鼎揭_レ旗、儒生力多者博_レ達_レ疏_レ通、故博_レ達_レ疏_レ通儒生之

力也、擧_レ重拔_レ堅壯士之力也、孔子周世多力之人也、作_二春秋_一、刪_二五經_一、秘書徵文無_レ所_レ不_レ定、故夫墾_レ草殖_レ穀農夫之力也、勇猛攻戰士卒之力也、構_レ架斲削工匠之力也、治_レ書定_レ簿佐史之力也、論_レ道議_レ政賢儒之力也、人生莫_レ不_レ有_レ力、所以爲_レ力者或尊或卑、孔子能_レ擧_二北門之闢_一、不_二以_レ力自章_一、知_レ夫筋骨之力不_レ如_レ仁義之力榮_二也_一としるせり、まことに力の出る處大ならずしては、大丈夫の勤なりがたかるべきなれば、力を出さんことは是士の力行なり、

師曰、つとめに其しるしを急ぐ處あるときは早く怠ること、定れることも也、つとめは一生のつとめ、是に於てつとめの相終ると云べき處なし、若つとめに限りあらんには、其つとめ實理と云べからず、東漢の徐幹が中論に、小人朝爲而夕求_二其成_一、坐施而立望_二其反_一、行_二一日之善_一而求_二終身之譽_一、譽不_レ至則曰_二善無_レ益矣_一、遂疑_二聖人之言_一、背_二先王之教_一、存_二其舊術_一、順_二其常好_一、是以身辱名賤、而不_レ免_レ爲_二人役_一也といへり、少

しつとめて大なる益を求めては益あるべからず、すべてつとむるの道は、益を求め譽を求むるの爲にいたす事、是まことのつとめにあらず、つとめは人たるの道をつとむるのみ、つとめて益あり譽あるはその幸也、益なく譽なきと云て更に求むべき所なし、天地の生々無息なる、これ天地のつとめ也、天地何の求むる處あらんや、大丈夫唯道をつとむるのみ、外に求むることあらざる也、益を求め譽を求めば、必ずつとめて倦所ありぬべし、尤可レ慎也、

師曰、三路上路の初に、夫主將之法、務獲英雄之心と云一句に、務と云字を入たり、務めてと云所甚力あり、つとめて不レ致しては力のたらざる事勿論なれば、此篇の總括は務の一字にありぬべし、つとめと云こと大丈夫の本とする處なること、可レ心付也、
師曰、楠正成云、士は十七八歳より廿七八までは、敵とだに見たらんには、火の中水の底までも追責て討んと思ふ、人三十歳になれば、能圖に當る軍をするも

のぞ、十七八より三十歳の内にて見合てなと思ふ將は、三十歳に餘れば軍の圖をはづすものぞ、又三十歳の内にてそここの軍を仕んと耳仕し人さへ、五十歳にならんには、をられて圖をはづす事多からんと存ずると謂しとにや、年老ては氣力次第につかれ衰へて、諸事盛なる時の如くにはつとめにききもの也、然れば若き時のつとめは甚しき程にありても、後にはつとめ大方になるものとみへたり、可レ戒事也、

師曰、楠曰、士の自讃をなすに失多し、一には諸人に悪しみせらる、二には無禮なり、三には口論の端也、四には諸人耳を閉首をふる、五には耻に合の端也、六には亡命の端也、七には諸人其云ことを不レ信、八には諸人參會を不レ好、九には指頭さしむちの毀りをうく、十には自然に惡事生ずと也、今案するに、人自讃の心ありては、身を自慢して他を毀るの基なれば、諸藝諸事ともにつとめうすくして只自を足◎館本とす、こゝを以て考ふれば、自讃はつとめを失ふの基これに不レ過、

古來これを戒むるゆへん也、古の聖人自我道をたれりとせず、このゆへに學不レ厭教不レ倦の言あり、聖人こゝに足れりとせば、何のゆへに學で不レ厭のいゝありなんや、况や聖人已下の士、自讃することありなんには、つとめ則忘て、眞の大丈夫に不レ可レ至也、

師曰、北越淺倉宗滴が言に、我々一世の間、教賀へ上下何時も一日がけに仕候、此儀は我々彼郡預かりの内自然の事有レ之ばどの用意までの勤に候、七十に餘り候迄、毎年川より北道筋可レ考のため、號三鷹野細細下向の事、是又別儀にあらず、彼國より一度亂入不レ仕して不レ可レ叶と存じ、其時の用意までに候、總じて一度卒度の事に逢て、久しく武者を不レ見して功者ぶり仕者ども、一段笑敷事に候、其故は、小泉古四郎右衛門常々かたりけるは、武者遠くなりては、足輕に出たる時に矢風をそろしく覺ゆるもの也、細々打出敵にあへば、少々の矢をばかりをとしなんと、心づよく思ふものなりと云へり、朝夕の心得不レ怠とぞく

可三了簡といへり、まことに武士朝暮の心がけ、手足のねり、萬事に心得なくしては勤かくべき也、

師曰、上杉定政が狀に曰、有_三由斷にをいては少も不_レ可_レ叶、他國に打越、抛_三身於溝壑、可_レ曝_三體於路頭之事、不_レ可_レ痛_レ之、片時も一二ヶ州無爲之刻、成_三安堵之思、從_三隣國可_レ被_レ成_三懸計◎館本儀之段、未代之耻辱と思、可_レ以_三他國山野爲_三住所、甲冑爲_三枕、一夜之陣にも自身結_レ繩取_レ鐵、夜中不_三睡眠、終夜馬之背にて夜を明し、不_レ脱_三甲冑、如此朝暮至_三于勤者、何誤可_レ有_レ之乎云云、戰國のつとめ、如此こそあるべきこと也、

師曰、武田信玄曰、とりの子を十づ、十は重ぬとも女に心ゆるすべからずとあり、坂東八ヶ國の將軍となり既に王職を僭せる將門を、俵藤太が奉_レ討のとき、秀郷ひそかに將門が内の女に心を合せ是を討たりと也、女は義理をわきまへず正道を不_レ知、ふがいないかざる人間なれば、武士の上に偽ある輩は女侍なり、

こゝを以て女に必ず心をゆるすべからずと云云、案するに、心をゆるすと云は息より出来ることなれば、女にのみ心ゆるす不許と云議論可有にあらず、唯つとむる處をつとめば内に省て疚かる不可、内に省て不疚ときは、心をゆるさると云こと不足論也、大丈夫は晝夜力行して而後にやむのみなるべし、師曰、長曾我部元親曰、親祖父打續て武勇の沙汰ある子孫、早く手に合たるをば、武勇の家を相續すと云沙汰するものなり、總じて武勇二方の者の子孫、年若くて手柄と沙汰仕ほどの働あるをば、それは只時の仕合と究むべし、二度目に能事あらんには母方に似たりと云、三度に及ときは其身の譽と云べしと云々、案するに、其身の名譽も父祖の行跡によつて善惡なることなれば、我又子孫のためには父祖也、聊ゆるがせに不可仕なり、次に人の働功名も、一度ありしことを以てこれを毀譽の究めと云がたき也、一度は時の仕合あるものなれば、善惡ともに必と定めがたし、

二度三度に及では、つとめて不利用しては難有ことなれば、これを幸とは云べからず、されは何事もつとめて致さんには、其至極初めてみへぬべし、つとむる處なくんば、たとへいか計の大切をなせりとも、唯時の仕合と云べき也、師曰、士の力行する事に階級次第ありて、小事小藝を一生のつとめとして、勞して無益こと甚多し、されば法を天下に立て後世に傳へ、萬々世までの規範となれるが如きつとめあり、是周公孔子の力行也、又百世の下其風をきいて人の義心を興起せしむるの力行あり、伯夷柳下惠が類是なり、道を守り義を貴で一生を終るあり、一の廉直を必とし一の忠孝を専として、其餘才ものに不及あり、是等の事はその身に在いての行跡なり、これよりくだりては、或は權謀術數一技一藝を翫んで、是を一生の力行として世をむなくすることあるは、尤君子の所耻也、ことに又百世の下にして其風をきいて人の心を興起せしむるにも品

ありぬべし、伯夷柳下惠が風をきいて人皆興起するは義のよる處なり、後世信長秀吉の風をきいては、人皆名譽榮望を思ふの心を興起せしむ、然れば勤めて行ふ處の品々に順て、末々までそれに興起するの思ひ入り甚たがへれば、尤其力行する所を可慎也、師曰、士の力行すべき所は、至て心易き所至て小しきの事を、力を盡して可守也、心易き所には必ず息あつて、致すまじき事をも致し、云まじき言をも云こと多し、小事は不苦と存じて是を厭止してなす、皆是内の善惡の機發動の處なれば、此間を詳に究明いたして可力行也、大抵人の前貴人高位の都合に、無禮放埒の言行あるものはまれなり、又究めて大節に及では、取亂すこと又まれなり、至て凡下の者も、罪極て死に及べば、不心得已して死期をよくするに不異也、嘗與門人書曰、人之言行必怠於閨門之内、故志子道之士、專慎動閨門之内、是不愧屋漏之謂也、周濂溪曰、家人之睽必起於婦人、故睽次家人、

以二女同居而志不同行也、二女睽卦、兌下離上、堯所以釐降二女子媾納、舜可禪乎、吾茲試矣、是在慎閨門也、又千鍾の祿をよく辭すといへども、簞食豆羹の至てかろき事を在いて、苟非其人、色にあらはるゝと云へり、大祿大官を辭するは、これを辭して名による處の大利にかゆればなり、彼の至て小しきことは、人のさし云處にあらざるを以て、忽内に動する處出來りぬべし、是小はつとめ難くして大節をばよくなすゆへんなり、但大節に在いても、實に能するには不有、名譽の大づなに取付ての事なれば、名譽の大づなのされたらんものより見ば、是又皆虛妄の説なるべし、故に云、人の是非は其忽にする所を考にあり、忽にする處は閨門小輕の事なればなり、師曰、人皆四支の安逸を求めて、唯當座のやすからん事を専とするに因て、其つとめに怠多し、いきとせ生るものを見るに、鳥獸魚虫のたぐい、農工商、各自つとめて食を求め人を養ふ、若つとめ怠るときは食こ

ここに不足を以て、冬暖而兒寒、年登而妻啼飢、頭
 童齒豁にして、死何神かあらんと云に不_レ異を以て、
 不_レ得_レ止してこゝにつとむ、士は君の祿をうることに
 豊なるを以て、自然に祿にあき食にみちて、自のつと
 めを蔑如するに至れり、此四支何ほど勤めず安逸な
 らしめてかくし置ても、時至れば敗壞してやみぬ、且
 又身の養にも安逸は皆短命の基也、聊身安からんこ
 どをもとめては、大丈夫の本意にあらざるなり、故に
 朝より夕に至り夜より曉に至るまで、耳目口鼻四支
 の運用、心意の思慮、悉く天下國土のため、多くの人民
 のためにして、我身を安んずるの思入更になし、如
 此ときは己が身は天下の身にして、私する處あらざ
 る也、天下の間の生物皆天下を利して、士若其つとめ
 に實なきときは、天下の利たる處なし、こゝろを可
 付事なり、
 師嘗曰、初めて道をつとむるには、勤ることもなりに
 く、身の首行に付てさゝわる處多くして、如_レ此に

てはつとめらるまじきと思ふものなれども、其志を
 卓爾として其關を透得るときは、次第に勤も成やす
 きもの也、關を透得ること度々にして後には、勤もい
 たしやすくして、つとむることも不_レ覺になれるべし、
 山城のある山寺に、長命丸と云へる藥のあるに、他國
 へ取て行ば不思議の驗あり、其寺のあたり其里にて
 は益なし、又湯の山の湯の、他國の者にはよくしるし
 あつて、その邊のものにはしるしなきと云へるため
 しもあり、事久しくなしては、藥と云ふべき差別さへ
 みゑわかざるもの也、近比俗のもてはやすたばこと
 云なる物も、辛く苦くいふせくて、初めは能々吸習は
 では不_レ吐べきが、後には辛きを面白し、苦きに味あ
 り、いふせきに取所ありと云て、暫も口を不_レ離がご
 とくなれる、皆つとめく_レて後にはやすらかなると
 見へたり、是等は皆外のものさへ然り、況や外より入
 にあらず、内に心能をほゆべき士の道なれば、つとめ
 つとめては自然に内に涵養して、悦ばしき所出来る

べし、孔子の學而時習_レ之、不_レ亦說_レ乎との玉ひしこ
 とこゝなるべし、嘗與_レ人書曰、安行者自然底而不_レ入
 力也、力行者恭守而不_レ失也、然安與_レ力、到_レ成_レ其
 效_レ則一也、明道曰、禮者非_レ體之禮、是自然底道理也、
 只恭而不_レ爲_レ自然底道理、故不_レ自由、須_レ是恭而安、
 是禮與_レ恭、安與_レ力之謂也、尤可_レ味、
 師嘗稱_レ樹、願示曰、凡そ物の地に生ずる、我と生々す
 るものは其根ざす處甚深く、又地心に宜きにや、風雨
 にあいでも不_レ損、たとへ損して危きも、枯るゝこと
 まれにして付事やすし、外の樹木草花をうゆれば、其
 根入深くよくつくまでは、或は土かい或はそへ木を
 致して、常に其かこいに念を入り、風雨寒暑のかへり
 みを詳にいたさければ、枯るゝに易して付にかたし、
 是自我地に不_レ生して、他所より入來ればなり、學問
 の道、其つとむる處亦如_レ此、唯今まで其志あらざり
 しを、俄に志の出來てければ、今日のつとむる處甚難
 し、よく手入をいたし省を不_レ詳しては、必ず其志う

せぬべし、學者の進む處は、此力行の切なると不_レ切
 とにありぬべし、今於_レ種_レ樹亦然り、又曰、町人百姓
 の我とはたらきてあつむる金はうせず、子孫の居な
 がら得たる財寶は必失やすし、是つとむるとつとめ
 すとの兩般に出れば也、力行の事忽にすべからざる
 也、
 師曰、總ての樹木をみるに、わか木の間には、年々の
 盛長すること人の目にみへて大なり、既に年久しく
 經て其圍み大なるに至ては、五年十年を經ても、何方
 のかわれると見へつべき所なし、而して老木になり
 て後は、木つき、枝なり、花のさきやう、葉の出やう、
 皆わか木と別也、士の所_レ勤_レ學亦如_レ此、つとめ行ふ
 時の最初には、各別進みゆくともみゆれども、暫あつて
 後には、こゝぞかわりて進むと覺へぬべき所あらず、
 こゝにをいて學者必ず怠慢して、自然にあとへかへ
 る事ありぬべし、つとめの要と可_レ爲_レ處は此間なり、
 されば樹木を以て云ば、既には出て何年までは木

の体いまだ不_レ全、幾年も経て初めて木の体全くなりて、然後には年々の盛長總体へわたりて、木のかこみ、木のたけ、内のもくめ、膚間、皮の様子、枝葉の出やう、花のさきやうまでに、悉く其盛長のわけありぬべし、其上大木の枝葉、總体にかけては一年に一分のそだつ處ありても、若木の二尺三尺をだつに相同じかるべし、然れば士のつとむる處も、人倫交接の間、修身接物の用、一日無量の事物に涉て、是ぞと定め云べき所はあらざれども、内のつとめ年々に熟すれば、必ず棟梁の器となりて、咲花は諸木にすぐれて見事に、枝葉は柱となり薪となり、板にいとなめばもくめ見事に、柱にいとなめば大度のかまへともなる、是年つとむる處より、應じて節に不_レ中と云ことなきゆへんなり、必ず速になりなんことを不_レ可_レ思也、師曰、一度に其事をなさんと云ことは、皆つとめざるもの、云事也、天下の間の事物、聊の小事小物にてつとめずして一時になれる物ありや、以て考へつ

べし、たとへ常坐の間を合せんことを思ふて一時に成うることありとも、ついの用に不_レ可_レ立、譬ば壁をぬらんには、先下ぬりと云へることを致して、土をあらくし、段莖を大にいたし、此をぬりて其下地をろくにいたし、其土を能かほかしめ、能土のわれ乾き落る位を計り、而後に中途の土をこまかにいたし、細なる段莖を入れて是を塗る、こゝにをいて壁の干破たる處なく、土の付處よく平也、而して又上塗の事あり、是切礎琢磨のゆへんにあらずや、是をつとめと云べし、此つとめをむづかしと云て、初より上塗中途を致しても、又下塗計にをいても、壁の成就とは云べからず、次第を追て其位を考へ、段々に仕立て而後に其事たりぬべし、下地のつとめをよく致して後には、上の仕立に手間不_レ入ものなり、下地につとめうすければ、上の仕立ならざるものなりと、古人もいへり、師嘗調_三合鏡炮藥_一、其日門人等相會す、示諭に云く、世人皆其事のなれる後を見ては、別條なし手間も不_レ入

してなれる如くに思ふもの也、百手あたりて米一粒となれりと古人も是を云へり、上手名人達人の致すことを見ては、造作なきが如くなれども、百練千練の内より出で一の形となれり、一の力は百練の鏡より出、二輪の花は三百六十日の養より出づ、前方のつとめねりたらずして、其一りんの花を見事にいたさんと云ことは、天地の間に不_レ有事也、藥の調合に理を詳にするは藥のつとめ也、ゆへによくつとめたらん藥は、用ひて其わざ宜し、つとめ少なき藥は、用ひて其わざ不_レ正、是其事ありと云へども、つとめずしては其用足らざるのゆへんなり、師曰、品の替り事の別なることは、進で致しよきもの也、同じ事計つとむる事は、怠慢してつとめにくきもの也、同じ事にても、心を盡してつとめ味ふれば、初めて其事物の至極に至るものなれば、必ず怠慢不_レ可_レ仕也、つとめと云は同事をつとむるの謂也、珍敷いさましき事は、好で仕ることなれば、つとめとは不

可_レ云なり、或人の云く、朝夕にみればこそあれ住吉の岸の向の淡路島山と云へる歌のありと也、此心は、朝夕不_レ斷淡路島をみるがゆへに、其景氣の妙なる處を能心得見出して感興せる也、遠近の旅人、是なん淡路島山なりと聞て見て通りなんには、見所もあるべからざるこの心にや、學者のつとめ亦如此、朝夕つとめ學んで同事を涵養しなんには、ついに其本意を可_レ知也、同じ事也と云て怠慢せん事、かへすく大丈夫の心に非也、師曰、馬をのるもの、云へるは、馬の曲をのり直すに、のり直しても心入をあしくいたして、のり直したるほどにと計存じ、口を取る舎人口副にまかせて引入さすれば、或は馬の口にあたり、或は尻に入さまにあしくあたりて、一日精を出して乗直したる口合、曲木のごとくもごる事ありと云へり、人の勤も如此なるべし、未勤め行ふことの切なる間には、應接交際の事にもつゝし守るべきことあるべし、志のもごり

て前にかへらん事を可_レ思、師を尋ね道を問ても、我
交はる處につとめあらざれば、必ず前へもどるもの
也、孟子の一日これをあた_レめて十日是をひやすと
いへる比喩、尤味あり、

師曰、吉田兼好法師が言に、あやまれりとは他の事に
あらず、速にすべきことをゆるくし、ゆるくすべきこ
とをいそぎて、過にし事のくやしき也といへり、まこ
とに大丈夫士の道に志あらんには、速に萬事をさし
置、自の職分を専として、其つとめにまことを可_レ盡
也、速に可_レ盡動ことを怠て、不_レ入事に月日を送り、
後には罪を年にをほするに及ぶこと、世のつたなき
もの、しわざ也、人皆何事によらず、不_レ致ものもな
く不_レ爲わざもあらねども、前後厚薄のわかまへ無
之を以て、不_レ入事を先んじ厚ふして、是に我精根を
つくすを以て、まことの時に自棄してついにやむに
至れるもの、凡俗皆然り、唯志を立て前後厚薄を辨す
べきこと也、

師曰、人の年齢の程によつて先んじつとめつべき事
多し、古來聖人の定め置く小學大學のためしも此心
なるべし、孔子曰、君子有三戒、少年之時、血氣未
定、戒之在_レ色、及_レ其壯也、血氣方剛、戒之在_レ闘、
及_レ其老也、血氣既衰、戒之在_レ得とは、年齢に順て
戒め守るべきのつとめなり、人の一代に幼弱壯老衰
の變あつて、其血氣につれて其志氣はるかにへたて、
以前に思ふこと皆相違するもの也、年幼弱にしては
血氣のま、に事をいたし、名利財寶の求めなきがゆ
へに、唯血氣のま、のふるまい多く、或はやねに上り
て鳥の巢をこぼし◎三字節本 作をろし、或は水にくぐりて魚の穴
をさぐるが如し、既に壯年になつては、名と利とを欲
すること甚しく、血氣しばらく安し、故に身をつとめ
事物をしづかにして、已前の作法をあやまりと思ひ、
幼弱の時の血氣をくやむ、こゝに老衰して望もなく、
人の交もうとく、身の宣途も此上に至るべきことも
なくなりては、初めつとめし名利のつとめ皆去て、初

めて其本意あらはる、されば年老血氣衰へて、必ずつ
とめ已前に違ひ、萬事取みだれ好色利欲を専として、
毎日遊興を事とし、人品沙汰の限りになれるためし、
世以て多し、是前方のつとめ悉く根ざす處ありての
事にて、今其病根出見すること、最淺ましき次第也、
古より終を克ことをかたしとせり、人間一生の覺悟
所は老衰死期をいてあらはれて、前方數十年の事
虚となり實となれり、不_レ可_レ不_レ戒也、
師曰、同じ樹木草竹のたぐひ五穀も、土の性にしたが
つて其骨法其味も皆かはるもの也、眞土堅地の草木
は生ずる處に手間を入れて、其つとめつよきゆへに、木
も堅く草わらもつよく實も味宜し、野土のはらゝか
なるに生ずる草木は、そだつことはそだちやすくし
て、土柔にして性よはし、故に其體やはらかに味も又
あし、是唯非情の草木といへども、つとむると不
_レ勤とに因て其内にたがふ處如_レ此也、たとへば麻が
らほよはきものも、焼やうによつて炭となりて用

をたす、總て諸の事、つとめてこれを詳にするときは
氣質をも變ずること、草木猶然り、况や三才の其一に
あたれる人倫、其つとむる所を究理しなんには、大方
の事にあらず、眞の大丈夫に至るべきなり、
師曰、内につとめ守る處あらざれば、常に放心して惘
然となること多し、平生の事に何心なきにも、人に問
れ云てみよ成てみよといはるれば、早其所にふし出
來てすなはならぬもの也、是内のつとめ足らざれば
なり、古き人の云へるは、何心なく出たる場所にて、
そこは矢の多く來る鐵炮のつよく來る所ぞといはる
れば、則出にくくなるもの也、何ほどかふいたる振の
ものも、目の前に打死多ければ、その所へは出にくき
こと也と語れり、是皆つとめ守る處を戒め教るの心
得也、
師曰、ねりつとめ宜きときは、小藝にても大理に通ず
るもの也、馬藝劍術等の小藝はわづかのことなれど
も、つとめ得てねり深きものは、是を以て大理へもう

つすべし、うる米を久しくねれば餅になりぬると云に同じきこと也、されば小事に妙を得て不思議のことを云なる輩あり、是も其事のつとめ詳に盡せるに由るべし、

師曰、何事も古に替り果て、古來の人品に不_レ及が如きと云中にも、武士の有様は一入袷へて作法もうせぬ、是其ゆへ何事にやと尋ぬれば、君恩に浴する事深く、衣食住心にかなひて、つとめす不_レ行といへども、身の榮耀心にまかせゆくゆへなり、すべて武士の道は其根ざし深きを以て、あらはるゝ形大方にてみへにくし、たましくしばらく勤行の輩ありといへ共、皆利をあて、致すがゆへに、利なくして譽を不_レ得ば、或は年を経てやみ、或は月をこへてやむ、外の技藝術數は、各その勤にて利を得益をうるゆへに、そのつとめ甚力を出す、中にも武士奢の上に靴ふ處の繪細工茶器衣服工商のきら／＼しき物は、古に劣らず優りもしつべきまでに成行は、人のもてはやせば也、もて

はやして取あつかふ物は、必ず類をこえて好物も出来るもの也、古來武將の下の武士どもの風俗、今以て考へつべし、草木鳥獸の至てをろかなるも、時に好むものには品替りたる物出来るためし、まのあたり多し、ことに人は萬物の靈にして、知識の深き事諸物にすぐれたれば、つとめて不_レ至と云こと不_レ可_レ有なれば、聖人君子にも學ば至りつべき也、唯つとむる處實寡なきゆへに、上下ともに古の人品に不_レ至かと覺ゆる也、

師曰、昔衛の靈公、夫人と夜坐して、車の聲の隣々たる鈴のをといたせるが、君門に至てはやみ、君門を過ては又聲のいたすありければ、誰人の往來のあるにやと尋ければ、夫人の云く、此邊伯玉にて侍りぬべし、忠臣と孝子とは、人のみるがゆへに禮をのぶることなし、遊伯玉は衛の賢人なれば、夜くらしと云とも、君門を出入に必ず禮あるべし、こゝを以て伯玉な

るべしと申し侍ると答へぬ、人を出して問しめければ、果して伯玉なりしと也、伯玉がつとむる處は、明暗に因て變することあらず、若明暗に付て變せば、是外をつとめて内を不_レ省也、豈君子のつとめならんや、物の變は時を不_レ定してあるもの也、可_レ勤のことわりを知つとめば、明暗のわかち更になし、故に變に處して常に明なり、

師曰、蜀の將軍諸葛孔明、劉備のために用ひられて將相の任をかねけるに、士卒を撫禮讓を厚くし、一豆の食を得ても衆と、もに分て食し、一樽の酒を得ても流にそゝひで士と均しく飲す、士卒未_レ炊ば大將食せず、官軍雨露にぬるゝときは大將油幕を不_レ張、樂は諸侯の後に樂しみ、愁は萬人の先に愁ふ、加之夜はよもすがら睡を忘れて自軍營を廻て懈を戒しめ、晝は終日面をやわらげて昵しく交りをなし、未だ須臾の間も心を恣にし身を安んずることを不_レ見、依_レ之相したがふ所の兵士更に不_レ怠して、死を一に究めしと

いへり、孔明亦人也、唯つとむるとつとめざるの間にあり、孔明職分を知ると云べきなり、

師曰、平の維茂と云しは武藏權守重成が子上總介兼忠が太郎也、その曾祖伯父貞盛が甥並甥が子どもなごを取あつめて養子にしけるに、此維茂は甥にて、亦中にも年の若くて、十五郎にあたりて養子に致しければ、字を余五君と云ける、その比田原藤太秀郷が孫に藤原諸任と云へるものあり、其字をば澤勝の四郎と云、此ものと田島を争ふことあつて、ついに鬪諍に及びぬ、こゝに諸任ひそかに常陸に至て維茂を追んとす、十月朔日の比丑時計に水鳥俄に立、余五驚て、鳥のいたく騒は敵の來る也とて用意す、俄のことなれば、先兒左衛門大夫滋定が幼なりしを山に隠しなごしつらふ、人は少なし、ついに不_レ能_レ戰して、家に火をかけてやき拂はれぬ、八十餘人焼死たり、澤勝大喜、年來の本望こゝに達しぬとて、能登守惟通が子の澤勝其妹大君が所に立よれり、大君云、余五はうたれつや、澤

勝云、焼死たり、大君云、余五はをそろしきもの也、慥に其首鞍の取付にゆい付つやと云て、早く用意したためさせて歸しぬ、余五殘兵をかり聚めて澤勝を追、澤勝是をば不知、余五にちかぬとて大に喜び、酒に酔過て前後をしらす、余五乘逸物韋毛馬、紺襖に欸冬の衣著、綾關笠を著、征矢卅計り上雁勝二並び指たる胡籙ををい、夏毛の行驢してをいかけ、事ゆへなく澤勝を打取りとなり、維茂は名を東八州にあげて余五將軍と號せる計の人なりとぞ、澤勝が打死は油斷によれり、是つとめすして大功皆あとかへり、其身さへうたれけること、尤可_レ戒也、

師曰、源賴信朝臣は多田滿仲の三郎子也、賴信東によき馬もちたるものありと聞て、乞に遣はす、馬主いながたかくて此馬を上せぬ、盗人これをぬすまんと東より付て上りぬ、馬上り付て賴信の腕に立たり、子息賴義これをきいて、我これを乞てんと思てゆく、雨極めて降れども、馬のこいしければゆく、賴信と馬の事

い、てどのゐながら臥す、夜半に盗人馬をとつて引出す、厩の方に人音あれば、賴信これをきくと、賴義へも不_レ告、衣をつばをり、胡籙ををふて馬にのり、東よりついたる盗人ならんと思ひ、關の山に追行、賴も丸寝にてあらければ、そのまゝ馬にのり追行、さきにてぞふくと云をきいて、賴信射よかしやと云けるに、言も未_レ畢に弓音す、尻答へぬときくに合せて馬の走てゆく、燈の人も不_レ乗をとにてからくと聞ゆれば、賴信云、盗人は已に射落されぬ、馬とりて來れとて、不_レ待してかへりけると也、賴信賴義は本朝の武將なれば、云にや及べきなれども、如_レ此不意のつとめを以て、日此の思入のしられぬ、

師曰、宇治殿にて三井寺の明尊僧正御祈して、夜居に候けるが、此僧正夜中に三井寺へ歸て、そのまゝ立還ることのあるに、誰かある送るべきよしありければ、致經が候ける、常にどのゐ所に弓胡籙を置ければ、其まゝ供奉す、道々にて人多くなりて三井寺まで送り、

歸り玉ふには又道々にて人一人二人つゝ退て、元の下來一人にてかへりけると也、此致經は平致賴が子也、殊に大なる矢を好む故に、大箭の左衛門と呼ばれると也、平生のつとめ他に異なるに非ずしては、如_レ此不意の出立、理にあたるごとくにあるまじき也、

師曰、文治元年十月廿四日源朝賴勝長壽院の供養を被_レ遂、歸宅の後に義盛景時を召して、明日上洛すべき事あり、軍士をあつめ著到をせしむべき也、其内明曉速に可_レ進發ものありや、別に其交名をしるし進すべしとありけるに、半更に及で各申して云く、群參の御家人常胤已下爲_レ宗者二千九十六人、其内申す即可_レ上洛之由者、朝政朝光已下五十八人ありけると也、廿九日爲_レ征義經行家等之叛逆、賴朝上洛、既に駿州黄瀬川の邊まで至るの處に、義經行家西國に落退の由其告ありければ、霜月一日より八日までここに滞留して、八日に鎌倉に歸しめ玉へりとなり、勇士は不_レ思_レ家を以て本意とす、如_レ此急事あるの時

分、速に君命を奉りて家を忘れんことは、日比のつとめ薄くしては不_レ可_レ叶也、勿論氣早なる勇士は何にかまわす則打立、是のみを心がけとも思はんずれども、其身の用意人馬の支度心になはざれば、速にして先につかゆべきなれば、遅に不_レ異、大丈夫平生身をつとめ家をしたゝめて、則千里の馬に鞭うつ心の得なくんば不_レ可_レ有_レこと也、賴朝の時天下未だ靜謐に屬せざれども、明朝可_レ打立ものは百人に不_レ滿、まことに心得あるべきこと也、

師曰、鎌倉の右大將賴朝の行跡を云ば、寢所には諸國の御家人の名字を書付はりつけさせて、毎朝一覽し、會所には在鎌倉中の諸大名の名字を書て是を押付、毎日はを一覽し、十日不_レ見をば是を尋ねまし、或は使を遣はし又は其親しき者坐中にあるに問玉ひし故に、諸侍毎日出仕、門前に市をなせり、而して彼等に睦親をあつくして、或時は酒宴、或時は歌の會、又弓馬犬追物かさかけ、其外數ヶ度の狩、すべて其身の

樂せせず、天下の侍に親しまんが爲也、此故にや諸國の侍等皆親くして忠を致さんことを思ひしと也、是頼朝の草業として功を立し所也、又平泰時より已來、執權の門に大なる鐘をつりて訴訟人につかしむ、又相州上の十五日には卯刻より記録所に出て午の刻に及ぶ、下十五日には午の刻より出て申の下一刻に及ぶ、而して鐘の聲あれば人を出して訴人を記録所へ召して直に是を聞、其上にて訴る意を一巻の書に顯はして、毎月十日廿日晦日を決断の日に定めて、頭人評定衆をあつめて是非を決す、法は貞永式目の如し、泰時のつとめ如し此を以て、鎌倉の政道中興して、ついで時頼貞時の比まで、萬事の勤不怠ありしと也、師曰、九郎義經曰、郎從の勇を撰ばんと思は、先己が將のつとめあらんことを嗜み、己勇にして將の將たる器に叶ひ、而して後に人を撰み用ゆべき也、己がつとめをば指置て人のつとめを願はんには、不可叶こと也と云へりと也、されば昔の良將誰か自動め

ざるや、楠正成が中興の武將と云はれぬることも、其身の勤たゆむことあらざれば也、正成赤坂の城にありしとき、毎夜城の四方廻五町四方を走らしめて、辻辻に番を置て息も不絶、十廻或は十五廻二十廻など、兵の分々に從て走らしむ、是を勝負にかけ、亦一廻り左右へ分て走らしめ、何間何尺の遅速を争はしむ、下十二歳より老たる若きも皆如此、正成も時時走りなんごしけり、冬のさむきには、夜に入れば猶正成出にけり、夏の夜は申に不及、而して人にすぐれて早く走るか又は度も重れば、似合布引出物なんごしてんげり、將如此がゆへに下々皆以てつとめきと云へり、古の人のつとめ以て可見、師曰、近衛院御宇、五條國綱、八幡行幸のとき殿下の供仕てまいられけるが、人長の某淀河に落入てぬれ鼠の如くにして、片方に隠れ居て御神樂に參らず、理也、只一具持たりつる装束は水に落してぬらしぬ、可取替具足はなし、既に神事の遠亂に及けり、此國

綱、人長の装束を取出して進せたり、人長是を著て被り行にけり、時に取てゆ、しき高名也、心賢くつとめたる人にて、如何なる事もあらん時にはとて、御神事の具足を悉く調て隨身ありけりとぞ、後にはきこへし、さればこそ彼人長が装束をも被り取出けり、國綱身をつとめて奉公に忠を存じ、民を撫憐み深かりければ、殿下も私に召遣ては位を盗む咎ありとて、後白川院に被り擧申て中宮亮まで任じ、後には正二位の大納言に至りけると也、國綱の人長の装束の事、かねてそのつとめなくしては急用にあひ難きとなれば、尤殊勝の事なり、師曰、事變の急ならんときに當て初めて年來のつとめあらはるゝもの也、源實朝建保七年正月鶴岡八幡宮に拜賀のとき、公曉石階之際に窺て取、勦奉、侵、實朝の時、さしも歴々の隨兵多かりけれども、いかゞしたりけん、公曉を遁れしめて、無所、覽、替、敵と云へり、源義教は赤松滿祐が爲に弑せられて、滿祐又遁

る、ことを得たり、源義輝は三好が爲に害せられ、平信長惟任がために弑せらる、各急事によつて、さしも恩顧の近臣皆其難にまぬかれたるなり、會津蘆名盛隆は大庭三左衛門と云取立の小姓に鷹を居て居ながら害せられぬ、人の臣として君邊に伺候仕らん輩、聊も怠りありてんには、變に逢て一生のつとめを無にいたすことあるべし、師曰、越前淺倉義景滅亡の後、富田彦右衛門府中に在城しけるが、龍門寺と云へるもの密かにかくれ居たるを、使者を以て招き、信長へ申上、本領安堵の事を才覺可申と云へり、龍門寺不、斜、喜、で、府中にて富田を頼む、富田は龍門寺を打て信長へ忠に可仕との思入なりければ、富田宗八と云小姓を呼でこれを打手に定む、而して龍門寺を種々にもてなし、富田申しけるは、朝倉代々秘藏の中村太刀と云を大野郡より求めしが、茶すきてみ玉へと云、龍門寺急で拜見申度との事にて、則取出す、龍門寺うけとりぬいて見泪を

ながす、既に鞘にをさめんとせし時宗八罷出、一世の思出に拜見とねがふ、宮田聞て、汝若輩の身としていはれざることをぞと留む、龍門寺、若き人の最也とて、その刀を其ま、被_レ渡、宗八これをうけとり見る体にて龍門寺を打てけり、龍門寺愆心ふかく義を忘れて且ゆだんなりければ、如此の難に逢ぬ、世以て戒とすべきこと也、

師曰、天正十八小田原陣の時、芦田修理大夫康國上州に在陣して、氣違者に逢て思ひがけもなく被_レ害て失ぬ、此康國は芦田常陸介信蕃が子にて勇猛の士也、源君御宇並松平氏を賜けりと也、關ヶ原の時三州池鯉鮒にをいて、水野宗兵衛、加々井が爲に害せられぬ、是等皆事楚忽にをこりて、さしもの勇士匹夫のために死をとぐ、尤つ、しむべき事なり、
天正十二年
師曰、羽柴秀吉既に武威を振、分國を諸將に賜はりけるとき、勢州南方松島をば蒲生氏郷に賜へり、松ヶ島は元信雄の居城にてけり、天正八年に信雄城郭を飯

高郡細頸にかまへ、五重の天守をあげて、松島の城と改名せし地也、同南木造分小倭分をば織田上野介に與へらる、こゝに木造家の者共戸木城にこもりて領分を不_レ渡、小倭七郷のものども、籠城す、これによつて織田上野介並氏郷、そのころは未だ忠三郎なりけるが、木造を退治のために付城をかまへて攻_レ之、氏郷領分には曾原の城に上坂左文、須賀城には坂源左衛門尉、畑城に生駒彌五左衛門尉、小河城に谷崎忠右衛門尉これあり、信兼の付城には小森、上野城には分部左京、半田神戸城に中尾内藏允、淨土寺の城に守岡金介、林城に子息織田三十郎、後に任_レ民部少輔、如此取圍みて相攻、木造左衛門具康勇武の達人にして速にせめをとされず、木造具康は北畠大納言顯能の次男正三位顯俊の七世の孫也、木造切々はたらき出て蒔田の事などありければ、氏郷軍兵を處々にまうけてこれを防ぎ、もし木造出るにをいては、相圖の鐵炮を以て可_レ通と示し合す、こゝに九月十五夜、木造家

の侍田中仁左衛門尉畑作兵衛尉金子十介中川庄藏天花寺勘太郎畑千次郎以下濟々相催し、小川表にをいて蒔田仕るの處、相圖の鐵炮のをとしければ、氏郷ききも不_レ敢かけ出んとす、其比氏郷にいなづま小雲雀と號せる二疋の名馬ありけるが、小雲雀は篠田勘助これを預てありけるが、則皆具して引立たり、氏郷鎧取て打かけ、則椽のはなより乗出す、いなづまは如何と問々乗て打出ぬ、相供なふものには小姓手廻わづかに七八人に不_レ過、かゝる處に外池孫左衛門はせ來り、敵はすでに菅瀬へ兵を引入ぬと申しけれども、事どもせず馳出、岩田市右衛門舍弟平藏は、松島より一里脇に西の庄と云所にありけり、傍輩に菅沼介右衛門小橋六左衛門今村彌五兵衛野田龜之進など云者同所にあり、其夜は市右衛門宿所により合て物語仕りけるが、折しも市右衛門は奥の間にうたゝね致してあり、口の座敷には相残るものども有_レ之、平藏尺八をならし、各朗詠などしてありけるが、鐵炮の二つ鳴る

を市右衛門開付て、只今の音は鐵炮の音にやと云ながら早具足を著、残る者どもは不_レ開付ゆへに、今一度き、届け玉へかしと云ふ、市右衛門半途まで行き可_レ聞とて、馬に鞍をかせそのまゝ乗出、残れるものは追々に出、市右衛門はるかに先立て、松ヶ島へは不_レ行直に鐵炮の鳴る方へ出行、平生鷹をつかい往來して所の案内は見置つ、まつ先にゆきけるに、松ヶ島より出たるものもあとより來るにあふ、さては我より先はなしと思て彌進みければ、さきはすみて人もなし、こゝに月影にみれば餘尾の冑ひらめきたり、氏郷早先に出土ふと驚て、自名のり先だつて馬より下布、氏郷、八幡我もをる、也と云て、則下りしかんとし玉ふを、岩田頻に留めて下馬し玉はず、木造が勢大將ありと見て、聲々に名乗て手いたく相戦ふ、餘尾の冑玉のあたること三つ、鎧に鎗疵數ヶ所、中川庄藏このときに氏郷と太刀打して疵を蒙る、この比十八歳也、かかりける内に氏郷の胴勢次第にあつまり、旗差等ま

で来りぬ、木造衆不叶と思て二道になりて引取、氏郷付てうつべしとあり、岩田安田外池等同之、つゝみの下の道するにて一手にならざる内にうちとるべしとあつて追及、木造衆ことごとく敗軍して追打にうたれ、畑作兵衛門尉天花寺勘太郎已下侍分三十餘人雜兵百計うたれぬ、氏郷猶したいぬべしとありしを、木造すさまじき勇將也、只かるく引取玉はんに不叶といさめて、ついに松島へ入にける、その如く木造大勢をひきいて松島の町口までかけ出にけり也、岩田安田外池孫左衛門同甚五左衛門、いづれも比類なき働あり、甚五左衛門が射ける矢、敵の鞍の前輪をいぬきぬるとて、其矢を木造が方より送りとなり、今夜の働各残る所なし、猶も岩田安田を稱美あつて腰刀を賜ふてけり也、氏郷士卒に進んでつとめしゆへに士卒亦如此、人のつとめ聊たゆむべからざるなり、此時氏郷若稻妻にのりなば必ず討死ありぬべしと、時のものども云あへりとぞ、勇將のつとめ、

其いさぎよきこと可三比較也、
師曰、右同時、氏郷木造が蒞田のものを度々押散し眞先かけらるゝを、木造方考へて、小河内と云所に伏兵をまふけて待けるに、小河内の谷を夜中に氏郷被通、一番に川瀬與五兵衛、次に赤佐隼人、後浦生四郎兵衛といへり、次に關小番、後に浦生源左衛門と是を云へり、其次に横山喜内、次氏郷、次浦生主計など云勇士さしつゝいて馬を打處に、伏兵に近付ければ、鐵炮を打かけらるに、いづれも覺へず馬を引返す、こゝに氏郷一騎敵の眞中へかけ入て散々に戦ふ、例の餘尾の胃敵の中にひらめくを見て、つゞく勢ども我も我もと返し合せ敵を打て、首十八打取、かちどきをあげて松ヶ島へ歸られぬとぞ、氏郷さしものつとめなくんば、如此の急所不意の時、各不覺馬を引かへしたるに、唯一騎乗出すことを可叶得乎、
師曰、堀左衛門督秀政は初の名は久太郎といへり、三十八歳にして小田原の役に陣中にて卒せり、此秀政

いまだ四十に不叶して名人左衛門督と世俗にこれを稱美す、初平信長につかへ奉りて奉公の忠をつとめ、後に豊臣秀吉に屬して領越前加賀、天正十五年九州退治の時、豊臣に従ひ奉りて西海に赴くの時、陣中にをいて秀政近習のもの山下甚五兵衛氣遣て、うしろより秀政を切けるに、家老の堀監物山下があとにあゆみけるが、是を見て速にあとより山下を切る、秀政亦ふり返りて拂切にさられるに、監物が刀と一同に打付て、先は我也と言辭をかけにけり也、如此急事に則取結てける志、口比のつとめゆゝしからずしては不叶也、秀政が勤め、この一事を以て察すべき也、
師曰、天正十一年越前北庄城賁の時、三好秀次中村孫平次は南の方の寄口なり、堀秀政は東方を取つむる、いづれも一時替に番をつとむ、こゝに秀次の母衣のものに白井備後、其比は權太夫と云へりけるが、敵は出まじきとて、母衣を下人にもたせ番をつとむ、秀政

の陣場をいて馬を取はなし、番人の下々くづれける時、白井が母衣、金のくりつきの出の指物なりけるが、是を持ながら遙に敗軍す、中村孫平次是を見て、くりつきの母衣逃たる由を云に付、白井甚迷惑して、某逃不申、指物を持たせたる小者の逃候由色々申分れども、同心無之、後に中村孫平次評しけるは、勿論指物持たる者逃たれども、わづか一時の内を白井が指物を下人に持せたるは、大なる越度なりと云へり也、白井さしもの勇士にて數度の功をあらはせりと云へども、彼の戦勝ことはやすく守勝ことは難と云へるを不力行也、大丈夫少のつとめを以て一生の功をすつると云は、如此の心得也、
師曰、水野下野守平信長に事あつて、三州蒞屋を下城し大樹寺に至て蟄居す、信長より竊に源吾へ水野生害のこと相通せられければ、久松佐渡守を便にして水野を招き請せらる、水野何心のなく、ことに久松が來れりければ、是をともない岡崎に至れりけるを、平

岩七之助に命せられて水野を害せしめ玉へり、此時久松如此こと、は聊不知ければ、日比のつとめ薄くば必ず取亂すべかりければ、少も動轉せず、ゆゑしくみへにけりと也、然れども久松を質につかはされ、殊に一言の仰きけらるゝこともなかりければ、若其時取みださば一生のをくれたるべきを、腹心に遺恨に奉存、遂に御前へ出仕せず、身まがるまで行すまして安居の領分に引込ありけりと也、

師曰、關白秀次武具の物すきを好みて、柴田が金の御幣は名高きまといなりけれども、見事なれば是をまといに可定とあつて、まといを御幣に究めらるゝ、胃はさまざまあれども、日根野が唐冠の形ほど見事なるはあるまじければとて、是を所望いたさるゝ、日根野いなみ難ければ、則これを奉りける時に、家の秘藏に仕り置所の胃なりと申せども、貴命重ければ献上仕るなり、但し此胃はついに推付をみせたる事無之胃に候ほどに、此意を不忘れ思召やうにと申し送り、

其後木村常陸介が鳥毛の羽織を所望あつて、是を陣羽織にきわめ、總の指物は金の棒をさししめ玉ふ、ここに天正十二年四月尾州長久手の合戦に一方の大將を承り、例のまとい總印胃羽織にて三州岡崎の方に働出の處、源君の御先手に追立られ立足もなく敗軍し、金剛大夫一人供仕り、唐冠の胃鳥毛の羽織を著ながら見苦しかりしありさまなり、是より秀次甚耻て已前のつとめざるを悔、專剛強を事とし、放鷹狩獵は云に不及、詩歌の會酒宴遊山にも必ず具足櫃をもたせ、つねに是に居かりて、しきりに暴虎馮河の思をなせり、故なくして民をころし、孕める女の腹をさき、座頭盲目を生害ありければ、時の人これを殺生關白と號せりと也、されば物の變は無常して唯不意に起るべし、晝夜朝夕のつとめは此變を省るの謂なり、變去り事をはりてはつとむること皆あごになりて、關白秀次のつとめに同じかるべし、而してつとむること各其位あるべし、尤可心付事也、

師曰、山口軍兵衛と云る匹夫の勇士あり、結城黃門秀康につかへて越前にありける、つよ弓の精兵にて大刀をこのみ三尺に餘れる腰刀を帯せり、伏見にて黃門の長屋に居けるが、此長屋二階づくりにて三間梁にいたし、出格子のまご四寸計をきて小柱のたちける、その格子を通して六十間先の的を立て、必ず射中する計の手速なり、人々よりあつまり、山口が刀のあまり長く尺にあまると云へば、軍兵衛こたへけるは、某は此刀を各の尺短なる刀同意に存するゆへに常に用候、いで仕りて見せ侍らん、其後こそいづれもの御自由を可三見申と云て、大刀をぬいて三つ指にてつかの末を取て何程もふり出すに、其刀の太刀風をどのある計なりしとなり、是に因て初め云し輩も閉口して退去る計なりしと云へり、山口匹夫の勇士と云へども、そのつとめ尤心ありと可云也、

師曰、龜田權兵衛と云へるは龜田大隅が子にて淺野家の家に在りける、大坂御陣に敵の可出道筋に淺野家

のれきくの者の子共行て居たりと聞て、よき心がけ也とて、龜田權兵衛など其外つれだちて六七人彼所に至て待伏仕る、間久しければ著たる羽織をしいて下に居て敵の出をまつ所に、思の外なる方より敵出たるに驚て、しきたる羽織を棄て引退たり、年若なる衆なれば不苦事とは云べけれども、志のつとめ不足がゆへと云べし、此權兵衛後に加州に居て未練の死をなせりと也、

師曰、承久の亂に平泰時わづか手廻計にて三島まで打て出、賤ヶ嶽の役に秀吉大垣より頼かに兵を出し、蟹江の時源君自先立て出御ありし類、各事の急なるに乗じて聊圖をはづさす速に其利を得玉ふは、各名將大丈夫の平生の習練こゝにきわまり、行住坐臥の間時ともにも消息して、臨機應變の術を自由に仕るに非ずしては難成ことなり、庚子の役に前田利長大聖寺を攻落し、勢猛にのゝじり、兵を金澤に入れんがために三堂山に著陣す、こゝに丹羽長重、小勢と云若

輩云、小松の小城より出て、付がたき所を無二に思ひ究め、五幸塚より取入處の金澤勢に付たる時、事不意に起りければ、さしも名を得たる高山山崎太田長いづれも途を失てせんすべなし、利長三堂山にてこれを聞て、急事なれば事ならず、近臣亦歴々ありけれども一言の助なき内に、長重かるく兵を入て別なかりけりといへり、是不意に事起るるとき、速に其虚に乗するのつとめあらずしては、一旦の圖を遁れしむること多し、平生つとむる處の究りて安んずるに至らずしては、事成がたかるべし、

師曰、關ヶ原の時田中筑後守内に田邊甚兵衛と云者の子、父は早世して子を甚兵衛と云へりしが、十歳にて陣立し、内のもども敵を突落して、馬よりいだき下し頸を取せたり、幼少の子比類なき饒と其比稱美せり、後に黒田長政田中が所に来て四方山の物語の次に、田中此田邊がことを云出す、長政大に感じて呼出し盃を賜はる、其時分此田邊を取かいたる家來ど

もをも呼出して様子を尋ぬべき也とあつて、彼等も出頭せり、長政具に尋ければ、彼等云けるは馬よりいだき下したる時、刀をぬいてかゝり、わなわなと震けるが、家來どもに耻しめられて、震ながら立寄て頸を討たりと申す、此時長政大に感じて、さてはますく勇士の機あり、不震にかゝらば十方なきゆへ也ども云べし、耻しめられてかゝりしは義をつとめて致すの所以也と評せられけりとなり、

師曰、紀伊亞相公に林矢兵衛と云へるものあり、是は御家人加藤喜介が兄なり、此矢兵衛至て勇猛のもの也、初は水右衛門と云へり、つねに小刀びつのなき脇指をさせり、或人尋ければ、小刀びつのある脇指は何とぞせしとき必ず小刀を落すことのあるべし、物前にて小刀にても落し、不し知してかへりなんことは侍の本意に不有と云へりける、彌の字を改めて自矢の字にかへ、匹夫のつとめ最意らざりし、後に三州に蟄居して身まかれりとぞ、

師曰、關ヶ原の一戦に東方御勝利の已後、江州佐保山の城を筑前中納言秀秋小川朽木脇坂などに命せられ、諸取せらるゝ、諸手面々に取圍みて攻ければ、持こたゆべき手段なく、各自害して、天主に燒草を入置、鐵炮の藥二三石ほど入て相圖の火を待、この内に矢倉を守りける手の足輕大將うけどりの鐵炮の藥に、いかゞしたりけん火うつりて、矢倉もどもにはねたをし、當座はくらみて不見分計のことなりしに、諸手の若ものども不覺くづれて、後に人口にのれりと云へり、此時にこりてけるゆへにや、天主に火をかけ、て相圖のごとくやけ立、鐵炮の藥二三石のはねたるには、別條なかりしと云へり、是つとむるとつとめざるとの進にて、小大のわかちはなく、或はをどろき或は不驚になれり、たとへば灸をするには不驚、ほこり計のはのの飛かゝるには色をちがゆるも、同じ心得なるべし、唯よくつとめて其操を不レ失が如くありたきこと也、

師曰、加賀國二曲と云へる所、今は別宮と號す、本は吉原二郎兵衛と云へる者の持けるを、一揆どもあつまり、夜中に取かけて攻之、城能持こたへ大方なる時分に、城中たか矢倉の上にて鐵炮をうたせけるに、足輕大將うでに火繩をかけて鐵炮をうたせけるに、藥をつとめて藥箱に火入て、やぐらをはね倒し、城中一度にくらむゆへに、城には是に機を失て取みだし、寄手は是に利を得て、夜明方に乘取て、吉原に腹をさらせ城をのつとり、土藏どもを開て悉く亂暴する處に、千代に有之拜江五左衛門後責めければ、一揆ども取ものを捨て皆城の後の切所へをち行、拜江北るを追て大に勝、こゝに一揆の内にて才覺ありし輩一人、棒に白手拭をつけて山に立置て引とる、拜江これを見て伏のあるべきとて長追に不レ及、その間に一揆どもからき命ひらふて、つゝらなりなる山路を退き得たりと也、是鐵炮の藥に火入しを、一方は利とし一方は不利とす、同じ事にて、つとめたるつとめ

ざることによること也、

師曰、鼓打の大藏道禪は、京大坂の町屋に宿をかるに、必ず往來の表屋に計やごをかれり、大方鼓打の類は皆をもてやをさらいて裏屋に引こもり有之に、道禪如レ此ゆへに、其事を尋ねければ、鼓の異見を可レ尋也と云へり、其心は、表にてうてば往來のもの立留て是をきく、其人の内に耳聞のありて、よしあしの評あるべければ、それを聞て身のつとめをいたさんためなり、故に必ず鼓をうつときは下人を出し置て、何となく風聞をうかいはせけると也、藝流の志とは云ながら、最つとめたりと云べし、此の如くに己が身の非をきくことを喜ばずしては、つとめ善に至るべからざる也、此道禪若き時殊の外身のかろきもの也、その比大鼓の天下一は大倉九郎と云て、道禪は若輩にてけるが、或時能組の座席にて寄合、とびくらを致すに、高安一かろくて飛かてり、年老の役者どもは是をのぞき居たり、事すみて高安座席へ歸り、各宿老どもの

評をきくに、九郎が云けるは、あれほどに鼓をかくしてとらせたきと云けると云一言を聞とめ心付て、ついに天下第一の大鼓となり、高安道禪と號せり、其志のつとめ難レ有こと也、

師曰、或人の語りけるは、法然上人へ高野の明辨對面の次に、本心を正して而して後に名號を唱んとすれども、やゝもすれば他念生じて、をさまりがたくつとめがたしと申されければ、法然曰、貴所より我等の宅に來り玉はんに、道々にて色々の事を思ひ無量のものをみなんどし玉ふべけれど、元より志厚ければついに至り得たまふ、その如くに、心ををさめてと云は思量を絶せずしては不レ叶、思量を絶することば六根をたゞざれば不レ成、六根をたちすて、と云は今生にて修行は成まじきに候、唯専修念佛のみなりと答へけると也、志ありてつとめを不レ怠には、初めは色々の事にまごふとも、ついに道に入るべければ、志と云はつとむるにありぬべき也、

師曰、加藤左馬助嘉明常にいけるは、武士は常に不功者也と思へば仕ぞこないなきもの也、功者ふりを致せば必ずちがふもの也と云へりとぞ、不功者なると思ふて功者になつね、不知恵也と思て知者にならんには、不功者則功者なり、不知のもの則知者也、我をたつる處あれば各高慢に陥るべきなり、されば孔子の大聖なるも、大廟に入て事毎になつね玉へり、況や末々の平人、何事を以て自たかふるべけんや、甲州の一條右衛門大夫、山縣に向て勇士の法を尋ければ、山懸申けるは、いつもうい陣の心さへあれば、仕損ずることばなきものなりと答へたりと云へる、尤味あり、

師曰、黒田長政常に參勤いたさるゝに、道をかへて往來し、宿を不レ定していつ方にも一宿いたされける、旅宿をさわむるには、第一道の廣き處、第二に用所のたしよき所、第三に火の用心の氣遣を可レ仕と申されける、在國の間も放鷹狩獵を以て士卒の心得をなら

はし、晝の休息所にも見立をいたさせて、陣營の心をふくましむ、他方へ使者をつかはすといへども、必ず用所すみて後には、國所の様子心の付べき所どもを尋て、其申様によつて當座の褒美を與へける、一年中の思入、唯武士の本意を不レ失事をのみ思へりと也、師曰、竹中半兵衛平生足の指をうごかし、寒の中にも手を内に不レ入、甚寒すれば必ず手をもみなご致せり、秀吉の前に伺候の間も、足をうごかし左右をかたかたづゝやすめける、是を或人の尋ねければ、主君の前にて自分の逸樂のために手足を自由するは甚無禮なり、御用のためを思ふて手足四支の痺痿せんことを思ふは忠の致す處也、大丈夫は平生武義を心に忘るべからず、自餘の作法は少したがへる處ありても不レ苦、武士道の事にをいて汚れたる名あらんことは勇士の本意ならず、こゝに事あらん時、足しびれたる手こゝへたと云て、云分立べからすと云へり、故に竹中平生手足をねり刀を側に不レ離、旅宿我宿と云へ

ごも聊間断することなかりけると也、

師曰、小田原陣の時、諸我入道を斥候に源君命せられければ、入道、某が如き老人は御免もありぬべきことなれどもと云て、馬を引よせ打乗て斥候仕り歸り、馬より下て、中々少のことに身のかたびる、ことかなと云けると也、此時諸我は四十に及べりと也、その比までは古の法の残りて、四十をば老人と云へり、されば古き書にも四十有餘の古入道などかけり、彼是唯年若よりつとめ不怠しては、四十に及で如此ことはいわれまじき也、人の年數の速にすぐることはひまゆくこまの如し、日々の勤聊もゆだんあらんには、やがて四十の老に至るべし、豈一日片時と云ども是ををろそかに可仕ことならんや、

師曰、齋藤道三子息を置て往昔の軍の手立など語りけるに、子息龍興、物語の半に立て用をたさる、道三心よからずして、龍興のかへるを待て申されけるは、武士戦場の物語は皆是武義の教なれば、志あらん輩は

好でも聞べきこと也、志あらんには、物語の面白ききとれて、居ながら小用をいたしたりとも無禮と云べからず、かたり傳へにも、龍興こそ軍物語をき、とれて居尿を致したりといはれんは、家の面目と云べし、汝等やがて家を失て他の門に馬をつなぎつべしと、涙を流して諫めけりと也、まことに學文と云は古の事をまなぶ也、老人のふるき古を語んこと皆以て學文也、目に見耳にきく處積累して初めて其知ひらけつべし、可心付事也、

師曰、小栗又市が云へりと云て或人の語りけるは、勇士の討死を致すは皆打死いたしたさに討死する也、其故は、勇士戦場にのぞまぬ前方、功者物仕の人に逢て諸事をせんさく仕りて、而後に戦場にのぞまば、何を打死を可仕乎、只己が勇をたのみ、けなげなる事を専とするがゆへに、夏の虫飛で火に入が如く、唯死を以て思出とす、甚可笑也、されば戦場に望みては先己が手比のものを毛付を致し、それを仕かくるも

の也、其手比のものとみるに、見所の習ある事也、これ功者に不聞しては叶ひ難し、然れば人ごとに大事の命と思ながら、何心なく月日を送て心のまゝならんは、尤あやまりと可云と語りけると也、

師曰、伊井直孝は必ず他行の時に、色體にをりて持鎗をさやをばづし見て出ぬと也、一生如レ此、又板倉重宗は朝ねどころにて、刀脇指をぬいて見て、さやに收めけり、是又一生のつとめ也と云へり、各わづかの小事にして、人ごとに成やすかりなん事なれども、わづかの一事と云ても、一生の勤と致さんことは難叶こと也、彼等は大丈夫の卓爾たる所あるにこそ如此なりき、

山鹿語類卷第二十三

士談二

○養氣

師嘗曰、楠正成が言に、武士の勇氣をたはむるもの五つあり、一には妻女、二には幼少の子、三には財寶、四には病氣、五には難也、武士つねに可嗜處こゝにあり、聊ゆるがせに不レ可仕といへりと也、案するに、よく氣を養ふことを得たらんには、五のもの、中に居てもたはむべき義あらざれども、内をねる初めは先外を制すること、是古人の戒なれば、正成が此言、武士の戒と云べし、

門人問て曰、氣を養て勇をとり立といへども、やゝもすれば小の音に不意あれば、心是が爲に動ず、是氣を養ふことの不レ全がゆへにや、師曰、易の震の卦、象傳に云、震驚百里、不レ喪七鬯、臨大震懼、能安而不

山鹿語類卷第二十二終

自失者、唯誠敬而已、此處震之道也、出せり、凡そ震動百里而驚懼者、人情之常也、而不喪_レ七_レ鬯_レ者、人情之戒也、されば雷電百里を震動せしむといへども、聊をそるゝ處なく、手に酒の満たる器を持って、しばらくも動ける色あらず、是誠を盡し敬を存するが故也、誠を盡すと云は、其事に實に思入るゝ處深き時は、死にをいても安んず、死にをいて安らかなる時は、外の物にをそるべき物なし、是誠より出れば也、敬亦如此、されば内に誠をきはめ敬を專にして此氣を養はんには、何事にも動轉すべき所なしと可_レ心得_レ也、又間、生死事大なるにをいては能安んじて、小の物音にをどろくことあるはあやまりにや、師曰、不_レ然、鐘をうてば則響のあるが如し、我よく養得たるを以てその音に通ずといへども、速に本にかへりて轉することなし、たとへば色を見臭をかいで其意こゝにうごくといへども、唯機微の動までにして更にといまる事なし、養得ること何計也と云ども、時に當てしば

らく通することあるまじきには不_レ有也、能養則明にして、更にくらむことあらざる也、師曰、世人皆云ふ、物に定業あり、定業と思ふ時は恐るべきことなしと、是唯あやまりて思違ゆるの故也、たとへ近れなば百歳の壽を保と云ども、義にをいて不_レ可_レ遁_レのことはありなんには、遁るべき處なし、然れば志士仁人の今日の行事、不_レ可_レ恐_レことをば不_レ恐、全く相養て而して後に大丈夫あり、こゝを以て云時は、驚懼すべきは定れることなりと云へども、不_レ可_レ驚懼_レの義あらんにをいては、更にをそるゝ處なし、矢玉の來ん先をば、君子專をそれて是をさく、可_レ行の義あらんに安んじて行く、このゆへに義を先だて道を本として氣を養はんには、常に萬物の上に伸て、聊ちいめる處あるべからざるなり、師曰、武士の本意を不_レ失が如く、常に勇をそだて氣をいけて置、少も間斷なき工夫あらば、事物不慮に來ると云ども、驚て氣を取らるゝことあるまじ、然れば

常に氣をはり物にをそはれざるがごとく致すを專とする輩あり、是あしきにはあらず、凡情末學のもの、力を可_レ付に便もありぬべし、されば彼の臍を張て元氣をつよくし、天一の水をたゝる心火の火をしづかにするの身がまへも此説より出ぬ、古より不動心といへるに内外の差別あり、膚たわます目逃_{まじろ}かせず、錐を立鎗をさすとも、彌氣さかんにして皮膚の辟易なき、是外をつとむるの勇にして、伎倆を立のいゝ也、此勇氣はあいてを求めてつとむるの氣也、相手もなぐ知る人も無_レ之_レ處に至ては、色欲名根利用のために忽ちに屈すべし、是外に不屈と云へども、内にしばしば屈する處あり、こゝを以て外死生にうばわれず、内萬欲にひかれずして、唯義これとにも従ふの人を、大丈夫の養氣と云べき也、此氣を養ふことは、力を不_レ容氣を不_レ張して、平生體にしてしかもやすらかなり、若力を入れ氣を張る處あらば、平生の心にあらざるを以て、必ず伎倆にわたつて却て虚となりぬ

べし、尤可_レ工夫_レ處なり、師曰、氣はよく物にうつりやすし、小の事にも忽ち變するは氣也、故に養を常に致さずしては、鄙吝の氣しばし萌すべし、盃をされば酒をのまんことを思ひ、歌を吟すれば聲をやかになり、憂を開時は氣よはくなる、すべて見聞の間時々轉ず、大丈夫よくわきまへて、武義のさゝわりと可_レ成_レことをば、目にも耳にも見聞すべからず、これ氣を養ふの術也、師曰、鶏を閉はしめんがためには、先暗所に入れて、彼をして外をみせしめず、その氣を張らしめならわすに、先よはかるべき小鶏を出して、彼に全き勝を付しむ、如此の事數日を経て、而して後にまことに合する時は、其勇氣尤盛にして、これに當るの鶏なし、されば戦に臨むの時、あとにひかへ脇に備ふる兵士、自戦はされども前の勝敗を近く見て、打つうたれつ様の體をまのあたりにみる時は、其間に我氣ごとごとく抜て、まことの勝負の時分をのきはいたがふも

の也、このゆへに先勢勝時は後勢きはふて勝を香、先勢負てやぶる、時は後勢自然にやぶる、ことは、皆氣の所致也、この所を味はへて、良將は兵の氣を養て、未レ戰の間は其氣を還ましからしむといへり、諸事に此心得有べきことなり、

師曰、武田信玄、大敵と戦ふべきの前方には、度々諸軍の心合を勘へ、大方にては合戦あるまじき由を云て、彼等に必ず戦ふべきの氣を勵ます、彼等是非御一戦あるべしとしきりに戦を好むを、猶抑へて其氣を養て、而後に戦はしむ、故に士卒の氣常に十倍すといへり、

師曰、瀧川一益勢州にあるの時、書格に文書をのせて披見の時、天甚暴雨震雷して、一益が居所の庭に落かかりぬ、瀧川聊顔色を不變して書格に對しぬ、近臣あわてさはいで一益が傍に至りけるが、此風情を見て各退き去りにけりと也、一益は天性猛勇剛操を以て如此也、やしない得たらん輩は皆以て可レ然也、

師曰、源君秀忠公殿中にをいて御能の時、鬼界の能すぎて鬼清水の狂言の最中に大地震、見物の貴賤ことごとく騒動す、源君聊も平生にかはらせ玉ふ處をわしまさず、見物の者どもの騒動を御覽あそばさる、于レ時家光公未だ御幼年にまし、ければ、青山伯耆守執し申して、御見舞のために被レ爲成けるに、源君如此威儀の御容體を被レ奉レ拜、事相違の如くありしと也、青山が執し申す處のあやまりとぞきこえし、後に御誕ありけるは、すべて人間の動轉を戒しめつべき事、喧嘩氣遠火事地震雷、此分は事不慮に起るものなれば、平生心を付て氣を落著、動轉仕るべからざる也と命じ玉へりとなり、

師曰、先年御前に於て弓鐵炮の藝を試み玉ふ事ありしに、一日に足輕二組三組計づ、出て、朝より晩までに事首尾するの事なるに、朝初むる輩は的中り宜しく、晝より晩までは不レ宜、こゝに何某が一組、晩に試みらるゝに究りければ、朝より足輕を別所にあ

つめ、飲食を快よくし、幕打まわして此内に休息せしめ、幕ををろして外を不レ令レ窺、如此して而後に其節にのぞみければ、氣を養てうたしめければ、足輕の氣平生に倍して、其中り宜しかりけりと也、以前のうたせ射さしむる輩は、晩につとむべき者も朝より出て、他の役人の事ある間を見物して、其是非にあづかるを以て、不三放射と云へども氣ことごとく放射にひとし、而して天地の氣も晩に至り、我氣亦怠り、歸るの時分體又疲勞して後に試みるに至るを以て、全きことを不レ得なりぬと也、小事と云へども、時に至て氣を養ふの術は相通すべき也、

師曰、古人の教に、急難の地に趣んには、必ず飲食し或は睡眠し、或は閉目合掌し、或は大小用を通せしめ、而後に其事を辨すべしと云へり、是時に至て氣を養ふの術なるがゆへに、それと云の教にはあらずして、唯其説を設くる也、人の氣必ずうわもり上りやすし、飲食は氣うはもりては快よくなり難し、睡眠猶然

り、故に飲食して氣を下にをとし、睡眠して氣をやすんず、閉目合掌は體を以て氣を養ふの道也、大小用の通すること、是氣を下に通せしむるの術なり、武士戰場にのぞむには出軍の祝あり、敵に勝つ時は實檢勝関の祝あり、平日の禮式皆此制を定めて、其氣を養ふの道と致す所也、古人の戒其厚きこと可レ考也、

師曰、命を知る者は嚴牆之下に不レ立と云戒のあれば、命を知る時は彌身を全して命を安んせんこと、是君子の戒なり、然らば地震火事雷電の時分も、喧嘩氣違ものある時にも、遠くのがれ速に去て是を通る、をよしとすべき事なるに、氣を養と云へば、如此の節猶靜に守て動轉せざるを以て本とすれば、君子の戒にことなるに似たり、こゝに於て深き心得あるべき也、たとへば地震に勇を出して家の下に居て打害せられんことは不レ可レ然と云へども、人多く相聚るの時地震あらんに、一番にかけ出んは、道理は宜に似て人は是を宜しと思ふべからず、我又こゝろよく不レ可

有、その内に年老高貴の人、尤主人頭奉行たらん人の下の手本になり玉はん輩は不苦こといへども、それ逆も前後を不省かけ出給は、懼れ慄せると云べきにも成つべき也、こゝにて又不出は道理にくらき也、道を以て氣を養ふのことはりに非れば、必ず過不及のあやまちありとは、如レ此のことはり也、案するに、地震には速に出るの理なり、人多く相聚て參會禮節の場は、速に出べきの地にあらず、その間主人あり臣下あり、朋友あり親疎あり、是また棄て可レ出の人にあらず、政事を取らみ事をいたし手に物を捧ぐるは、速に可レ出時にあらず、然れば出るに出来る法あつて、その席其人其時の宜しかるべき用法をと、のへんこと、是まことの氣を養ふの道と可レ云也、震驚三百里不レ喪レ七噫は、是速に可レ出の理あらざればなり、すべて唯義を守て事をたしせば、其行皆理にあたるべき也、氣を養ふを以て辭に過べしと云へる心にはあらず、

○度量

師曰、梁劉勰が新論に觀量の篇あり、曰、江河之流、爛齒漂屍縱橫接連、而人飲之者、量大故也、盆盂之水、鼠尾一曳、必嘔吐而棄之者、量小故也といへり、何事にも度量ゆるやかならざるの輩は、必ず一片に泥著して、ものを自由に致すことを不レ得、覆杯水於坳堂之上、則芥爲之舟、置杯則膠と云は、水の度量をいへるなり、水壑三千里、搏扶搖而上者九萬里と云は、天の度量を云へる也、度量廣からざる時は、萬物を覆ひ萬物を載てさゝわる事なきに至ることを不レ得、こゝを以て天地を度量の至極とし、聖人を度量の用とすべし、不レ然の間は、唯五十歩にして百歩を笑ひ、大知にして小知をそしり、大年にして小年をおさむくなり、各未だ度量の曲狹なるにして、天地聖人の上にをいては同年にして不レ可レ語のゆへ也、大丈夫天下を以て己が任とす、死して而後にやむ、其度量大方に心得ては不レ可レ叶なり、もし小成に安んじて、

一曲一事をとらへ、是なんやんことなきわざと思ひなば、斥鷃の蓬蒿之間に翱翔して大鵬を笑ふに不異、此小大之辨を不レ知と云べし、

師曰、漢高祖楚の項羽、さしもの勇將謀士と云へども、其勝敗のよる處は唯度量のたがへるゆへ也、されば漢王と自挑戰玉はんことを願へる時に、漢王笑曰、吾寧關レ智、不レ能關レ力と耻しむ、是高祖を以て寛仁大度の量ありとするゆえんなり、項羽敗軍の時、自爲レ歌曰、力拔レ山兮氣蓋レ世、これ其恃む所は氣力の間のみなり、されば唐の李德裕が人物志論に、項羽を評して聰明叡智不レ足レ稱也と云へり、人の度量尤不レ慎平、

師曰、宋真西山曰、人之度量相去、豈不レ遠哉、方亞父之軍細柳也、持軍之嚴、雖人主無所屈、文帝乃以レ是知レ之、曰緩急真可レ將也、其後作レ相、因事傲數諫、積忤上心、景帝以レ是疑レ之、曰缺々非少主臣也、細柳之事、倘在孝景時、則亞父必以レ傲レ上誅、尙

何兵之可レ將使、其得相文帝、盡忠論諫、則必以社稷臣目レ之、二帝之度量、相去不レ同如此といへり、人の度量せばき時は、小事を以て己にさかへるを怒り恨み、これを以て人を害し傷ふにも至る、世以て然り、我に度量の大なる處ある時は、大本大源を握て其餘は只あるにまかす、故に入主の臣を用ゆるにも、臣の器を用てその末々を不レ調ことを不レ云、こゝに於て度量大なりと云べき也、

師曰、唐韓退之祭田橫墓文云、當嬴氏之失鹿、得一士而可レ王、何五百人之擾々、不レ能レ脱夫子於劍鉞、豈所寶之非賢、抑天命之有レ常とせるせり、是田橫が度量を論するのゆへんなり、王荆公讀孟嘗君傳文云、得一士焉、宜可以南面而制秦、尙取雞鳴狗吠之力哉と云へるも、又孟嘗君が度量を云へる也、

師曰、蜀の孔明未だ劉備につかへざるの時、博陵の崔州平、潁川の石廣元、汝南の孟公威、並に徐庶ととも

に交友して、一處に相あつまりて學問談笑す、四人は中にも心よく相交て談話し、孔明は其生質四人に異にして、自抱膝長嘆して曰、汝等は若出て仕ゆと云ども、所の奉行守護と成て微官小祿に至らば、是則たれりとする所なりと云、各孔明が志を尋ぬるに、笑而不答、孔明つねに自比管仲樂毅、管仲は九合諸侯一匡天下、孔子猶稱之曰、微管仲吾其被髮左衽矣、樂毅克齊而下七十餘城、二人ともに其名天下を蓋へり、孔明隆中に居ながら自これに比せしは、甚過たるに似たり、時の人皆是を笑ふ、司馬德宗が曰、周朝八百年の功を興せし姜子牙、漢世四百餘歳を開きし張子房に比すべしと云へりとぞ、其詞の如く、天下三分の勢を立て、先主を王道に入なんとす、其志の度量くんで不可計こと也、まことに孔明が度量末世の及ぶ處に非ず、

師曰、楠正成が云く、凡そ士たらん輩は、小事を不棄、大事をあぐまざる心得あるべし、不然しては、必ず

小大の事に因て難致事あるもの也といへりと也、後漢の光武、不懼大敵、不悔小敵といへるにも合すべし、度量不深時は、やゝもすれば任大なる時にあぐみを求めて、氣を並吞せらるゝに至る類、世以て多し、然ればとて、内にあて、する所あらずしては、又その度量と思はん事も、途方なきことなるべし、

師曰、士有經濟大略、而不修小節、是其度量のよる處なり、然れども小節に不拘と云て、又大閑をこゆるの輩あるもの也、是何を以て大略とし何を以て小節とすることを不究明かゆへに、分をこへて器用だてを致し、是等の事計校するに不足と云、其潔ことはいさぎよけれども、皆分を不測の働を以て、ついに家を失ふにも至りつべし、人の度略の大略なると云は、如此の事をば云べからざる也、されば行二不義、殺二不辜、而得天下、有所不爲は、是度量の寛廣也、萬鍾の祿にひかれ天下の重に感ふて剛操を守り得ざるは、是小節にかゝる也、天下は至

て重く、是をうるは至て福なりと云へども、得失は皆外のわざにして、義より見來る時は至て小節なり、學者度量とさす處に於て深く味はへずんば、必ず流蕩して情を不可得なり、孔子曰、古之狂也肆也、今之狂也蕩也となり、度量の大なるは狂者に似て、其致す所に古今の差別あること也、

師曰、古より名將の度量其器識、已に弱冠の比より格別なるさざしあり、古今ともに其ためし多し、源の義經廿五歳にして元暦元年に木曾を退治し、其年一谷の岩石を落し、八島壇浦の合戦あり、和友ふ侍には秩父重忠廿一、佐々木高綱廿五、梶原景季廿三也、異朝の孔明廿七の時劉備にまねかれて相將の任を施す、近代武田信玄、北條氏康、北越の謙信、源君、いづれも幼年の時に其度量既に群に越たり、名將一期のをわり久しからずして、其功を所成は天下の間にみち萬世に傳ふ、後世の大丈夫尤も可考こと也、

師曰、漢の高祖既に關中に打入てける後に、項羽をく

れて至てけるを、高祖關中を不爭して則項羽に與ゆ、是高祖の度量甚大なるゆへなり、其ゆへは、此時先に關中に入たるもの王たるべしと約すといへども、項羽が勢盛にして不可中、而るを高祖先きに關中に入たる小節を守て項羽と戦は、則戦死して四百年の天下こゝに絶ぬべし、項羽が人となり、器量甚狭く志氣尤をこり、暴逆にして鄙吝多きことを知て、則關中を與へ項羽に和を請ふ、是項羽が志を驕らしめ、其志をみたしめて惡をさかんにし、臣民皆をむかしむべきの謀也、然れば關中を棄てわらぐつの如くならしむるは、天下を治むるの謀にあらずや、時の人皆高祖と項羽、其勢力才氣を論じて其度量を不詳かゆへに、天下の落居高祖にきわまれることを不測知也、

古人云、高祖百戰而百敗、惟其不勝也、一勝則必至于王、項羽百戰而百勝、惟其必勝也、一不勝則必至于亡、

師曰、蜀の劉備孔明が草廬に三たび尋ね行て、二度め

に初めて對面の時、傍の人を遠ざけ、自天下の圖をひらき、劉備に示すに三分の勢を以てす、孔明草廬に居て開遠を不_レ求といへども、其度量甚廣を以て、今瞬息の間に天下の勢をさわむ、こゝに於て劉備服心して、則孔明を立て師として其教をうく、其度量以てみつべし、

師曰、孔明街亭の後に兵を四方に手配し、あごに残る處の兵士僅かに二千餘にて西城縣に入るの處、司馬仲達十五萬の大軍を引率して西城縣に至りぬ、孔明が傍には一將の出で可_レ拒もあらざれば、近臣皆色を失てせん方なくみゆ、孔明聊助することなく、自城に上つて彼が軍勢をみれば、三方に手分して唯今城下に至る、孔明命じて旗を立具鐘を定め、軍士をかくして各陣營に入らしめ、出るとは相圖を可_レ待と定め置て、役人の外更に出さしめず、四方の門を大に開き、城内の道々ねんころに掃除消道し、自は琴一張をたづさえ一二の童子を傍に置、高欄によりかゝり香

を焼て琴をかなづ、司馬仲達押寄てみるに、如_レ此の模様なりければ、暫兵を進て内の體を詳にす、然れども取合ものもなく、猶内をはらつて傍若無人のすがたなれば、仲達申しけるは、さしも孔明が日比の謹厚なるに、今何ぞ門を開て危ことをなすべき、是必ず伏を置て我兵を入るの謀なるべしと云て、速に引退さぬ、孔明曰、若衆人の心を以てせば、必ず城を棄て去すべし、吾兵唯二千餘、彼れ我が去るを見はとりこにかへりぬ、暫して仲達又來る時に、孔明去ぬるがゆへに、仲達皆孔明が謀の中に落入りぬ、これ孔明が度最大なるが故と云つべし、

師曰、凡そ度量大なる器のもの、行跡は、凡情のものよりみる時は、一つとして作略見知ること不可_レ叶也、伊尹が五就_レ桀而桀不_レ忌、五就_レ湯而湯不_レ疑が如きは、大度量大識見あらすしては及び難き事也、故に大度量ある人は、よく知識を遠くして權器に通

ず、推してはかり難きもの也、

師曰、晋の謝安は兵の術を以て尤度量あり、桓温大に軍兵をひきひて晋の帝を移し奉らんとせしが、先謝安王坦之を招て是を害せんとす、謝安少もをそるる顔色なく、只平生の如くにして桓温が處に至り、坐定て云けるは、諸侯有_レ道則守在_レ四隣とこそ申すなるに、何事に今軍兵をよそはつて壁の後に置玉ふにやと問ける、其度量に氣をのまれて、彼を害すべき事ならずして、笑談して日をうつせりとなり、又秦の符堅既に百萬の着到にて泐水に陣する由きこへければ、謝安入て謀を問、謝安をそるゝ色なく友と恭をかこみ、平生に替る事あらすして、而後に謀をなせりとなり、是度量甚寛ならずしては難_レ叶事也、

師曰、唐の代宗の時戎狄兵をひきいて涇陽を圍みける時に、郭子儀その所の大將たりければ、謀をめぐらして云く、今彼が大軍に味方をくらべば、九牛が一毛にして、戦て勝べきの道なし、我昔し戎狄に約せしこ

このあれば、不_レ若獨身にして往て説べしと云て、唯一騎門をひらかしめて、郭子儀直に大將に申すべき事ありと云て出ぬ、戎狄甚驚き、其大將弓をとり既に矢をはげて向ひければ、郭子儀背をぬぎ甲をすて鎗をなげて進みけるゆへに、彼やむことを不_レ得して皆馬より下て拜しけり、是を單騎にして見_レ虜と云て時の人皆稱美す、度量剛操に非ずしては難_レ叶謀と云つべき也、

師曰、宋の冠準帝の難に供奉し奉り澶淵にありける時、毎夜酒宴をまふけたはぶれ遊で夜をよもすがらにす、而して朝もゆるやかに寢て大いびきをかけり、帝ひそかに人をして是をみせしめ、彼如_レ此時は懼處なしと喜玉へりと也、大難の任を得て枕を太山の安に置ことは、度量はるかに廣からずしては叶がたきこと也、

師曰、大納言行成卿いまだ殿上人にておはしける時、實方中將いかなるいきどほりかありけん、殿上に參

りあいて、云言はなく行成の冠をおとして小庭にな
げすて、けり、行成さわがすして、主殿司をめして其
冠をとりあげさせて是を著し、何計の過息にかこれ
ほどの亂割にあづかるにやと問ければ、實方一言を
述すして立にけり、折しも主上小菰より御覽じて、實
方は嗚呼のもの也とて、ついに歌枕みてまいれとあ
りて、陸奥守になりて下りつ、かしこにてうせにけり
と也、行成度量あらずしては、是計の事に逢て如此
の行跡はあるべからざるなり、度量うすれば、小事
をのせて能堪忍すること難成もの也、但心の慮して
可報ことをばしのばんを云には不有也、

師曰、平將門が東八ヶ國を打塞で平新王と號せし時、
田原藤太秀郷は名高き兵にて、ことに多勢のものな
りけるが、將門に同意して朝家を傾け奉らんと思て、
行向て角と云、將門折節髪を亂しけりけるが、餘に
喜で、取ものも不取、大童にて而も白衣にてあはて出
て、種々の饗應の事云ければ、秀郷目かしく見答め

て、此人の體輕骨也、はかしく日本の主とはなら
じとて、初對面の日に心替しける上に、酒肴椀飯かき
するて是を進む、將門が喰ける御料袴の上にをち散
けるを、自是をはらいのこいたりけり、是は民の振舞
にや、云甲斐なしと、心の底にうとみてけり也、是將
門が度量の薄きゆへを云へるなり、

師曰、源賴朝安房國平北郡獵島より下總に越て、相州
鎌倉に趣んため、隅田川の邊に至り玉ふ、上總權介廣
常、當國の軍勢二萬餘を率て參上す、賴朝頗る彼が遅
參を嗔て許容の色なし、廣常兼て存じけるは、當時は
皆平家の管領也、賴朝流人の身として義兵を擧と云
ども、何計の事のあるべきに非ず、今日の様子を伺て
事なりがたかるべきに於ては、速に武衛を打取て平
家に可獻と、内に二心をかまへ外には參上の由を稱
す、然れば此大軍を得て甚悦び玉はんと思儲の處に、
遅參のがめあつて許容の氣色なし、殆んど人主の
體にかなへりと、忽に害心を變じて和順し奉りしと

云へり、賴朝の度量以て見つべき也、

師曰、賴朝の流人たる間、伊東次郎祐親法師甚疎略に
いたし、剩武衛をはからい奉らんと致せしを、二男祐
泰所へ申して遁れしめぬ、武衛初て鎌倉に入玉ふ時、
天野藤内是を生捕てけるを、三浦義澄が彼が智なれ
ば申しあづかりけり、祐泰が忠によつて命をたすけ
玉ひ、壽永元年の恩赦の事ありて、召出さるべきとあ
りしを、祐親前のあやまりを耻て忽自殺すといへり、
賴朝私のあたにをいて聊深くにくみ思ふ所なく、寛
仁大度のゆへと云べきなり、

師曰、後醍醐帝楠正成を召出され、藤房を以て東夷征
討の事を正成に憑思召さる、也、抑天下草創の事、何
の謀を以て勝を一時に決し、太平を四海に致し侍ら
んと存するやと勅諭ありければ、正成畏て申けるは、
東夷近日の大逆只天の責を招候の上は、衰乱の弊に
乗じて天誅を致されんに何の子細可有之、合戦の
習なれば、一旦の勝負を必しも御覽せらる不可、正

成一人未だ生てありと被問召ば、悪逆は遂に可被
レ開と思召され候へと申して、河内に歸りぬ、其後赤
坂に城をかまへ、僅に屏一重ぬり櫓かいたて掻雙、東
國の軍兵數萬騎に圍まれ、策を帷幄の内にくぐらし
勝ことを千里の外に決し、而千劍破の城を設け、わづ
か千人にたらざる小勢に、誰をたのむとも何をまつ
ともなき城中の、高さ二町計にてまわり一里にたら
ぬ小城に取こもり、東國勢を引うけ、日本の人衆を待
そろへて、陳平張良が肺肝の謀を廻らせしこと、大丈
夫の度量にあらずしては叶ふべからざることにあら
ずや、

師曰、畠山道賢舍弟義深、修禪寺の城を出て基氏に降
參す、こゝに畠山兄弟、明日竊に打手の來ると云こと
を聞て、かりそめに出来る体に、中間に太刀を持せ、
兄弟二人かちにて先藤澤の道場へ落ぬ、上人かいが
いしく頼まれ、やがてひそかに上落す、家臣遊佐入道
性阿、主人の落らる、体をしりたれども、暫く人をあ

いしらい主を何くへも落のびさせんために、少も騒ぎたる氣色あらず、○マ、非雙六六十服茶など香で、さりげなき體にて戲笑て居ければ、郎從ごも外様の人も可ニ思寄様なかりき、遂には隠れなかりければ、臙て打手を被レ向、遊佐は禪僧の衣を著て只一人京都に上りけるが、口の脇なる疵を見咎められ、自殺して失ぬ、遊佐が此一事尤度量ありと可レ云也、

師曰、武田信勝十一歳の時、近習の小姓友野又市郎と日向傳次郎と扇切を致せとありける、友野腰の扇をぬく、日向は手に持たる扇を腰にさして、ゆびを立て向ふ、信勝これをみて、早みへたり、せぬ扇切に傳次郎勝なりと褒て、日向を稱美す、是を高坂彈正承て、信勝は近代の名大將なるべし、度量甚廣しと云けるとなり、

師曰、武田信玄剛操にして度量又大なり、甲州に城をかまへず、わづか堀一重にて屋敷がまへ計にいたし、東西南北の大將と弓矢を取て、自國を奪われず、國界

までも敵を不レ入、甲州分國より方々に手をかけ、後は甲斐信濃駿河を治め、四方取合せて五ヶ國を領す、敵は信長謙信氏康源君也、此四將は、一將世にまた有りても天下是が爲に辟易しつべきに、是を四方にうけて屋敷がまへの心入、尤も度量ありと云べき也、或時居館の内にて猿樂能ありしに、堀普請の輩二千計喧嘩いたし出し、双方へ押別れ、鐵炮を放ち騷動するに、能見物の輩地下人に至るまで少もさわがざりしと也、如此ことは兼日の法令正しきにもよるべけれども、唯度量寛大なるゆへ、下々までも勇氣行はれたりと云べし、

師曰、織田平信長武勇にをいて度量甚大なり、幼弱の時、手習讀書は我任にあらずと云て、常に武藝を事とし、相あつまる小童を別て二にいたし、其身一方の大將と號して竹馬に鞭をあて、竹刀竹鎗を以て打合つき合を事とす、其手習にたのむ所の僧是をもちあつかいける、十六歳の時父信秀卒してけるに、萬松寺に

參詣あつて焼香す、其形異様にして更に禮儀をとのへず、抹香をつかみ香爐の内外へなげかけ、無禮沙汰の限りなりける、時の人皆以て是を嘲り笑ふといへども、心ある人は、戰國の今に生れ逢たる度量なりとさ、やきけるが、果して弓矢を取て并なし、ことに將軍義昭漂泊して、或は江州に至て佐々木により、或は越州に越て淺倉を依頼すと雖、彼等義兵を擧ること不能して、京都悉く三好赤松に混乱せらる、こゝに永祿十一年、義昭細川兵部太輔藤孝上野中務太輔清信を使として、信長に飯洛のことを頼み思召のことなりければ、信長快くこれを承、武士の面目也と喜、事の成敗をばさしをき、大旗を當國によせられんことを申し、則不破河内守を兩使にさしそえて義昭を迎へ奉り、其年十月十五日に義昭を歸洛せしめ、六條木園寺に入れ奉り、其身は清水寺に旅寓して、洛中の制法を定む、さしもいかめしかりし細川六郎三好等皆退去ぬ、信長その度量大なるに非ずや、

師曰、豊臣秀吉民間より起て神器を握り、度量更に云べからず、信長越前に働て、淺井長政にあとを取さられ既に危かりしに、そのころは秀吉未だ人衆をも不レ持して、獨金崎のをさへに可レ在の由を申請、是度量大なりと云べし、信長弑せらるゝを聞て、多くの大名皆身がまへを致し、何の料簡あらざるに、速に山崎の弔合戦を遂て、明智を即日討戮す、是度量の大なる隨一也、而して柴田を滅し、長久手の一戦にをいて三將をうたれても猶天下を并吞し、源君へ和を入、淺野長政を使として、源君必三ヶ條の好みあらんことを命ず、所謂秀吉の母儀人質に可レ遣、秀忠公を人質に不レ可レ奉レ成、妹君の腹に男子出生ありとも國は秀忠公に可レ奉レ献、此三ヶ條の好みいづれも可レ任ニ其意との事なり、此事一つも不レ違、其器識可レ鑒、而して小田原の役に、伊達正宗奥州より越後へこへ甲斐へ出て相州宮根に至り秀吉に謁す、この時政宗廿四歳、片倉小十郎一人を召連て、廣野にをいて禮を行ふ、秀

吉床几にこしをかけて、政宗に命せらるゝは、上杉景勝既に使節を以て禮を行ひ、佐竹使者を進上するの處に、政宗獨不然して漸今日禮を行、其罪甚重していれば、汝が押領するの地を速に返上して、唯本領三十萬石に安堵すべし、不然ば汝早く還り去て我に敵すべし、汝が會津に至んころはい、我必ず北條を族滅し、直に兵を會津に進め汝に對面すべしとありぬ、正宗元來度量豪傑の勇士なれば、聊をそるゝ處なく、答へ申しけるは、我今匹夫獨身にして御前に來る、生死も亦命のまゝ也、況や郡邑は御意のまゝ也、則可_レ致_二返上_一と御請申しける、秀吉大に悦、則暇を賜てかへりぬ、左右皆云、政宗必ず奥に至てあだすべし、唯速にこゝにて打留玉はんやとありければ、秀吉大に笑曰、汝等是豎子なり、ともに謀るに不足と申さると也、其度量可_レ見、

師曰、豊臣秀吉嘗曰、吾想人生不_レ滿_二百_一、豈_二爵于一_一方_一以_レ費_二日乎_一、是其度量最大なるがゆへの言なり、而

してついに朝鮮を征伐して兵を異域に弄す、世の人皆一期の樂をこのみて、唯閑居獨坐して酒色を専とするにあり、秀吉朝鮮の征伐、きはめて論せんとならば、鬪_レ武究_レ兵せんなきわざとも云べしと云ども、其度量に在いては大丈夫の思入と云べし、又秀吉朝鮮國王に書簡を通じ玉ふ言に、予當_二于托胎之時_一、慈母夢_二日輸入_一懐中、相士曰、日光所_レ及無_レ不_レ照臨_一、必八荒聞_二仁風_一、四海蒙_二威名_一者、其何疑乎、不_レ屑_二國家之隔山海之遠_一、一超直入_二大明國_一、易_二吾朝風俗於四百餘州_一、施_二帝都之政化於億萬斯年_一者、在於方寸中_一と書せり、度量の大なること考ふべきなり、

師曰、秀吉既に天下平均ならしむるの後、毛利輝元初めて出仕、天下第一の大名、中國不_レ殘彼が威風に屬す、然れば秀吉定て禮を正し威儀をふるまつて對面あるべきと、諸人思案の處に、輝元を對面所に久しく待しめ、其後帶を手に持、衣を解て盤礴として、女の禿に腰刀を持せ、その形にて輝元に對面し、直に毛利

が手を取て、古の事ども色々物語ありながら、座敷座敷を一望せしめ、それより天主へあがり、四方の繁榮をみせしめ、天主にをいて刀を賜はり、それより座敷に下り、庭上へ馬をひかせ、秀吉是に乗り、輝元に口をさらせ、則其馬を賜はりぬ、毛利悉く其恩顧度量に平伏して、相したしみ相をそれけりと也、

師曰、北條家滅亡已前には、所々に三重の櫓をあげて天主をかまへさせ、屋敷がまへの内にも色々の要害をまふけ、油斷聊なかりし、天正八年に小田原滅亡して後には、少も用心のことなく、秀吉往來にも先をばらい人を改むることなし、淺野長政ある時申上けるは、近年御要害のかまひなく、餘り危草なる事にこそと申しければ、秀吉曰、今ほど用心をきびしくする事なし、汝等淺知小見にして是を不_レ知也、我今源君と無二の入魂をなせり、家康は一度云合せたることを聊違へざる人也、長久手にをいて、わづか一萬餘の人数を以て、我甘萬に及べる大軍に敵せらるゝは、信長と

一度云合せられたる故也、こゝを以て家康を入魂す、今天下に弓馬を取て我にあたるべき者、家康の外誰かあるべきと命せられけりと也、

師曰、大坂の城の天主のある所鬼門にあたる由を申すものゝありければ、秀吉曰、天下の鬼門は日本の丑寅也、大坂一所の鬼門は我にあたる鬼門にあらざる也と云へり、

師曰、秀吉常に細川玄旨法橋紹巴等を傍に置いて、時々興ある歌連歌あり、或は五山十刹の長老出世のものをあつめて詩連句の會あり、而して其内に秀吉の作意に相應して出來たらん歌連歌を以て、是を秀吉の作に可_レ仕也、詩歌は武家の必とすべき事にあらずと云へども、無下に卑しからんも亦大丈夫の本意にあらず、然ればとて是に心をそまんことは甚勞役の至也、武將自手を不_レ下して、匹夫の功をあつめて其功を將に歸す、詩歌又汝等が功を以て我功とすべしと命せられけりと也、

師曰、源君味方原の時、濱松に歸り入らせ玉ひ、心靜に御寢なされ鼻息如雷なりけるに、左右の近臣并に今日敗軍の諸侍相聚て、如何あるべき、今夜信玄兵を寄て濱松を取圍まば、可_レ放玉藥もなく、可_レ射矢柄もなし、さしも名ある輩は悉く打死しつと、詮議まらまち致しけれども、源君更に起玉はず、枕を太山の安きに置しめ玉ひき、かくて夜も漸明けれども信玄兵をよせず、源君日たけて起玉ひ、唯平生の御氣色にて、信玄は定めて引取べしと仰ごごありしが、そのごごく其日に兵を入れにけり、是信玄の弓矢の格をしらしめされてける、其度量の甚廣く大なるゆへなるべし、

師曰、慶長庚子、上杉景勝退治のために源君既に野州小山まで御働座の所、上方にをいて石田三成逆心を企てける由注進に付て、上方より供奉し奉る所の大名小名を一所にあつめ、其日に上意ありけるは、上方にをいて石田逆心の事只今告來れり、各先隱密可_レ仕

と申すやからありといへども、今度供奉の衆各妻子を上方に質とし置れたることなり、心元なく可_レ被_レ存間、家康へ氣遣なく心次第に上京可_レ被_レ仕と被_レ仰出ける、此御意に因て、誰上るべきと云ものもなき、皆御味方に一同す、其夜本多中書ひそかに申上けるは、少も危く不_レ被_レ思召、手をはなして何れも上落仕られ候へと可_レ被_レ仰出也、長途を打て是迄御供仕りたる輩、御旗本をはなれて獨立をいたし御敵可_レ仕と存するものは一人も有_レ之間敷と申しければ、源君さこしめされ、彼等が上りかねつべきと思て仰ごごあらんは、まこと云に不_レ有、天下を引うけても一の義を正すのみなれば、全く彼等が上るまじきを頼むにあらすと御掟あつて、重て又、上方乗上り被_レ申度は、案内に不_レ及上り可_レ被_レ申と被_レ仰出けり也、大度量大剛操とも申し奉るべき也、

師曰、源君既に九月十四日に濃州赤坂の御本陣に御著座ありければ、上方列參の大名路次に充滿して御

目見をねがふの處、とかくの御會釋もなく、直に御本陣のやぐらにのぼらせられて、敵味方の体を御見分あり、伊井兵部本多中書まで御供にて誰も不_レ登、兵部諸大名伺候の由を演説すといへども、公猶御かまいもなく四方を上覽あるに付て、伊井直政黙止がたくて、矢倉より下へをり、諸大名へ向ひ、源君の命也と云て、長々在陣并に岐阜の戦功を稱美せりと也、師曰、豊臣秀吉逝去の後、國々の大名相あつまり、石田三成が口比の無禮奸曲を改め、是を切害すべき由、取取の談合多かりけるを、三成ひそかに大坂をのき伏見に至りぬ、こゝに於て加藤清正同嘉明黒田長政淺野幸長彼是云合せて、既に伏見へ推よせ可_レ責殺に究まりけるを、源君頻に和を取あつかい玉ふて、中村式部少輔酒井雅樂頭を以て兩方を仰なだめられ、ついに三成を佐和山へかへさしめ玉ふに、參川黃門秀康を送りに付玉へりと也、是は三成が不義肺肝をみるが如くに思召しらせ玉へども、彼を屋形の内にて

操つぶし溝瀆の中にくびれしめんことは、大丈夫の本意に非ず、事をかまへ難をまふけば、何時も廣原平陸の大場にて一戦に勝敗を決すべし、秀吉存生の間は彼に手を拱して、今はかくしからぬ三成をもみつぶさんと云ことは、甚勇士の本意に不_レ有との仰ごとなりしと也、

師曰、參川黃門秀康惡瘡を煩ひ玉ふて鼻のそこねければ、その比細工に名を得たるものを招て、人色に鼻をこしらへしめ、付鼻を用て出仕ありける、源君是をしらしめさずして、秀康は惡瘡に鼻のそこねたる云へる沙汰のありしが、鼻は損せざりし也と仰ありければ、左右の御家人しかくと答へ奉る、公御氣色あつて仰られるは、大丈夫天下國家を治るに、身の形粧を以て致すことなし、内の養をふかくして器識を逞しくするにあり、大國を受領し官中納言に至り、武門の棟梁たるべき其身の、鼻をこしらへて形を專とせんことは、甚本末を失へりと宣けりと也、

師曰、平信長二十餘年の積憤をこめ、すでに大坂本願寺門跡光佐城をあけて和睦し紀州の雜賀にうつり、天下こゝに平均也ければ、天正八年に林佐渡守を遠方に流罪す、是先年那古屋にをいて信長をはからい申さんと致せし咎に因てなり、安藤伊賀守を流罪す、是は先年武田信玄に内通せるを以て也、小の事也と云ども、我に對して恨あらんをば、世が世に盛ならん時に報謝せんことを思ふは、凡その人の心也、度量ありとは云がたし、すべて我身の遺恨のゆへに人を害しそこなはん事は大丈夫の心と云べからず、信長如レ此のあやまりありしゆへに、荒木村重松永久秀各自安んせすして天下に逆乱をなす、彼の惟任光秀が禍を蕭牆の下にをこせしもこのゆへなるべしと云へりどぞ、秀吉毛利が柴田と内通して室町殿を引出し奉らんと致せしことを知ながら、聊其氣色あらはれざりしと也、信長に合せては其度量又たがへりと云べき也、

師曰、秀吉高麗を征伐の時、小西行長加藤清正一日替りに先手を奉て發向す、小西行長豊岐の風本よりひそかに逆風に船を發して釜山浦に著岸し、城を責て八千餘人をみなごろし致し、其日に又登萊の城を攻取、一日に朝鮮の兩城を攻取、且忠州を攻落す、こゝにをいて朝鮮の王李訟忠州城の陥るをきいて北方義州にのがる、太子臨海君肆次子順和君璋并后元良哈に至る、加藤清正行長が獨り軍功を立んことを欲して忠義を背くことをにくみ且怒て、直に船を熊川に著て、忠州に至て軍議をこらす、王城に至るの路二道、南大門は百里にして大河あり、東大門は百餘里にして遠し、然れども無レ川、清正の望にまかせて可レ入と行長云ければ、清正、大河ありとも行程の近き方より行べしと云て則兵を進む、行長ひそかに水練をつかはし、近邊の船筏を流し棄しむ、清正河邊にのぞむに、大河甚さかまき流れて、案内なくしては可レ越所にあらず、無レ是非その日を費す、行長東大門より王

城に至りければ、王城に人なし、只關門を閉るのみ也、行長水門より人を入れて、ついに王城を得、四門を守らしむ、清正後に至る、王城すでに行長に得られつ、然らば王城に入て益なし、直に國王王子を追べしとて、元良哈に至り、王子國妃をとりこにす、而して先王城にかへり此旨を秀吉に告しむ、秀吉其功を感ず、行長數度の軍功ありと云へども、王子を不レ得ゆへに、清正と不和になりて、遂に朝鮮の軍議皆異論に及び、行長さまの倭奸をかまへ、和を入れて王子國妃をかへさしむるの謀をなせり、案するに、行長が朝鮮の先陣、悉く度量せばく器識湖き所より事起れり、大丈夫のわざにあらず、凡そ軍事は一の不和あれば其功全からず、朝鮮の征伐は本朝より異國を征することなれば、神功皇后よりこのかた千歳たへてあらず、秀吉大度量を以て此事をなす、行長國忠を思ひ義理をたゞさは、詳に議して一夫も不レ殘がごとく可レ仕に、何事ぞ、諸軍をさしをさきひそかに軍令を破て、

己が一功を立んとするや、其勇は勇にして、其度量に於ては大丈夫のなすことにあらず、爰にをいて朝鮮征伐の軍令ことごとく破れ、各一己の功を立んことを思ふ、是行長が罪通るゝに處なし、況やひそかに水練を入れて南大門の道の船筏をうばふ、是又度量せばく且勇猛もなし、すでに王城に入て王を追の心なく、彼一城を守て功をてらふに至ること、亦曩爾たる小事を以て人に嚇の謂と云べし、夫大丈夫は倭奸の行をなさず、問道間行を不レ用、明白に顯はしなして、其器識其度量其勇猛ともにならぶべきなし、彼の鼠の夜出て猫のすきまをねらい、貂なき山の狸のふるまいするは狂奸のわざ也、行長が行事皆是に類すべし、故に庚子の後に一舉して身を縲絏の内にくるし、面縛して耻を梟首にのこすに至れるなり、師曰、出羽庄内に悪屋形と號して、近邊を押領し暴逆甚盛なりける人あり、このゆへに家臣相あつまりて、是を生害し他家を入て家を嗣すべきと談合して、家

老土佐林上琳と云へるもの、所へ中山玄蕃行向て此事を談合す、上琳同心せず、玄蕃とても同心致させずしては不置こと也と云ければ、上琳腰刀に手をかけて常座に打果すべき模様也、中山聊氣色を不置、大にあざ笑て云けるは、上琳はさしもかいぐしき人と世にも沙汰し人も云けるに、如し此の理に暗きは不思議のこと也と笑あざむきければ、上琳心しづまりて、それは何と云ゆへにやと問、玄蕃申けるは、其方一人同心せざればとて、國中悉く一味同心いたして、やむべき事にあらず、屋形の非義のやむべきにもなし、此分ちを乍れ知ひとり腹を立らるゝは甚理に暗きこと也と云ければ、上琳怒れる氣色やみて、ついには同心せりと也、中山時に至ての風情、度量あるに近かるべし、

師曰、天正十八年小田原の城責に先山中の城を責む、爰に木村常陸介内に鳥居源八と云勇士、先にたつて城に付て名乗ける所へ、羽柴藤五郎内藏平三郎つゝ

いて來り申しけるは、源八、汝はすでに頸取源八と世によばれ、其身の獵き、手足のどゝのふりて、名高き武士なれども、眞實の武功を不置、田舎そだちの働ゆへに、此度も名乗まじき所にて名乗也、其故は、如し此場にて、諸人忙然として心もつかず氣隠して居るものなるに、こゝにて名乗れば、諸人これに心付て我先にと進むゆへに、思のまゝの獨り高名はならざるもの也、物のわけを不置知ゆへ、さすがの頸取源八も如し此時に名乗たることよと申しければ、鳥居嘲笑て曰、平三郎は心がけもある武士とこそ聞たるが、さては信の勇士の本理を不置知とみへたり、如し此諸人忙然たる時分には、一入高聲に名調て、人に氣をつけ大勢に力をそえて、多く人を用に立る如く致すこそ、武士の義と云もの也、何事ぞ、我一人功名して是を宜と云はんは、振群の小わざ、云に不足とさみしける、源八が力量尤可感也、

師曰、大須賀五郎左衛門尉、常に手ををろして自分の

功を立てることはなく、家來小姓どもの中器量あるものを撰で取立、彼等を以て功を立しむ、されば武田勝頼高天神に兵を置て遠州を窺ふ時、源君横須賀に城をかまへ大須賀を以て是にあつ、横須賀衆世に名ある者、久世三四郎、坂部三十郎、渥美源吾、丹波彌三、岡太郎右衛門、曾根兵左衛門、丹羽金十郎、是を七人衆と云、大須賀其身に度量あるを以て、つもりはづることなく、傍の仕立るものども皆武功ありしと也、長久手にて先手大に敗軍の時、大須賀味方の長追は必ず敗軍の相也と知て、小高き處に馬を立、まといを置て踏こたゆ、是に因て大にやぶれざりしと也、師曰、主人に度量あれば、臣下を能見立て是を便立るゆへに、家臣悉く功者多し、是者番の所あらずして、祿を厚くし俸を豊にして更にやぶさかることなし、楚の項羽の沛公にやぶられしも、自の力をたのんで人の能ものを不置持、財祿を惜で功臣を立てべきことを不置知がゆへと也、古より名將自の功を立てんことを欲

する輩は、ついに匹夫のやじりにかゝつて成功全からず、源頼朝治承四年十月相模國府に著て始て勳功の賞を行ふ、北條時政より初、各或は本領を安堵し、或は新恩に浴して、義澄は三浦介になり、行平は下河邊庄司になる、是石橋の合戦敗北して房州にのがれ、それより相州にこへて、既に其賞を行はる、其度量可し見、近くは平信長豊臣秀吉の下に、さしもの名將勇士多く出て、大將自ら敵に中ることなく、それゝに相應の將を發して是を平治せしむ、中にも秀吉自敵に中ることなく、すでに朝鮮を征伐せしむるにも、その身は肥前名護屋に留て、幕下の勇將を命じて是を征す、源頼朝その身は在鎌倉して平家を退治せしに可し比、如し此の事、度量廣からずしては難し叶、彼の碌々たる小人は一ヶの小事といへども自是をなさんことを欲するは、心ひろからず体ゆるやかならざるを以て、臣に不置委祿を惜で身をつからかせば也、さるに因て、乱世に名ある勇將國郡を領する輩まで、皆分限

より過分なるは家老の食祿也、このゆへに倍臣と云へども其譽名皆世にみたり、毛利輝元には小早川隆景、上杉景勝に直江兼繼、伊達正宗が片倉、島津義久が新納武藏、堀秀政が堀盛物、蒲生氏郷が蒲生源左衛門、各以て主人にかはりて其事を任すべき力量あり、故に俸を厚くし祿を盛にして、大將は手を拱して彼にまかす、是周の文王の涓陽にかりして呂望を迎へて師として八百年の基を立、劉備の草廬に三顧して孔明を迎て相將の任を興へ亡漢のあとを嗣ゆへんれば、人主の度量此にをいて大なりとす、呂望孔明亦其志のあらはるゝに因て、幡然として功を立しゆえんなり、千里の馬を食ふこと、不_レ令_レ飽して力不_レ足才不_レ見とせめんには、常の馬に不_レ異と昌黎が云へるも、このことよりはりと可_レ云也、

師曰、豊臣秀秋關ヶ原已後に家老の歴々を成敗ありし後に、何がしとかや云へる大身の者、家を立退事あり、白晝に妻子を引つれ弓鐵炮を以て前後をかため

立退けるゆへに、秀秋以ての外に怒て、白晝に城下を如_レ此体にて引はらせんことは武家の耻辱なり、急で打留むべしとありければ、松野主馬諫めけるは、彼等わづかのもの、立退を成敗あらんことは何より易き事也、然れども前方に誰々を御成敗に付て、世以て不_レ可_レ然の取沙汰也、然るを又是をも害せられなば、人の褒貶とやまる不_レ可、但厭止して棄置るべき也、是非害せらるべきとあらば、某無人ながら申付て打止べしと云、秀秋、汝無人にて如何と問、松野云、某小者まで一人も手をよごさず可_レ仕留と答、秀秋重て其故を問、松野申けるは、町人在々へ觸まわし、落人あり、打留て衣裳をはぎ道具をとれ、被_レ下也とふれ申さば、地下人どもさし起り、即時に打留可_レ申也、是非なく彼を打留可_レ申に相究まらば、御手ををるされずとも此謀に可_レ落、同じくは是等の小事は心にかけ玉ふ不_レ可と答ふ、秀秋心やはらいで、我越度にならざることあらんには不_レ苦とありて、其分になりけ

りとぞ、

師曰、松倉豊後守或所にて村山越中がうはさをあしざまに云たると云ことを村山きいて、松倉が宿所へ尋行て案内を乞、本より松倉しれるものなれば、則呼入て對面す、村山一體をはりて申しけるは、某儀を誰誰の所にてあしざまに仰せられたりと告る人の候、私ことは日比御ねんごろの事なるに、不_レ宜御會釋にこそと云ければ、松倉不_レ聞敢、はやくもさ、被_レ申けることかなとて、則肩をしぬき腹さし出して、定めて存分を云に參られつべし、此腹をついて心いられよ、幸よき時分に在宿本望なれど、聊平生の顔色に不_レ違云ければ、村山是に氣を奪はれ、兎角の挨拶も不_レ成、松倉しきりに彼に本望をどぐべしと云へども彌屈服す、そこにて松倉近習の小姓どもをよびて、彼を引立て追出させ、存念を遂げに來れると思へば、我を云つめたること云べき渡り奉公の家づとにせんこのことによ、松倉左様の者にあらずと云て座を立ぬ、村山散々

行中てかへりぬといへり、村山は元筑前黄門に居て名ある勇士也しとぞ、

師曰、近比異朝の兵亂に鄭芝龍と云へるは、元福建の安南石井の商人なり、故ありて本朝肥前國平戸に塾居して、俗に平戸一官と喚しは此が事也、大明兵亂に付て一官福建にかへりぬ、大明瓜の如くについえ、北狄蜂の如く起て拒ぐに便あらざれば、今上帝順治二年乙酉に、鄭芝龍が日本の兵に委しき事を聞て是を招請す、芝龍速に命に應じて、ついに公家のつぐのいを不_レ待、自兵をつのり金銀財寶を散じ、日本の兵器を遣して鎮江に於て大に戦ひ、楊子江に於て大利を得て、明の兵暫勢ありぬ、北狄の大將梅勒王副將石門梁、謀を廻して虜人形の術をいたし、芝龍が兵大に潰ゆ、而して事あつて順治三年に北狄のために擒にせらる、其子鄭成功は本朝平戸人也、隆武年中に國姓爺と號し、永曆年中に延平王に封せらる、明の天子古今の名將を撰で鄭芝龍を以て卷軸に収む、其言に、我聞

つしむべき也、

師曰、多くの事皆志によるべき中にも、勇武の道は志氣によつて必ず臆者も一きは宜くなりぬべし、女は天性柔順なる天質也といへども、其志にしたがつて氣つよく勇を専ら出す事も多し、是を以て可考也、況や大丈夫の眞勇は此志氣の間より湧出ぬべし、顔淵を大勇の人と云へるも、臆を枕にして其樂所を不レ改のいゝなるべし、

師曰、後漢の嚴子陵少して光武と同じく學遊す、光武漢の皇帝につかして後、三度使者を發して嚴子陵を招くといへども、遂に不レ出、光武自から彼が草廬に行幸なつてけるに、子陵いねて不レ起、光武至て彼が腹をなで、古今の物語つきせず、嚴子陵起もあがらずしてその答をなす、光武彼が出て仕へんことを命せられければ、嚴子陵目を見張て、昔唐堯天下の讓をきいて巢父洗耳、志あらん輩は官位を以て屈すべからずと答へけり、其後嚴子陵を招聘あつて、道を論

じふることいをも語りくらし、一所に床をならべて臥玉へば、嚴子陵足を以て帝の腹の上に擧て、聊平生にかはることなし、帝これを諫議大夫に用ひ玉へどもついに不レ出して、富春山に耕して一釣竿を樂しめぬ、其釣せし所を嚴陵瀬と號し、墨客騷人各其詞をついやせり、

師曰、後漢の陳登字は元龍、學古今に通じて性文武を兼、尤其志氣ふかし、其比許汜劉玄德並に劉荊州が所に在てその比の人物を論す、許汜申しけるは、陳元龍は當世の豪士也と云、玄德云、今豪氣の士と稱美あるは其ゆへありしやと問ければ、許汜が曰、昔事あつて元龍が所に行しに、聊客主の意なく、自大床上て臥して、客を下座にをいて臥しむ、其志氣更にたはむことあらずして、何の語れる言もなかりきと答、劉玄德曰、今天下大に亂れて帝王失所、大丈夫こゝにをいて天下の憂を任として可有救世之意の時也、然るに不レ入物語を致し田舎の言の探所なきことを樂む

は陳元龍が嫌ふ處也、ゆへに何の語ることもなかりしなるべし、若吾と一座せば、許汜をば地下に臥さしめ、我は百尺の樓上に高臥しつべし、何ぞ上下の床をへだつるまでならんと云へり、劉備の志氣其をもむき高きこと如此ありしと也、

師曰、漢の班超大志ありき、家貧して官につかへず、久しく筆備して渡世しけるが、或時業をやめ筆をすて、大丈夫如此して一生を送らんは本意に非ず、今天下異域に事あり、安んぞ能筆視の間を事とすべきと云て、遂に其志をとげぬ、隋の宇文慶初め學をまなび讀書しけるが、或時人に云へるは、手跡は我姓名をしないたれり、久しく是を事とし文學に苦むは、彼世わたる腐儒のわざ也と云て、これをやめぬ、各志氣の趣その故ありと云べし、

師曰、昔し王陵と云へる人大軍に大將として北狄を打し時、山谷に入て夜雪のふるに逢へり、不レ知道にふみ惑て雪猶やまさりければ、王陵則馬より下て自

合掌して神に祈りけるは、我れ君につかえて二心なく、唯無道の夷狄を平治するのみ也、天若とがめ玉ふ處あらば、我自罰を可レ蒙、人衆のとがに非ずと信心を凝しければ、天是に感じ玉へるにや、曇れる空の忽に晴て雪やみ風さりぬ、又前漢李廣刀を抜て山をさしければ、忽飛泉涌出で、士卒水をまふく、是等の事奇特の一事にして、君子の云べき所に非ずといへども、志氣の通する處には天地又これに感する處、古今ためし多し、

師曰、藤原の廣繼は不比等の孫宇合の子也、吉備大臣の弟子にて、文道武備に通じ、太宰の少貳にて肥前國松浦郡にあり、その比聖武帝の後玄昉を寵愛のことありければ、太宰府より國解を奉て此事を奏す、帝大に逆鱗あつて、速に廣繼を可三誅罰旨あつて、御手代の東人心たけく思量あればとて下されぬ、廣繼ついに海に飛入て死す、此頸を切て王城に行、彼玄昉が前に赤衣をきて冠したるもの來て、俄に玄昉を搦て空

に昇りぬ、其後悪靈しづまらざりしを、仰に因て吉備公西國に下り、彼墓に向て是をしづめられ、鏡の明神と申す、此玄昉が墓は奈良にありと也、志氣の強壯と云ふべし、

師曰、かけまくもかしこき北野の聖廟の御事は世人の知る所也、蜀の關雲長呂蒙が爲にとりこにせられ、父子ともに害せらる、こゝに玉泉山に普静と云へる僧あり、元は沱水關鎮國寺の長老也、普静此夜坐禪觀法して、月白風清既に三更に及の比、空中に一人高く喚はるの聲あつて、禪師が庵前に至て下馬、又手して法を尋て去りぬ、是則關公也ければ、里人山の頂に廟を立て、とさわかきわの祭禮不怠、その後大唐の高宗鳳儀年中、神秀こゝに至て靈驗ありければ、寺を建て伽藍とす、此事傳灯錄に載する處也、志氣の深重なるを以て、魂魄も亦留まりぬること以て可見、

師曰、平野甚右衛門と云しは津島小法師が事にて、信長の時の勇士なり、彼死して後、其墓の土を取てのま

しむれば瘡疾必ず愈と云沙汰しければ、人々皆是を取て川ゆ、こゝに平野存生の時い、かはせる朋友のありしが、彼が墓に行てつよやきけるは、日比さしも名高き其方が、百姓下々の洗米濁酒を墓にうけて、見苦敷ありさまにもあるかなと云けるが、それよりして瘡疾更に落ざりしと語れり、勇猛の士は死してもせうねつよきことと云べし、

師曰、凡そ人の志氣は天性うまれついて其豪傑の相そなはるものとみへたり、田原の忠綱は末代無双の勇士にして、三事人にこへぬ、一には其力百人に對し、二には聲響三千里、三には其齒一寸也と東鑑に出せり、されば生れ付て其奇用あるものは、志氣自然に人にまさる處ありと云へども、是を以て必よしと定めがたし、戦法武義の上に志氣甚速にのれる生れ付の武將ありつべけれど、是天性にしてねる處あらざるを以て、其趣實に至り難し、たとへ勝負の間十度に六度勝と云ども、その勝處志氣の器用に任せて、つ

とめて至る處あらざれば、要とするわざになりて、一度の負に身をそこなふことありぬべし、故に志氣も天然とそなはる計にては貴しとすべからず、歌をよむもの、其奇用を以て時として名歌をよむと云へども、それは希有にしての事なるがごとし、歌書を學び和漢の才逞しくして、而して其志氣寛大になりなんこそ、まことの歌人とは云べき也、

師曰、陸奥守頼義八幡の宗廟に参詣の時、社壇にをいて三寸の靈劔をうるの山靈夢を蒙り、其旦に枕元をさぐりければ一の小劔を得て、神徳を仰ぎ、ついに此靈劔を一家の珍寶とす、自靈夢を蒙るの月、内室懐胎あつて男子を出生しければ、則七歳にして社壇にをいて元服せしめ、字を八幡太郎と號す、後に伊豫守義家と云、源家一流の正統なり、次男義綱は賀茂の社にて元服して加茂二郎と號す、三男義光は園城寺新羅明神の社壇にて元服して新羅三郎と號して、平生三井寺にてそだてり、いづれも源家の嫡流にして、武勇

志氣唯人にあらず、父の頼義は賊の首をうること一萬五千人なりければ、其片耳をそぎあつめ、一の佛閣を立て耳納寺と云、是等の剛操温藉世に並なく、公のつとめ不勤と云ことなし、こゝにをいて子孫ともに前九年後三年の兵を用ゆ、是本朝に烏帽子をやあるべからず、八幡賀茂新羅を以て元服所と仰ぐ、志氣尤も相應すと云べし、後に細川清氏其身の勇力に任せ、子どもを八幡に参らせ、社頭に於て烏帽子著して、八幡六郎八幡八郎と名付て、大菩薩の烏帽子子になしける、此事やがて天下の口遊と成て、將軍の幕下を開きける其隨一の云立になれり、其身につもる行跡あらすして過分のふるまいあらん事は、天人ともにそむく處なれば、己が志氣にをいて尤可慎也、

師曰、古今の名將未だ十五歳に不満足して武將の志氣こゝにあらはる、信實不淺ことと云べし、梅檀樹は二葉より香ばしく、鰻鰯鳥はかいこの内にて聲遠しと云へり、近くは北條氏康十二歳にして鐵炮の音に

をどろきて自害をせんとせし事、武田信玄は十三歳にして貝合の多少をつもり、人数五千をもちたらば何を致すも自由なるべしといし事、長尾謙信十三歳にて奥州出羽關東に修行して身に艱苦をつみし事、織田信長十三歳の時子どもをあつめたき合せけるに錢をのこせる事、豊臣秀吉八歳にして尾州光明寺の弟子となりて更に不學禪法、専武勇を好み僧を以て乞食人と見立の事、源君十二歳の時萬蒲切の見切をあそばせし事、各以て其天下に譽名をあげ玉ふ志氣自然に相あらはれて、氏康廿四歳にて八千を以て八萬に勝、信玄十六歳より五十三歳迄古今に抜出の軍功多し、謙信十四より矢弓を取て既に上杉が管領職をうけ、信長二十七歳にして七百の兵を以て義元の二萬に勝、卅五にして天下に旗を立、義昭を蹄落せしむ、秀吉十六歳にて松下が金を奪て先干信長、ついに匹夫より天下を握掌す、源君十六歳弘治三年に初て大高兵糧人を被遊、その後五十餘度の御戰

功を以て遂に天下の武將にそなはり、今既に大権現宮にそなはり玉ひ、本朝の末世の弓矢神と仰がれ玉ふ御事、皆以て幼弱の古に其志氣の豪英相あらはれつと云べき也、凡その物なれる後を見て其成功を云と云ども、一輪のつばみに其花の志氣をふくみて、開落の一生をもつことばり、まのあたりと云べし、師曰、惟任光秀若かりける時、芥川にて大黒をひろいけり、時の人皆云ふ、大黒をひろへば千人の頭となる也と云る沙汰を、或人の云ければ、早々大黒を棄させける、志氣尤大也と云べし、此志氣を以て信を重んじ道の道たる所をつとめば、何ほどの忠義をも盡しつべし、此志氣を暴逆の方へ趣かしめば、又惡として不致と云ことなかるべし、光秀ついに信長を奉弑事こゝに於て既に發す、古の武士は王位をも奪はんと志をなせり、純友がむほんを致し、將門が平親王と仰がれしが如し、畠山の重忠が館の内には煙を不立、是は鎮守府の將軍を心ざしけると也、是皆志氣の趣

甚大也と云へども、其趣向甚たがふがゆへに、志氣皆害となりて、ついに身を保つことも不叶になれり、尤可戒、

師曰、豊臣秀吉未だ匹夫なりしとき、朋友一所にあつまりいねて各其志氣を云、或は大官大祿をねがひ、或は壽命長久に富貴充滿の事を云、秀吉云、我願所は甚ちがへり、唯今信長より祿知百石を拜領す、此上に何ぞ百石の加増をとりたきと思ふ願也といへり、各申しけるは、それはあまりに乏少なる願也と云ければ、秀吉云、不然、各が云處は皆云たるまでのことにて、ならざる願を口にまかせて云也、我願ふ處は必ず成ぬべき事なり、故に其つとめの致しやうを晝夜工夫仕る也と申されけり也、されば勇武の心つよく力量強盛なれば、その志氣も大にして其つとめも甚しく、智恵のたくみも深く身の修行もはげましぬ、是故に大なる志氣ありても又それほどの行跡ありき、今の人は口には廣大なることを云て、その如く身

をつとむることは不能、故に孔子孟子を侮り顔淵曾子を直下と見ると云へども、行其萬分の一もあらずして唯口に云のみなれば、是則秀吉の云へるが如し、口遊迄にて、まことの志氣と云難し、信に志氣ある人は其行亦まことの行ありぬべし、古の人の舜何人ぞと云へるが類は、舜を以て蔑如するが如しといへども、其行其つとめそれらに類すべし、今の人は古人の言句についてその思をなすを以て、皆耳目より入來るそらごとのみ也、豈是を以て志氣とせんや、

師曰、志氣剛操なるものには、柔弱のもの必ず氣をのまる、事也、古今に其ためし多し、鎌倉悪源太義平は義朝の長男也、永暦元年に石山寺の邊に在いて、難波三郎經房郎等橋貞綱に生捕られ、清盛が命に因て、六條川原に在いて經房義平の首をきる、義平最期に臨み、數ヶの荒言を吐希有の惡口を云、その内に、我必ず死後に邪氣の雷神となり經房を可取殺と云、而後に見斬、見聞のもの皆以て大に恐る、首をきるる、

後に、身骸自ら己が首を取て、左の脇にいだき臥して更に不離、漸にして是をどれり、此志氣經房に通じけるにや、仁安三年六月、經房惡夢の告あつて籠居の處、清盛攝州布引の瀧歷覽のために發せらる、經房夢の告を不顧して相隨の處に、路次にをいて俄に雷鳴て、忽經房が馬上に辟易して蹴殺さる、其形灰燼の如くなれり、經房兼て此災に可逢由を語れり也、又新田義興武州矢口の渡にをいて自害し、ついに江戸遠江守を此渡にをいて雷と成て擲殺す、呂蒙が蜀の關雲長を殺せしに、呂蒙俄に目くれ心まごひ、七竅血はとばしりさかのぼり流れて忽に死す、時に年四十二と三國史傳に出たり、是氣を吞れて其剛操を失ふ也、近比の事にやありけん、或大名の侍なるもの中間と云合する事の惡事ありければ、甚是をにくみ、中間と一に押合せて二ツ胴を生ながら可切由命す、さしも惡盜をこそ致さめ、死期に中間と一同に斬れん事は、侍の名利の盡果たることなればと云けれども、主

人怒に不堪して更に不赦、主人眼前にて可斬とて、中間侍押並一つにふさしめて、斬手に命じてさらせらる、無子細二胴を切はなす、こゝに彼侍、胴きりをとされながらむかど起上り、眼を大にして主人の方をはたごにらみ、とかくの言はなかりき、其模様甚すさまじく、まことに靈にもなりぬべかりけるつら魄也、主人聊も動轉せず、居長高になり高聲になつて、彼をつよくにらみ、己其志を持って夫中間と一つになりて惡盜を企、死してあとに又無禮を現す、甚にくき事也と、剛操彌盛也ければ、彼切られたる侍主人の志氣に吞れて、しほくとなりて倒れにけり、側の人々皆をそれをのゝさけると也、

師曰、天正の初天下未だ戰國の時、九州筑紫と立花とが領分入交りて有之、双方の侍ども里に住居するものは一家の如く朝夕參會す、折しも立花が者に中嶋右京と云侍あり、彼が處へ筑紫が家來帆足と云ふもの來て飲食酒宴の所に、明日秋月筑紫兩家一同に

立花が岩屋表によせ來るとふれ來れり、帆足も中島も不慮の思をなして、明日は敵となり互に相戦べきにこそ、定めなき世の中にて、筑紫と立花又手切也と云つゝ、つれ立て暇を致しけるが、中島云けるは、明日の合戦には其方の類は我これをとるべしと戯むれながら云、帆足當話に不及して別れしが、其言の如く中島ついに帆足を打てけり、是戲言なれども思より出ることなれば、志氣の所萌と云べし、

師曰、佐々陸奥守成政越中の守護職なりし時、越中外山に在城す、何保と云へる處に、菊池入道と號して、元は長尾に屬し、今又佐々に隨心して、我子を成政が傍につかわしめ、常に外山に出仕して、越中先方の事なご物語しけり、或時酒宴たけなわにして成政與に乗じける時分、常にもてはやしけるなますの盃を取出し、是に引うけ飲で入道にさせり、入道三度かたぶけ則成政にかへし、腰にさせる脇指波平なりけるを捧て、慮外ながら献上仕る、是は去比長尾謙信より受納

仕候、謙信にあやかり玉ふ様にと云ければ、成政大に怒て、何事をあやかるべき、謙信が武勇なればとて何計の事のあるべきぞやとて、入道を悪口して腰刀をなげ棄、入道行あたり、武勇のことには侍らず、謙信九ヶ國の管領にてましますば、果報いみじくまします様にこのこと也、入道老筆して酒興ゆへにこそ候へ、則御小姓衆にと云て、酌に立たる小姓につかわす、成政氣色なおり、小姓どもがあやかりものには左もあらんと云て笑けると也、成政北越に居て豊臣秀吉に敵對し、雪中にさらく、越をして家康公へなり合し志氣、大丈夫のきざしなきに非ず、秀吉是をいぶせく思ひ、ついに生害に及べるなり、

師曰、黒田如水或時糟屋を招請して、其方事は年まし也、ことに先年賤ヶ嶽の戦功名高ければ、せがれ長政に萬事さし引あつて給わるべしと云へり、糟屋、身不肖なるに如此の言、尤分に過候、但賤ヶ嶽のことは天下にかくれなければ、身一人のひげを云て益なけれ

ば、長政へ此時所持の鎧を進上可進とて、取よせ是をつかはす、長政父の命なれども更に許容せず、其鎧を手にも不取して、昔より鎧を致すに師を取と云へることを聞すと、何となく答へぬ、糟屋きいて、最早やりはなれり、武勇の志氣尤みへたりとて大に感じけると也、如此長政が武勇剛操、尤も糟屋が及ぶべきにあらずなりたちぬ、

師曰、島津義久退治のために豊臣秀吉九州に發向の時、義久法體して降を乞、こゝに義久が家老新納武藏守、肥後のさかい泉と云所に在城してけるが、天下の人衆を引うけ、一戦をも不致して降参いたさんことは、却て天下へのふしつけなれば、則泉へ秀吉の御馬をよせられ可給、一支さへへて、死しての本望に可仕と云て、主人既に降参すと雖も、新納は猶手いたく城を持んとす、秀吉其志を感じて則兵を彼が城下によす、彼城へ取入所は、三四里の間馬の鞍を、ろし柳の緒をどく計の難所なれば、天下の大軍也ともた

やすくは打入がたき所也、こゝに新納しばらく持支へ、やがて人質を出し、今は是迄なり、主人既に降参の上は家臣それに不可違、弓矢の禮義を以て天下の御人衆をうけたる也、武家の面目也と云て降参す、志氣面白と云べし、

師曰、高安道善その比天下の大鼓の名人にて、大音をうち出し、ならぶものなかりき、こゝに威徳と云へる大鼓うちには、三井寺の威徳かしらを打て天下に名を得、氷をわるが如くにさへたる音をうつもの也ける、此兩人天下に名を得てけるが、威徳やがて身まかりぬ、然れば天下は唯道善一人に究れりと、高安が門人皆よろこびて、道善が方へ見舞にゆきければ、道善夜服引かつぎ臥して甚歎息す、弟子どもしかく語りければ、高安、汝等皆本意を不不知して、唯さしかかる事計を云へるなり、世に大鼓の名人なくなりて修行のたよりなしと云へり、彼莊子が惠子死して我あてを失へりと云へるためしも、此志氣なるべし、

師曰、松平豊後守天性志氣大膽のものなりし、天下靜謐の後九州肥前嶋原に在城す、而して人を異域にはせて、年々夷狄遠嶋の風俗を考へ、道々の通路を計りて、後に是を公儀に望み奉る、若事大儀に及で御働座のこともあらば、則島原の城に御座を移さるゝためとの下心にて、此結構丁寧美盡すとも云べし、然れども事ならずしてやみぬ、常に云けるは、我小身にて無人也と云へども、そのまゝ大軍を催しつべし、其故は先御家人の内小身に歴々のものあれば、是を近付けて異國征伐の事に任すべし、是をいやと云ば勇士の道はやみぬべし、誰とても行まじきと云もの不可有、而して彼等小身にして御家人の列になりて有之を、二十三十計申上て召連同道せんに、無用との仰もあるまじ、又公儀に御事のかくること不可有、而して彼衆を以て一頭づゝに致し、京大坂江戸にあつまる諸半人を御下知をかりて召聚め、其人品に順て諸役を申付ば、一人も否と云もの不可有、然らば

何ほどの大軍をも自由に可集出なれば、異國退治の望過分なること不可有と云へりと也、志氣相應の才覺と云べし、

師曰、關原已後しばらく京都の所司代に松平下總守有之て、その下に加藤喜左衛門島田治兵衛これに屬す、小西石田が類各落人をからめ出す時分、安國寺が居所を下總守家來山田半右衛門き、出して、追捕のために能向の處に、安國寺乗物にて退所へ仕かけてければ、直に是を追捕せんと致す所に、安國寺小姓をばに居て、刀をぬき安國寺をさし殺さんとするを、山田飛かゝりて小姓を組ければ、山田にかまはず又安國寺を切ける、然れども事ゆへなく刀を奪てけり、安國寺少し疵を蒙りぬと云へども全く生捕にけり、彼小姓志氣剛操と云べき也、

師曰、岡本道加初名は清三郎後に彌右衛門と云て、渡り奉公を致せる匹夫あり、岡本常に云けるは、我常に佛神を信仰して晝夜祈請す、その意趣世上の思入と

は格別たがへる也、世人は皆惡事災難に不逢ごとく、七難即滅七福即生の思ひをなせり、予は何ぞぞして惡事災難にあはせて玉はれと計いのる也、其ゆへは、人の生死はかぎりあるものなれば、惡事災難にあふて命を失はんは定れること也、命さへ全くば、惡事にあひ災難にあふて、心をもためし才をも出して身のためしとも致し、武名をも擧、功をもあらはすべきことなり、今時天下の靜謐に、惡事災難をのぞいては何の働をいたすべきことあらざると云へり、古人云、四方多事、此小人之福也、小人爲身謀、不顧國殃民と云へり、老子曰、國家昏亂有忠臣と云へり、岡本が云所匹夫の言也といへども、其志氣の物に勝處は尤取て可、世人は皆惡事災難と云へば身をひそめ是を避れんとす、故にこれに逢ふ時は志氣已に屈してせんすべなし、是初より志氣に負る所あるがゆへ也、然れば岡本が志氣は常に惡事に勝處あつて、作略仕りよかりなん、中人の言にして不足用と

云へども、又用て利ある處あるべし、蔡澤謂秦應侯曰、身名俱全者上也、名可法而身死者次也、師曰、志氣大なるものは必ず小節を不修を以て、傍人是をみる時は行跡に失ある如くみゆるもの也、是身の功の大なる處に目を付るを以て、小事に少しも不取合はば也、大行は不顧細瑾と云へるの心もありぬべし、唐の憲宗の宰相に杜黃裳と云へるもの、志氣尤大にして、大略あつて小節を不修、こゝを以て外よりの音信音物悉くうけて更にこれを不拒、こゝに人皆黃裳が私あることを訴へ、外の賄賂を入ることを申し上て、ついに宰相をやめられぬ、案するに、志氣の本とする處を道徳に根ざせざる時は、大節と思處も皆其趣向ちがふゆへに、小節大節ともに不修ことあり、黃裳は賂をうけて更に私をなさずと云へども、人の聞所は財をうけては必ず私あるに近かるべければ、如此事、詳に究理しつべき也、

○温耕

師曰、古の顔淵は不遷怒と云へり、人の仁心をそこなふものは皆怒氣に因て失するにこそ、こゝを以て名將君子ついに怒れるにまかせて事を行ふためしなし、怒のなきと云にはあらず、怒て大任をうけて天下の政事を司どり武の棟梁たらん輩は、怒をうつさるるを以て可、本也、源直義云、上宮太子は一生に怒れる色なし、小松重盛一生の間怒れることなし、故に執政に私なし、近代には補正成更に怒れる色あらずと云へりとなり、但人の怒あざると云は、又君子の道にあらず、怒は七情の其一にして、これを嫌ふべき事なし、怒るまじき事をいからんは、愚人のなすわざなれば云に不及、怒るべきことを不怒も亦七情の不足にして、天地の仁にあらず、天地に秋冬あり、震動雷電あり、以て可、戒也、唯顔色をやわらげて下を和することを温耕の風と云べき也、是聖人の仁と云べきもの、端なればなり、

をしてこれに預け持せかへらしむ、こゝに鹿の母したがつて啼かなしむ、西巴に不離里近く出ければ、其風情のやむことを不、得ければ、君命の罪を忘れて是を興へてかへりぬ、孟孫歸宿してしかぐと尋ければ、右の通りありのまゝに答へぬ、孟孫大に怒て、君の命を棄る事のあやまりを以て奏西巴を逐出す、而して一年を置て召かへし太子の傅たらしむ、孟孫が近習の侍、秦西巴罪有て今太子の傅たらしむ事、いかなることによと尋ければ、孟孫曰、西巴一の鹿にも不、忍、又能吾が子に忍ぶべけんやと云へり也、蘇子曰、放鹿遠命也、推其仁、可、以托國とは、此心の温耕を云へるなり、

師曰、魯の孟孫鹿がりをして鹿を得てければ、秦西巴

にたをれてけり、原平是を考へ、其後溝の上に小橋を

まふけて渡るに使あらしめ、或は笈をぬいて外へ出して置ぬ、近所の竹子をぬすめる者大に愧て、敢てどらざりしと也、宋于合儀甚富めり、盗人其家に入れてけるを、人々あつまりてとらへぬ、合儀彼を招て盗をいたすゆえんを尋ければ、其求わづかのこと也、合儀彼をゆるすのみに非ず、其不足の錢を與へてかえしぬ、而して其行跡を云てはづかしめければ、盗人初めの行をひるがへして、後に善人になれりと也、

師曰、唐王義方と云へる人京師に行ける途にて、旅人道につかれて休みわづらふあり、人をして是を聞きめければ、父遠方に官人たり、病甚しと聞て、往てみるべきの爲なれども、今はつかれて一足もならずと餘義もなく云ける、王義方あはれみ、自乗りし馬を彼にあたへて、其姓名をも不問してさりぬ、魏徴このことを聞て、ついに我夫人の姪を以て妻せんとす、王義方辭して不順、かくて魏徴卒しければ、乃人を以て夫人の姪をめとりける、人其ゆへを問ば、初めは宰相

の權にめでけるに似たれば也、今は魏徴が己を知ることを感ずれば也といへりと也、

師曰、宋の范仲淹字希文、嘗て人に云へるは、我が同姓縁類の内に親疎のへだてありといへども、根本皆一類のしたしみ也、我たましく大官を得て獨富貴に至れる、是更に自の手柄にあらず、天これに命じて親しきを養なはしむるの故也と云て、一類一門をあつめ、仁不肖によらず、各田宅をかい與へて業を守らしむ、貧人ある時は、納所のさかしきものに云付て、そのまかないをなさしむ、故に子孫一類一人も所を不_レ得と云ことなし、世以て美談とす、宋の范文正公と申せしは此人のこと也、文正の二男に范純仁字は堯夫と云へるありき、父文正の命に因て、堯夫姑蘇と云處に至り、麥五百石をつましめてかへりけるに、道にて石曼卿と云もの、手前不如意にして、ついに父母の喪にあへれども、葬も快よく不_レ仕の由を申しければ、堯夫舟にのせし所の麥不_レ殘かれに與へ、只一人にてか

へりの、父文正道にて珍布ことには不_レ遇やと尋ければ、故人石曼卿に逢てしかくの事ありぬと答ふ、文正、其方が舟につみし處の麥を興へて來らばこそよかりなると云へれば、堯夫聞て、仰のとをりに仕候といへり、文正父子仁惠の温藉一致と云べし、

師曰、袴垂と云ける盗人の大將ありけり、十月の比夜半計に、道にて保昌が笈を吹て行に逢て、足音をたかくしてはしりよるに、少もさわがず、盗人刀をぬいてかへりければ少もさわがずして、是は何ものぞと問、盗人驚てしかくと云、希有の奴かな詣來と云て、又笈を吹て行ければ、攝津前司保昌が家に到りぬ、保昌綿衣を興へてかへされたりと也、保昌は武智麻呂の後、武器を以て世に名あり、源頼信など、同時の人也、保昌源頼光と大江山に入て鬼をきりしことは、世の云傳へてしれること也、

師曰、平貞盛の子に陸奥守維叙と云人ありき、任國によつて初めて下向の時、神拜の事あるに、道の邊に小

祠あり、題官に尋ぬれば、田村將軍の此國の守にてありし時、社の禰宜祝の中より思ひかけざることあつて、事大になりて、神拜もやみ朔幣もやめられ倒れ失ぬと云、是も思ふに二百年計になりぬと云、維叙不便に思ひ、忽に社をつくり朔幣にまいり神名帳に入たり、維叙任はて、上りぬ、後實方中將下れり、然るに應官の夢に、此神喜で維叙を京まで送り行て、常陸守になしつとみへぬ、果して然りけりと也、

師曰、平重盛專恩惠を事として唯温藉を専とす、されば子息の資盛殿下の乗會狼藉に、清盛報答の事ありなんどせしをば、重盛さましく教訓して、身の無禮をどがめ、骨法を不_レ知ことを戒しむ、清盛法皇をはからい申さんとありし時、一門の卿相雲客數十人、思々の鎧直垂に色々の鎧著て、中門の廊に二行に著座す、諸國の受領椽に居こぼれ庭に並居、馬の腹帯つよくしめ手繩かいくり、旗竿引そばめ冑を前に置て、只今打立體なり、重盛烏帽子直衣に奴袴のそば取て、思は

ざる風情に被入ければ、人々興さめぬ、弟の宗盛出向ひて、しかくのこと也、入道既に甲冑をめされぬと、是ほどの大事に御装束の體不可然と云ければ、重盛、朝家の重事をこそ大事とは云べけれ、此は私の小事也、兵共數千騎あるの上は、云がいなく重盛一人物具したらば何ほどの事かあるべき、夷賊朝敵のことあらば、たとひ丞相の位に至ることも自禦戦べしと云て、重盛内に入ぬれば、入道これを見て、物具脱をくひまもなければ、隙子を少し引立、腹巻の上に薄墨染の素絹の衣を引かく、重盛涙をはらくと流し、疊紙を取出して落る涙をのこひ、左右の仔細をばさしをき、此御體を見進するこそうつゝも不覺、太政大臣の官に昇れる人甲冑を著することは輒からず、只是君をないがしろにするのゆへ也と、頻りに諫言を入れて、さしも横紙をさくが如き父入道の憤をやめぬ、其教訓人皆美談する處也、温精の至と云べし、師曰、源頼朝つねに恩恵を施し、諸國大名を温問し

て、更に暴怒を事とせず、山内瀧口三郎經俊は斬罪に相究ると云へども、彼が老母御乳母たるを以て、參上して此事を歎申す、頼朝實平に仰せられて、鎧を取出させて、山内が尼の前に置、是石橋の時經俊が射立る處の矢也、伴箭の口巻に名字あり、經俊が罪のかるゝに處なしといへども、老尼がなげき申にまかせて是を赦し玉へり、是自のために怒を宥め、人の愁をやむるゆえんなり、師曰、平泰時最明寺時頼打つゝいて温精を専とす、すべて民の愁を以て身の愁とし、天下の萬民を思ふこと唯身を思ふが如し、こゝを以て泰時貞永に式目を定め、時頼自から身をやつして民間の苦を問、世以てしる處也、師曰、楠正行、敵の川へ追たてられて悉くうたれこいへたるを招て、是に衣服を與へ火にあたらしめなごして敵方へ送りしこと、其手立あるべしといへども、其志は温精と云べし、たとへ術を設て事を偽に似た

りと云へども、なさを深くして人を愛惠せんことは、天地の感する處君子の本とする處也、聊ゆるがせに不可仕也、

師曰、多賀豊後守高忠は本江州のものにて京極の類也、應仁文明の際京極の持清京都の所司たりければ、豊後守を以て所司代として、京都の事を司ざらしめ公事訴訟をさかしむ、時の人皆此仕置を稱美す、其をきて多くは仁惠あつて人皆信服す、或時召捕もの内に、力量あつて其人品必ず士たるべき者のありければ、此者は武勇の生付ありとて、自繩をといてゆるしつかはしぬ、此者申けるは、如此縲紲の耻に及ぶ上は、早く斬罪せられんことを本望に候と云けれども、猶あわれみて赦しぬ、其後いかなり行けんも不ぞ知しに、豊後守身まかりて後、名字しれざる者墓前に行向て殉死をなせり、是を改めければ、いづぞや赦せし咎人にてありしと也、此志必ず豊後守が難にかはりつべき思入なりきとみへたり、

師曰、稻葉伊豫守入道一鐵、普請のもの、内に、段々の筋のものを著てしかくと不働もの、ありければ、是をからめさせけるに、事の外雜言を云けるゆへ、多分侍とみへたりとてゆるさしめけるが、面縛の耻に及びつれば、免されたりとて、貴方をねらひ死を快よくすべしと云ければ、彌奇特也とて是を赦しぬ、後に一鐵死して、伴のもの墓に向て腹きり死せりと也、一鐵は一向勇猛の生付にても、温精の志ありしにや、

師曰、源君は武將の内にて就中仁政を専とし玉ふて、天性温精深重にましゝける、小山迄御出陣の時、御供の小身衆あとにて妻女の煩ふよし高聞に達しければ、早々路次より可罷歸旨台命ありけり、小身者の妻子煩らひては其家滅亡の端也、御陣は今に限ることにあらずとの事なりし、諸人此一行を見聞して、其徳に化せしもの甚多かりしと也、その昔女の御意に違へるありて、大久保七郎右衛門に御預なさ

れ、遠州二股の城に遣し置ける、其後に小笠原越中守
 そのころは權之丞と號してけるが御意に違ひ、是も
 二股に御預になりて有之けるが、最前の女と一處に
 なり、ついに夫婦のよしみをとぐ、御勘氣を蒙る輩如
 し此の不義の事高聞に達せば、大方の罪科にはあるま
 じきと、下々取沙汰の上、遂に御耳に立ければ、こと
 に御快笑はせ玉ひ、結句御機嫌能、やがて小笠原を召
 かへされたりと也、いかなる思召にか有けん、下とし
 て更にはかりがたけれども、其出る處は寛仁のゆへ
 なるべしと、安藤帶刀先生が物語なりとにや、

師曰、關ヶ原の時、石田三成小西行長安國寺三人を大
 久保相摸守忠隣に御預なされける、忠隣其比は治部
 大輔と號して、源君の執政たりければ暇なく、子息加
 賀守忠常其事をはからいけるが、忠隣が命じ置にまか
 せ、忠常三成等が居たる間に行てみれば、高手小手に
 いましめられはだしを打れてあり、三成其比腹中の
 心煩敷臥て居たる處に行て、粥を自身持て出、是を一

口可參よしを云、三成見て、其方は何ものぞと問、忠
 常、先年奥州御檢地の時關東へ御下向の時、御目にか
 かり候なる忠隣がせがれ忠常也と答ふ、三成云ける
 は、久しきことなれば聊をばへもなし、久しくにて珍
 布對面にこそ、但不覺とばし思はれそ、此體にてはか
 ゆものまる、ことに非すと云、忠常云、然らば細とき
 候は、召上らるべきにやと云、それは快よく此粥も
 可飲とありければ、侍どもに云付て細をさき、手を
 ゆるやかにし、ほだしをも取てけり、三成大に喜び、今
 の芳情忘れ難しと辭謝して、小がさに粥一つ半計を
 のめり、さてしつけの爲なればとて、細計を頸にかけ
 てけり、三成大に喜び、間をへだてたる處に小西が居
 たりしを、攝州々々高らかによびて、家康は果報ゆ
 ゆしき人にて、譜代の衆子どもまで皆よく成立ぬる
 と語りける、御成敗の日も、其よに行て、明日は御最
 期に究れり、御行水あれとて、湯をかゝらせ、のしめ
 の段々の筋ある小袖に紅の裏つけ、白小袖どもに廣

袖にこしらへ、三成に與へ、三成と云れし人の明日浴
 中を引わたさるゝに、見苦ては如何とのはからい也、
 三成甚其恩恵を感せりと也、是併忠隣日比の温藉を
 見及で、子息未だ廿に少あまりての行跡也、總じて忠
 隣專恩恵を事とし、日夜に飲食を豊にして、貴賤親疎
 によらず、來るものには盛膳をそなへ、御家人もし手
 前不自由なるあれば、分々に財を施す、尤上使在番に
 行輩には、親疎によらず相招て、時に取ての引出物
 し、用具をとゝのへしむ、子息忠常亦如此、故に門前
 市をなし鞍馬置に處なし、諸大名江戸に參府の時、
 直に忠隣が亭に入て様々の饗應をうけ、それより登
 城の事多かりき、其温藉云に不及事なりしと也、
 師曰、元龜四年武田勝頼遠州へ出張の時、うくも田ヶ
 原に陣をとる、池田喜平次と云へる源君の御家人、勝
 頼の陣へ忍入、馬を盗とて生捕られ、高手小手に戒ら
 る、せなどの是を見玉ひて、駿河にて奉公の時目をか
 けたる者也、預り被申度との事にて預之、いましめ

の繩悉く取捨、他陣へは無用也、我陣屋にて四方心安
 く往來可仕、若落行ば我一命を知行にそへ勝頼へ奉
 る也、少も苦しからぬこと、云て之を置、池田云ける
 は、繩の上繩とは此事にてあるべし、何としてこれを
 可遁と云へり、後に勝頼の衆へわたす時に繩をかけ
 てわたせり、ねすの番六人までありしに、池田繩をぬ
 けて濱松へかへりぬと云へり、又近比越前にて、久世
 但馬が事に付、竹島周防守を壘敷籠に入、刀脇差を取
 て置ける、駿河へ被召寄てせんさくあるべきの時、
 青木新兵衛是をあづかりて下りけるに、越前より今
 庄までは其分にて參り、今庄より刀脇差どもに與へ
 て、其方を私に御預の上は、是を運のきわめと思ふ
 也、道中不自由にいたしては、年來取はやしたるに、
 今の砌本意にあらず、如此心入をいたす上に、其方
 氣違て表裏別心あらば、我等速に切腹とあてたりと
 て、少も召人の風情にあらず、咄し〜下りけると
 ぞ、彼等寛惠の心入尤深切と云べし、

師曰、安藤帶刀は、一口立ても物も不云が如く、天性稔當にして唯寛仁の生れ付なりける、其行跡篤實にして少しも飾れる所なく、有餘の財を散じてその不_レ足ものに補ひ、さらしくしき事を不_レ致、人にあたるに温藉を以てして、更にきぶくあしざまなる事なし、家來どもの手前不足なるものには、其事をたゞして其用をたらしむ、近比の生質人品には尤希有の人也と、世以て評せりと也、

師曰、知恵を立て利口を専とするものは、人皆是をにくんで其あだをなすもの多し、柔和にして人の事をうけ、其わざに情を出すものをば、世以て是を親しみ愛す、仁の徳の發見物を利する事如此也、古人云、柔者徳也、弱者人之所_レ助と云へるも此ことばり也、ここを以て信知正知の人は、あられなく物に當て或は破り或はそこなふこと多かるべからず、然りとて又可_レ害ことばりに究まりたるを遁れしむべきわけもなし、その間唯理のまゝにして仁によるのみ、論語に

孔子の徳を論じて、温而厲、威而不猛、恭而安といへるはこの心なるべきにや、

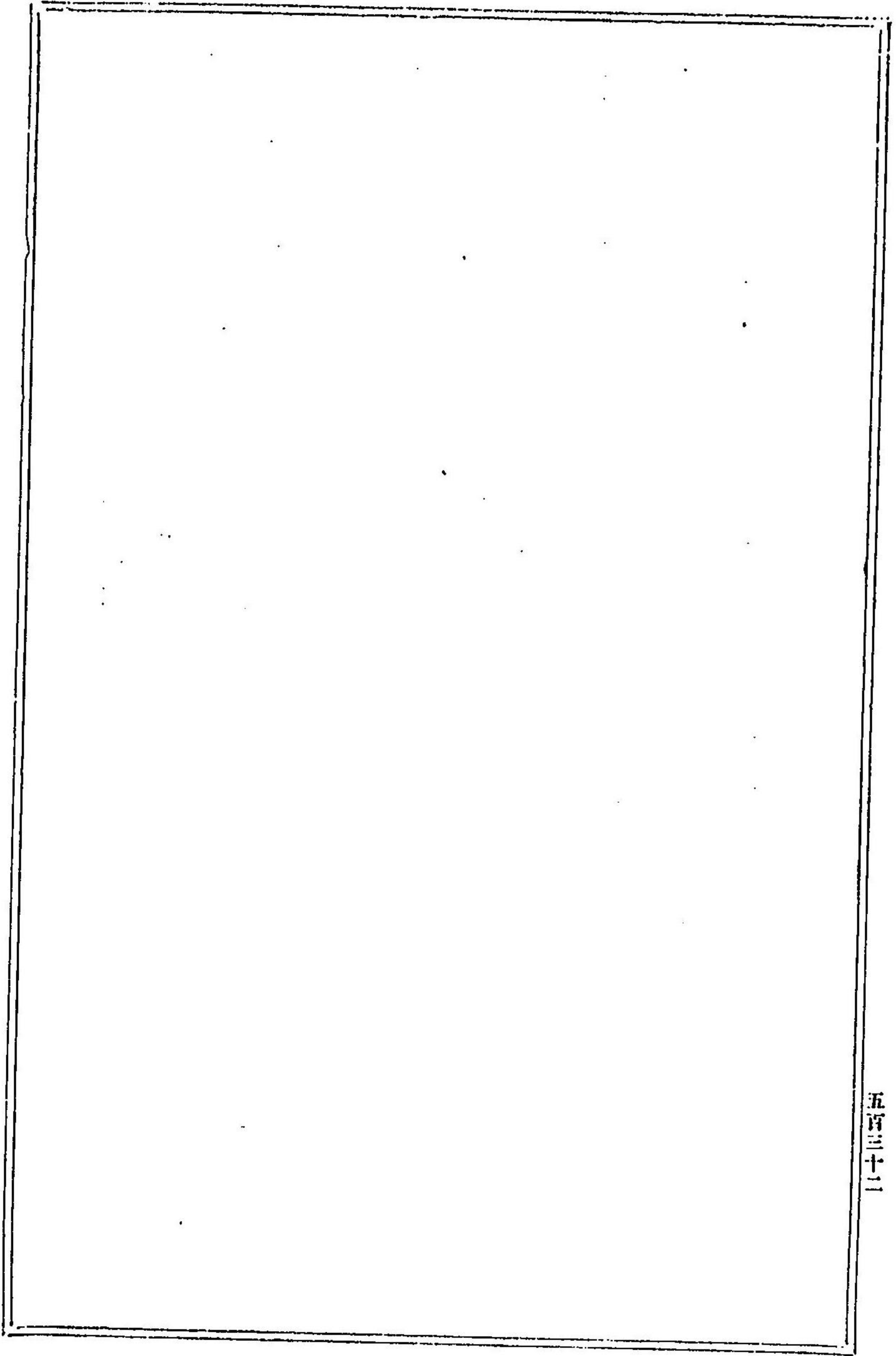
師曰、世の利口と云へるものは、皆利害を立て下の苦をかへりみず、唯專己が利を先にす、故に身寵せられ高位に至り、家あたゝかにして厚祿をはむものも、皆民と利を争ふて、自から田を耕し品を作ることになれり、是必竟真知あらずして、世俗手廻と云なる心ふかく、身を利するを第一として、人の用を不_レ取合がゆへに、民の苦をも不_レ見、人の害をも不_レ知なり、公儀休と云へる人は、我身官祿あるの上には外に利をなすべからずと云て、田園にうへし野菜をぬき棄、家婦のはたをるをやめしむと云へり、天地唯仁のみ也、故に仁を本とする時はこゝに違ふ事なく、身を不_レ立して其仁を行ふにもなりぬべし、董仲舒が策文に曰、夫天亦有所_レ分限、予_レ之齒_レ者去_レ其角_レ、傳_レ之翼_レ者兩_レ其足_レ、是所_レ受大者、不_レ得_レ取_レ小也、古之所_レ予_レ祿者、不_レ食_レ於力_レ、不_レ勤_レ於末_レ、工商_レ與_レ天同意者

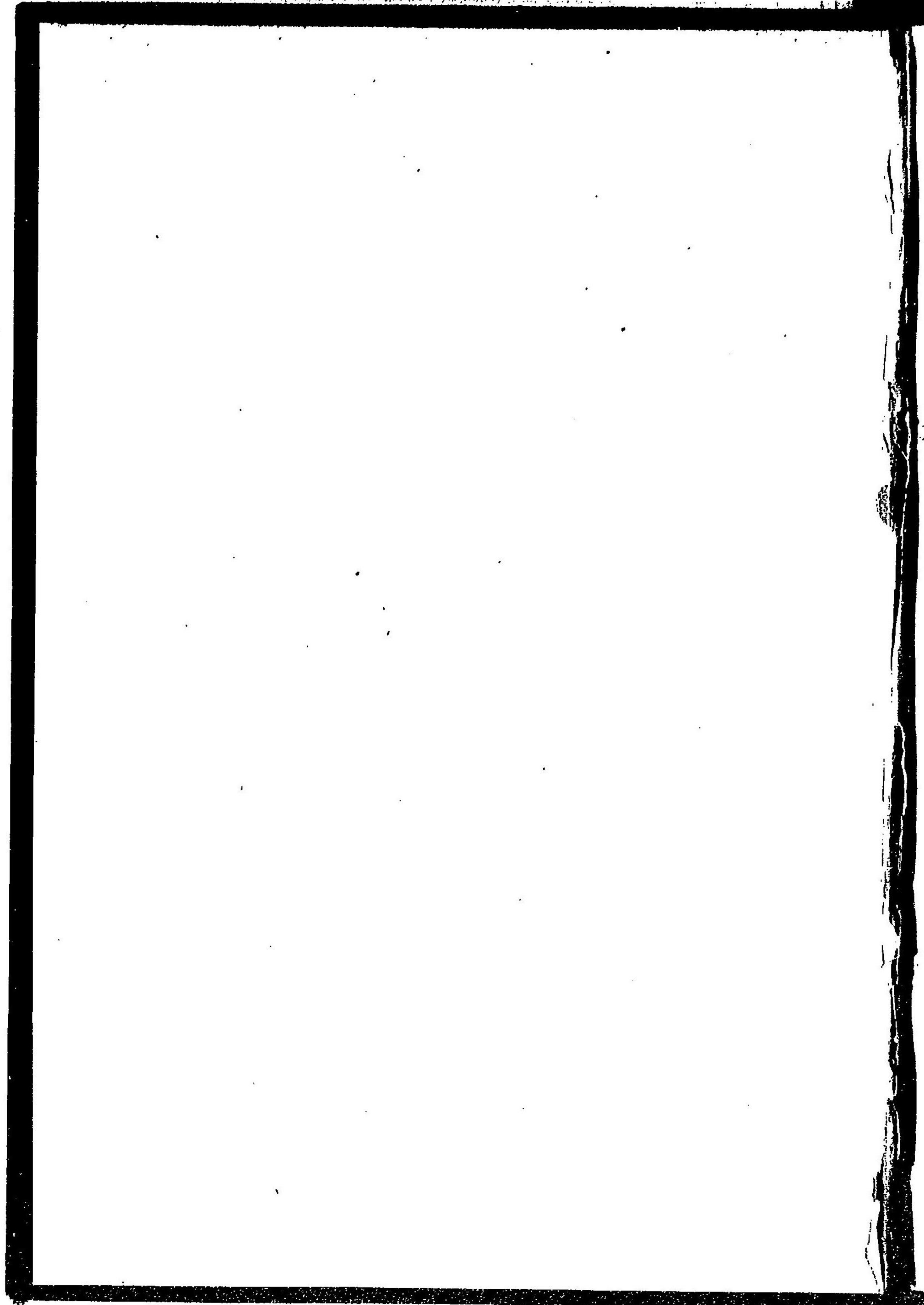
也、身寵而載_レ高位、家温而食_レ厚祿、因乘_レ富貴之資力、以與_レ民争_レ利於下、民安能如_レ之哉、若居_レ君子之位、當_レ君子之行、則舍_レ公儀休之相_レ魯、無_レ可_レ爲者一矣、

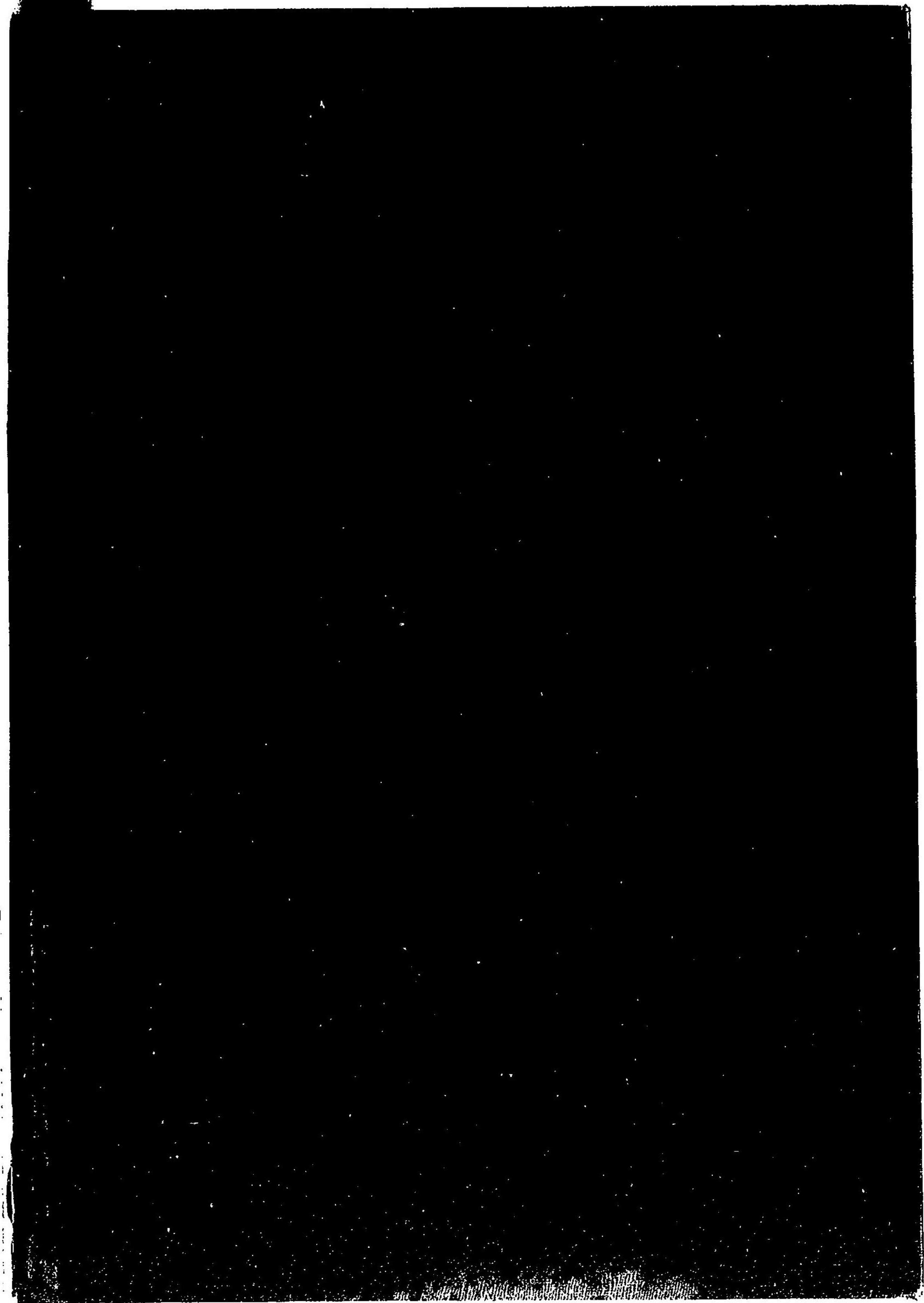
師曰、淺倉宗滴曰比申し行しは、大將たる仁は第一内の者能々成立候やうにと不斷心がけ吟味可_レ仕、殊に久しき侍はもとより、新參當參のものにても、忠義のあるもの、跡式等は、幼少の子どもと云へども是を取立て、人になる如くに惻すべし、實子なきに在いては、親存生の時似合の養子を可_レ仕と異見を加へ、あとの不_レ絶ごとくに可_レ申付、然ば子なきものも安堵の思をなし、其恩恵に思入ふかきもの也と云てけるとなり、

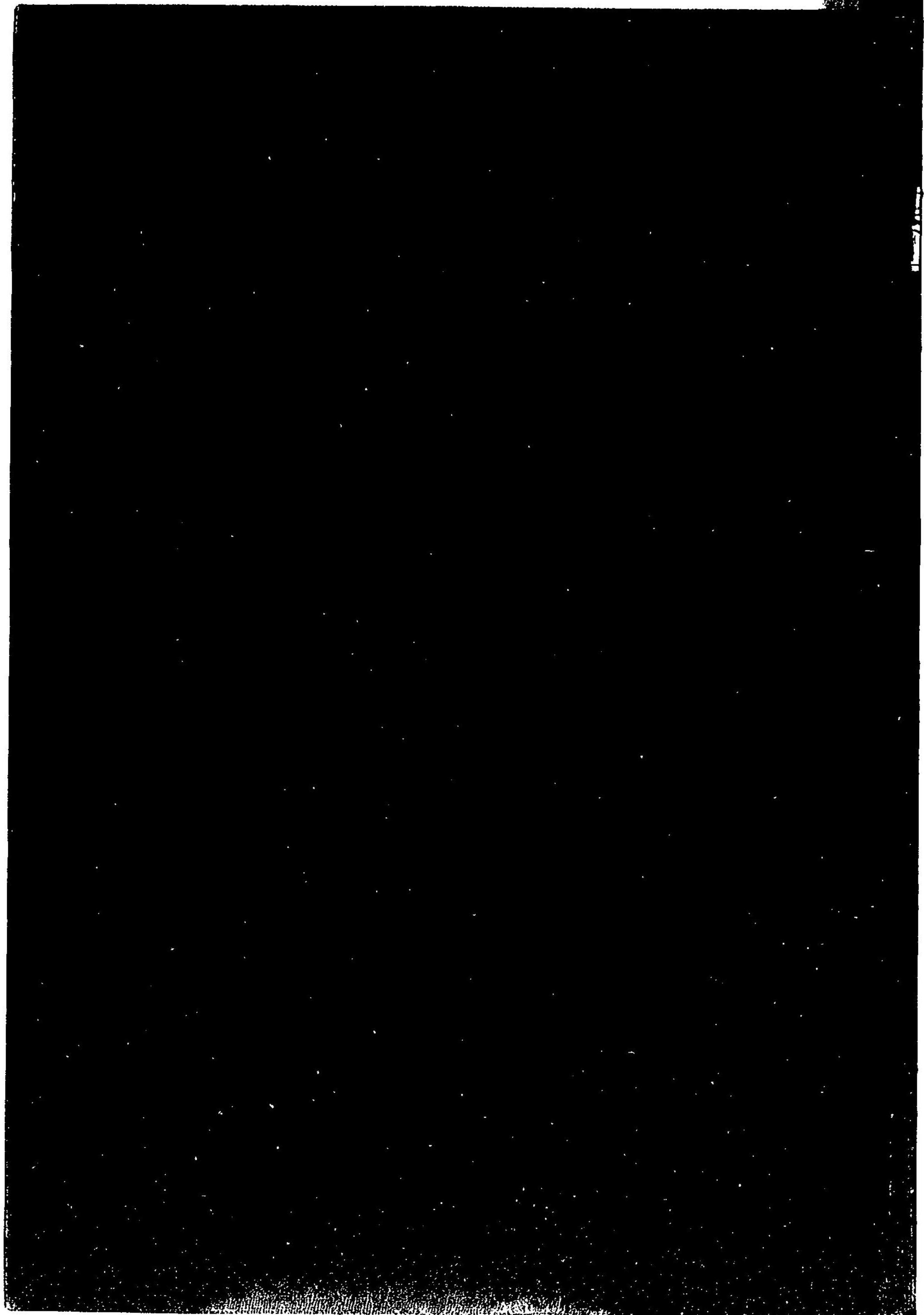
山鹿語類卷第二十三終

難波常雄校









山

麻

語

類